

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称ひこねじょう
彦根城2. 所在地(都道府県及び市町村名)しがけんひこねし
滋賀県彦根市3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、文化的景観の適用(未定)

4. 資産の概要

彦根城の東方約 2km には、中世以来の長い歴史を刻んできた佐和山城が存在する。彦根城は、この佐和山城を破城し、慶長 9 年(1604)から約 20 年の歳月を費やして幕府主導で築かれた近世城郭を代表する名城である。

彦根山の山頂には 3 階 3 重の天守がそびえ、その前後には鐘の丸・太鼓丸・西の丸が広がり、各種の櫓が天守を守備するように構築されている。また、太鼓丸と西の丸の端には大堀切、山の斜面には希有な構築物である登り石垣が築かれており、それらが櫓や門・石垣などとも巧妙に連結して高度に発達した軍事的防御施設を形成している。こうした城本来の防御施設とともに、山下には藩庁の機能をもった上屋敷(表御殿)や機能の異なる 2 つの下屋敷(玄宮楽々園・松原下屋敷)など藩主とその一族の居館施設でもある御殿が良好な形で現存・復元されている。彦根城は、防御にさまざまな工夫を凝らした城郭構造や城郭建造物とともに、書院をはじめ能舞台や茶室・庭園などで構成される御殿が良好な姿をとどめており、彦根藩主井伊家に伝来した豊かな美術工芸品や歴史資料などとともに、江戸時代の大名文化を明瞭な形で追認することができる。

一方、彦根の城下町は、湿地を埋め立て、河川を付け替えるなどの大規模な土木工事を実施して新しく造られた計画都市である。城下には 3 重の堀が巡り、堀によって 4 つに区画された城下町の町割りが今日でも良好に残っている。町割りは、武士・町人などの階層や寺院、あるいは魚屋・桶屋・職人などの職種による分化配置が見られ、処々に階層や職種によって異なる特有の建造物や町並みが今も遺存している。これらの城下町関連資産については構成資産(コア・ゾーン)とは

しないが、彦根城の資産価値を高めるためには有効な資産であり、緩衝地帯(バッファー・ゾーン)と位置づける。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成 22 年度までの取組・体制整備の状況

■ 滋賀県と彦根市との取組・体制整備

滋賀県と彦根市が共同で彦根城の世界遺産登録を推進するため、平成 22 年度に県教育長を会長、彦根市副市長を副会長とする「彦根城世界遺産登録推進会議」を設置した。

■ 彦根市の取組・体制整備

彦根市では、平成 4 年の暫定一覧表記載以来、教育委員会において彦根城の世界遺産登録に取り組んできたが、平成 19 年度には彦根城の世界遺産登録を推進する担当職員を市長部局（企画振興部）に配置し、平成 20 年度には彦根城世界遺産登録推進室を設置した。また、教育委員会では、平成 19 年度より教育部とは別に文化財部を新設して 2 部制とし、文化財部の下に文化財課・市史編さん室・彦根城博物館を置いた。平成 20 年度には特別史跡彦根城跡の所管を産業部観光振興課から文化財課に所管替えを行い、従来の城山公園事務所を彦根城管理事務所に名を改めて文化財課内に置いた。一方で、平成 21 年度には、景観と歴史まちづくり事業を推進するため、都市建設部の都市計画課内に景観・まちなみ保全室を設置するなど、全庁を挙げて世界遺産登録に取り組む体制を整えた。

◆ 企画振興部の取組

- ①平成 19 年度に「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」を設置した。
- ②平成 21 年度に「彦根城世界遺産登録推進委員会」を設置した。推進委員会に「ワーキング会議」を設けて推薦書原案の素案を作成し、平成 22 年 9 月に推進委員会へ提出。以後、世界遺産に詳しい国内有識者に素案を示して指導を受けた。
- ③平成 20 年度から「(仮称) 国宝四城近世城郭群研究会」を開催し、姫路城・松本城・犬山城との比較研究など、彦根城の世界遺産登録に向けた研究を幅広く実施。
- ④平成 20 年度にホームページ「彦根城」を開設した。
平成 21 年度から「世界遺産だより」を発行した。

◆ 教育委員会文化財部の取組

- ①構成資産に位置付けている各資産の文化財指定に向けた取組を実施した。
 - ・平成 13 年度：旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の国名勝指定
 - ・平成 19 年度：旧彦根藩主井伊家墓所（清涼寺）の国史跡指定

②特別史跡彦根城跡の調査と保存修理を実施した。

- ・昭和 48 年度～：石垣の保存修理
- ・平成 17 年度～平成 21 年度：石垣の総合調査と報告書の刊行
- ・平成 20 年度～平成 22 年度：彦根城跡の詳細測量調査の実施
- ・平成 22 年度：「彦根城跡内文化財保存活用計画策定委員会」を設置し、重要文化財佐和口多聞櫓の保存活用計画の策定に着手
- ・平成 22 年度：「彦根城跡樹木整備ワーキング会議」を設置し樹木整備計画を策定

③名勝玄宮楽々園の調査と保存修理を実施した。

- ・平成 17 年度～：楽々園の歴史的建造物の解体修理
- ・平成 20 年度～：玄宮楽々園の名勝指定範囲拡張に向けた調査
- ・平成 21 年度～：玄宮園魚躍沼の水質浄化のためのさく井工事
- ・平成 21 年度～：玄宮園魚躍沼護岸の保存修理

④名勝松原下屋敷（お浜御殿）庭園の公有地化を推進した。

- ・平成 15 年度～：公有地化

⑤歴史まちづくり事業（「彦根市歴史的風致維持向上計画」）を実施した。

- ・平成 21 年度～：旧池田屋敷長屋門の解体修理
- ・平成 21 年度～：金亀会館（旧彦根藩校「弘道館」講堂）の解体移築修理
- ・平成 21 年度～：旧彦根藩足輕組辻番所（善利組）の解体修理
- ・平成 21 年度～：長曾根口御門の復元整備
- ・平成 21 年度：彦根城と城下町の模型および C G の制作

⑥彦根城下町の伝統的建造物群保存地区指定を推進した。

- ・平成 21・22 年度：河原町・芹町の保存対策調査および報告書の刊行
- ・平成 22 年度：彦根市伝統的建造物群保存条例の制定

⑦彦根城下町の建造物調査を実施し、県市指定・国登録文化財とした。

平成 16 年度（市指定 1 件）・平成 17 年度（市指定 1 件）・平成 18 年度（市指定 2 件）・平成 19 年度（国登録 1 件）・平成 20 年度（市指定 3 件）・平成 21 年度（市指定 1 件）・平成 22 年度（市指定 2 件）

⑧佐和山城跡の国指定に向けた取組を推進した。

- ・平成 16 年度～：詳細測量調査

◆都市建設部の取組

①「彦根市景観計画」を策定した。

- ・平成 19 年度：旧城下町の約 400ha を「城下町景観形成地域」に指定

- ・平成 20 年度～平成 22 年度：景観計画に基づき、景観重要建造物 9 件と景観重要樹木 33 件を指定

②歴史まちづくり事業を推進した。

- ・平成 20 年度～平成 22 年度：歴史まちづくり事業により城下町の建造物 11 件を歴史的風致形成建造物に指定

(2) 平成 23 年度の新たな取組状況

■滋賀県と彦根市との取組

平成 23 年 8 月に第 1 回「彦根城世界遺産登録推進会議」を開催し、今日までの市の取組を再確認するとともに、構成資産等について意見交換を行った。今後は、県と市でより密接な連携を保ちながら登録に向けて推進を図ることを確認した。

■彦根市の取組

◆企画振興部の取組

- ①平成 23 年 9 月に、日本イコモス委員会の理事会を彦根で開催。推薦書原案の素案を示すとともに現地視察などをお願いして、具体的な指導を受けた。

◆教育委員会文化財部の取組

- ①特別史跡彦根城跡の調査と保存修理を実施した。

- ・3箇所 の石垣の保存修理
- ・石垣の保存修理報告書の刊行
- ・「彦根城跡内文化財保存活用計画策定委員会」を2回開催して重要文化財佐和口多聞櫓の保存活用計画を策定
- ・彦根城跡樹木整備計画にもとづいて樹木整備に着手

- ②名勝玄宮楽々園の調査と保存修理を実施した。

- ・平成 21 年度から実施してきた楽々園の最も大きな歴史的建造物である御書院棟の全解体修理が完了
- ・平成 20 年度から実施してきた玄宮楽々園の名勝指定範囲拡張に向けた調査が終了し、次年度申請予定
- ・平成 21 年度に 8 年計画で着手した玄宮園魚躍沼護岸の 23 年度調査区 310.5 m²の発掘調査を実施するとともに、22 年度調査区 299.4 m²の復元整備計画を策定

- ③名勝松原下屋敷（お浜御殿）庭園の公有地化を推進した。

- ・3筆 987.78 m²を公有地化し、次年度で公有地化を完了予定

- ④歴史まちづくり事業（「彦根市歴史的風致維持向上計画」）を実施した。

- ・旧池田屋敷長屋門の全解体修理が完了
- ・旧彦根藩足輕組辻番所（善利組）の全解体修理を実施中
- ・長曾根口御門の復元整備に向けた発掘調査を完了

- ⑤彦根城下町の伝統的建造物群保存地区指定を推進した。

- ・彦根市伝統的建造物群保存条例を施行

- ・「河原町・芹町地区伝統的建造物群保存地区保存審議会」を開催し、保存地区や保存計画などについて協議
- ⑥彦根城下町の建造物調査を実施し、4件を市指定文化財に、4件を国登録文化財とした。
- ⑦彦根市文化的景観の選定を推進した。
 - ・彦根市文化的景観調査検討委員会の開催
- ⑧佐和山城跡の国指定に向けた取組を推進した。
 - ・大手道の調査と整備
 - ・佐和山城跡総合調査検討委員会の開催

◆都市建設部の取組

- ①「彦根市景観計画」に基づき、景観重要建造物9件を新たに指定した。
- ②歴史まちづくり事業により城下町の建造物1件を歴史的風致形成建造物に指定した。

(3) 国宝四城の共同研究

(仮称) 国宝四城近世城郭群研究会設置に向けた松本市・犬山市・彦根市の担当者協議 H20. 3. 19 (彦根市で開催)

第1回 (仮称) 国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H20. 5. 12・13 (犬山市で開催)

第2回 同会議 H20. 8. 4・5 (松本市で開催)

第3回 同会議 H20. 10. 17・18 (彦根市で開催)

第4回 同会議 H20. 11. 10 (犬山市で開催)

第5回 同会議 H21. 5. 29 (松本市で開催)

第6回 同会議 H21. 7. 27 (彦根市で開催)

第7回 同会議 H22. 1. 23 (犬山市で開催)

第8回 同会議 H22. 6. 30 (松本市で開催)

第9回 同会議 H22. 8. 21 (犬山市で開催)

第10回 同会議 H23. 2. 17 (彦根市で開催)

第11回 同会議 H23. 5. 12 (松本市で開催)

第12回 同会議 H23. 10. 14 (犬山市で開催)

第13回 同会議 H24. 2. 8 (彦根市で開催)

(4) そのほかの彦根市の取組

- ①平成19年度に「彦根市文化財保護基金の設置、管理および処分に関する条例」を制定して文化財保護基金を設けた。
- ②平成20年度に「ふるさと納税制度」による寄附を文化財保護基金に積み立てる取組を実施した。
- ③平成20年度に「彦根市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、特別史跡彦根城跡とその隣接道路を「路上喫煙禁止地区」に指定した。
- ④平成21年度に「特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する

条例」を制定し施行した。

6. 推薦に向けた課題

(1) 推薦に向けた課題

彦根城の世界遺産の登録に向けて、文化庁から以下の課題が指摘された。

- ① 世界遺産に登録されている姫路城という同種遺産があることから、姫路城との差異を明確にし、姫路城とは異なった顕著な普遍的価値を有していることを立証すること。
- ② 彦根城の石垣や楽々園建造物の保存修理、玄宮園魚躍沼の浄化や護岸・園路等の保存整備がいまだ形として現れていない。彦根城跡の保存整備をさらに進展させること。
- ③ 文化財保護体制の整備等を図ること。

(2) 課題への対応状況

文化庁の指摘に対して彦根市では、

- ① 彦根城の独自性を証明するため、平成 8 年度以降、遺構・建造物・庭園そして豊富に伝来する古絵図や古文書などの各調査を継続的に実施している。同時に、姫路城にはない御殿や大名庭園の調査・整備を精力的に行い、価値の証明に努めているところである。御殿については、上屋敷である表御殿と、2 つの下屋敷である玄宮楽々園（槻御殿）と松原下屋敷（お浜御殿）が、それぞれ異なる機能を保ちながら領国内の政務と藩主一族の生活を維持していたことが具体的に明らかになってきている。

天守に代表される城郭建造物は、元和以降の太平の時代の到来とともに本来の機能を失って武威の象徴と化す。一方で御殿は、平和な武家政権を維持するため、権威を演出する舞台として重要な役割を担うようになる。城郭建造物と御殿は、ともに近世という新しい時代の幕開けに確立され、その後、250 年余続く武家政権の中で命脈を保った。彦根城に城郭建造物と御殿が共に現存している意義は大きい。

- ② 平成 10 年度以降、彦根城の計画的な保存整備を開始した。石垣については、昭和 48 年度から修理を継続中であり、平成 23 年度は 3 箇所の実施している。また、平成 17 年度から 20 年度に実施した石垣の総合調査が完了し、平成 21 年度には報告書を刊行した。今後、この調査成果を基に改めて石垣の修理計画を策定する予定である。名勝玄宮楽々園については、平成 17 年度より長期計画を立て、楽々園の歴史的建造物について順次解体修理を実施中である。平成 21 年度からは、3 ヶ年計画で最も大きな歴史的建造物である御書院棟の解体修理を実施しており、平成 23 年度で完了した。平成 24 年度以降は、御書院棟の奥に延びる数寄屋建築

へと修理の手を広げる予定である。玄宮園については、魚躍沼の水質浄化を行うため、さく井工事を実施して地下水による復元的な給水を準備している。また、現在の桜場駐車場一帯について試掘調査を実施し、かつての玄宮園の範囲を確定することができたため、平成 24 年度に名勝範囲の拡張を申請する予定である。一方で、課題であった玄宮園の魚躍沼の護岸についても、平成 21 年度より 8 年計画で発掘調査と復元整備を実施している。

名勝松原下屋敷については、平成 14 年度に彦根市が管理団体となり、平成 15 年度以降は公有地化に努めている。平成 23 年度の公有地化率は 94.93% となり、平成 24 年度で公有地化を完了の予定である。今後は、新たに庭園の整備や歴史的建造物の修理を行って公開の予定であり、平成 21 年度以降は春と秋に期間限定の特別公開を実施して周知に努めている。

③ 文化財保護体制については、平成 19 年度から教育委員会の中に新たに文化財部を設けて文化財の保護と活用の実務を行っている。平成 21 年度は、埋蔵文化財の専門職員 3 人と文献史学の専門職員 2 人を、また平成 23 年度には美術工芸の専門職員を新たに採用し、文化財部の専門職員の合計を 21 人に充実させた。

7. 基準の適用

- (i) 彦根城は、彦根山の地形や立地を活かして、丸と曲輪、大堀切、石垣、登り石垣、そして内堀・中堀などを巧妙に配置するなど、日本の近世城郭最盛期の防御技術を駆使して築城している。また、天守をはじめとする城郭建造物は、多様な破風を組み合わせるなど独特で優美な外観を構成しており、日本の近世城郭史上極めて美的完成度の高い建造物群である。防御施設として、また武威の象徴として、17 世紀初頭の英知を結集した傑作である。
- (iii) 防御にさまざまな工夫を凝らした城郭建築・城郭構造、書院をはじめ能舞台や茶室、庭園などで構成される御殿、そして、動産ではあるが彦根藩主井伊家に伝来した武器武具、能面・能装束、茶道具、調度品、そして歴史資料などが豊富に保存されており、それらが一体となって江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えることができる無二の存在である。
- (iv) 彦根城は、武威の象徴である天守をはじめとする城郭施設と、権威を演出する舞台として 250 年余の平和な武家政権を維持した御殿が、総体として良好に残る日本で唯一の顕著な見本である。

8. 真実性／完全性の証明

彦根城の天守や各櫓は、昭和 30 年代に相次いで解体調査を実施した。調査の結果、天守では墨書のある建築材が発見され、天守の完成が慶長 12 年(1607)頃であり、前身の建物が 5 階 4 重の旧天守であることが判明した。旧天守は井伊家に伝来した古文書『井伊年譜』などの記載により、大津城天守を移築したものと推測される。同様に解体調査や古文書などから、天秤櫓は長浜城大手門から移築された可能性が高く、太鼓門櫓と西の丸三重櫓も移築櫓であることが明らかとなっている。

一方、城下には機能の異なる 3 つの御殿が存在する。藩庁としての表御殿、藩主の隠居地としての玄宮楽々園（槻御殿）、離宮としての松原下屋敷（お浜御殿）である。これら 3 つの御殿は、ともに井伊家に伝来した古絵図が豊富に存在し、調査の結果、各御殿の詳細な変遷が明らかとなった。表御殿は、古絵図と発掘調査の成果が明瞭に符合したことから、文化庁の指導により復元的に整備することとした。復元に際しては、旧藩主井伊家伝来資料の収蔵・展示機能を保つため、それらのエリアについては R C 構造の外観復元とし、それ以外については木造や遺構により御殿の完全復元となるよう努め、総体として彦根城のビジターセンター的な機能を持つ彦根城博物館とした。楽々園や松原下屋敷を描いた絵図は、建造物の修復に活用している。また、彩色豊かな玄宮園絵図など各庭園の絵図も数多く伝来しており、坪庭絵図はその希少性が注目される。現在、これらの絵図や発掘調査の成果を基に、各庭園の修復に努めている。

彦根城は、高度に発達した城郭構造と天守や櫓などの城郭建造物を配し、江戸時代の大名文化を髣髴とさせる御殿が良好な姿をとどめており、江戸時代の長きに渡って花開いた日本の近世大名文化を代表する顕著な見本として、その完全性を証明するに十分である。

9. 類似資産との比較研究

平成 19 年度に設置した「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」において、姫路城との対比を通して彦根城の顕著な普遍的価値の証明に取り組んだ。

また、平成 20 年度からは、松本市、犬山市とともに、(仮称) 国宝四城近世城郭群研究会を開催して、姫路城、松本城、犬山城との比較研究等に取り組んでいる。主に城郭施設や御殿、城下町の遺存状況などについて比較研究を行っており、その結果、彦根城は、姫路城同様に最盛期の城郭建築として、複合式の天守や多様な櫓が良好な姿をとどめていることを明確にした。これらの城郭建築は建築史上、あるいは美術史上高い完成度を示している。

一方、姫路城や松本城、犬山城に認められないものとして、書院をはじめ能舞台・茶室・庭園などで構成される御殿が存在する。藩庁の

機能を持った表御殿が復元整備されており、江戸時代には槻御殿と称した玄宮楽々園と松原下屋敷（お浜御殿）の 2 つの下屋敷が現存しており、ともに国の名勝として往時の姿に修復整備中である。また、復元された表御殿は博物館として活用しており、旧彦根藩主井伊家に伝来した美術工芸品や歴史資料などを収蔵している。美術工芸品として表道具の刀剣や甲冑などの武器・武具、文化的教養の高さを物語る茶道具、能面・能装束、調度品、書跡・絵画など 5,184 件があり、歴史資料として古文書など 37,489 件を蔵する。これらの伝来資料の中には、国宝の彦根屏風など指定物件も多く、譜代大名筆頭として大老職を 5 人で 6 回輩出するという高い格式を誇った大名家に値する質と量を備えている。こうした資料は動産であるが、御殿や城郭施設を荘厳するものとして一体で理解すべきものであり、総体として江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えているといえよう。同時に、博物館には表御殿時代の能舞台を当初の位置に移築復元しており、表御殿の奥向きは発掘調査や古絵図に基づいて木造で復元している。

また、姫路城や松本城は、城下町の面影を伝えるものが余り残っていない。彦根城の城下町は、幾多の災禍を免れて 400 年前の都市計画のあり様を示す城下町の町割りがほとんど残っており、武士・町人などの階層や寺院、あるいは職種によって異なる特有の建造物が処々に遺存している。こうした建造物に対する市民の愛着は強く、近年、官民一体となった保存運動の盛り上がりも顕著である。現在、伝統的建造物群保存地区や歴史まちづくり法による事業を進めており、今後とも緩衝地帯（バッファー・ゾーン）として保存整備に努める。

彦根城は、城郭施設・御殿・城下町の 3 者がともに良好な形で保存され、日本の近世の城総構えを代表する顕著な見本である。

平成 21 年度からは、「彦根城世界遺産登録推進委員会」の下にワーキング会議を設けて、推薦書原案の素案を作成し、平成 22 年 9 月に推進委員会へ提出した。以後、世界遺産に詳しい国内有識者に素案を示して指導を受けており、平成 23 年 9 月には、日本イコモス委員会の理事会を彦根で開催していただき、理事各位に推薦書原案の素案を示すとともに現地視察などをお願いして、具体的な指導を受けた。今後は、国外の類似資産との比較研究にも目を向け、彦根城の世界的な価値の証明に務めていく予定である。

10. 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表及び位置図

一覧表：別紙「構成資産（コア・ゾーン）の一覧表」のとおり

位置図：別紙「構成資産・緩衝地帯位置図」のとおり

※今回の主な変更は、「彦根城世界遺産推進委員会」の意見により構成資産（コア・ゾーン）を城郭と御殿などに限定し、その他を緩衝地帯（バッファー・ゾーン）に変更した。

1 1 . 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

位置図：別紙「構成資産・緩衝地帯位置図」のとおり

規制の内容：

- ・彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 23 年 3 月制定）
- ・彦根市景観計画に基づく城下町景観形成地域に指定
- ・都市計画法に基づく地区計画（本町地区）、風致地区（彦根城風致地区・芹川風致地区・雨壺山風致地区・佐和山風致地区）に指定
- ・善利組足軽組屋敷等については、都市計画法に基づく新たな地区計画の導入などを検討中

1 2 . 保存管理計画の策定状況

- ・「特別史跡彦根城跡保存管理計画」（昭和 59 年 3 月）
- ・「特別史跡彦根城跡整備基本計画」（平成 4 年 6 月）
- ・「名勝玄宮楽々園整備基本計画」（平成 9 年 3 月）
- ・「名勝旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園保存管理計画」（平成 15 年 3 月）
- ・「彦根城跡内文化財保存活用計画」（平成 22 年度から順次作成中）
- ・「彦根藩主井伊家(清凉寺)墓所保存管理計画」（平成 25 年度作成予定）
- ・「包括的保存管理計画」（平成 25 年度作成予定）

1 3 . 推薦に向けた今後の準備スケジュール

平成 21 年度からは、「彦根城世界遺産登録推進委員会」に具体的な実務を行うワーキング会議を設置して、推薦書原案を作成し、平成 22 年 9 月に推進委員会へ提出した。以後、世界遺産に詳しい国内有識者に素案を示して、指導を受けてきたが、平成 23 年度に日本イコモス国内委員会理事らを招いた研究会での意見を受け、より確実に早期の登録を目指すため、構成資産を絞り込む方向で構成資産（コア・ゾーン）を変更。従来の推薦書原案についても修正を加える。

推薦書原案の修正案作成と併せて、類似遺産との比較研究、個別保存管理計画の策定、包括的保存管理計画の策定、その他推薦に向けた諸課題に取り組んでいく予定である。

また、滋賀県との「彦根城世界遺産登録推進会議」において協議を重ね、国からの指導・助言等を得て、平成 24 年度を目処に推薦書原案を作成し、速やかに国から推薦を得られるように取り組んでいく。

1 4 . その他

特になし。

別紙１ 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表

資産名称 彦根城

No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	ひこねじょうせき 彦根城 跡	特別史跡	—	滋賀県彦根市		
2	ひこねはんしゅい いけ ぼしよ 彦根藩主井伊家墓所	史跡	—	滋賀県彦根市		
3	げんきゆうらくらくえん 玄 宮楽々園	名勝	—	滋賀県彦根市	名勝範囲の変更（拡大） 申請を準備中 特別名勝への変更を準備中	
4	まつばら しもやしき はま 松原 下屋敷 （お 浜 ごてん ていえん 御殿）庭園	名勝	—	滋賀県彦根市		
5	ひこねじょうてんしゅ 彦根城 天守	国宝	—	滋賀県彦根市		
6	ひこねじょうたいこもんやぐら 彦根城 太鼓門 櫓	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
7	ひこねじょうてんびんやぐら 彦根城 天秤 櫓	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
8	ひこねじょうにし まる さんじゅう 彦根城 西 の 丸 三 重 やぐら 櫓	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
9	ひこねじょうに まる さ わ ぐち 彦根城 二 の 丸 佐 和 口 た も ん や ぐ ら 多聞 櫓	重要文化財	—	滋賀県彦根市		
10	ひこねじょううまや 彦根城 馬屋	重要文化財	—	滋賀県彦根市		

別紙2 構成資産・緩衝地帯位置図



4. 松原下屋敷（お浜御殿）庭園

3. 玄宮楽々園

5. 彦根城天守

8. 彦根城西の丸三重櫓

6. 彦根城太鼓門櫓

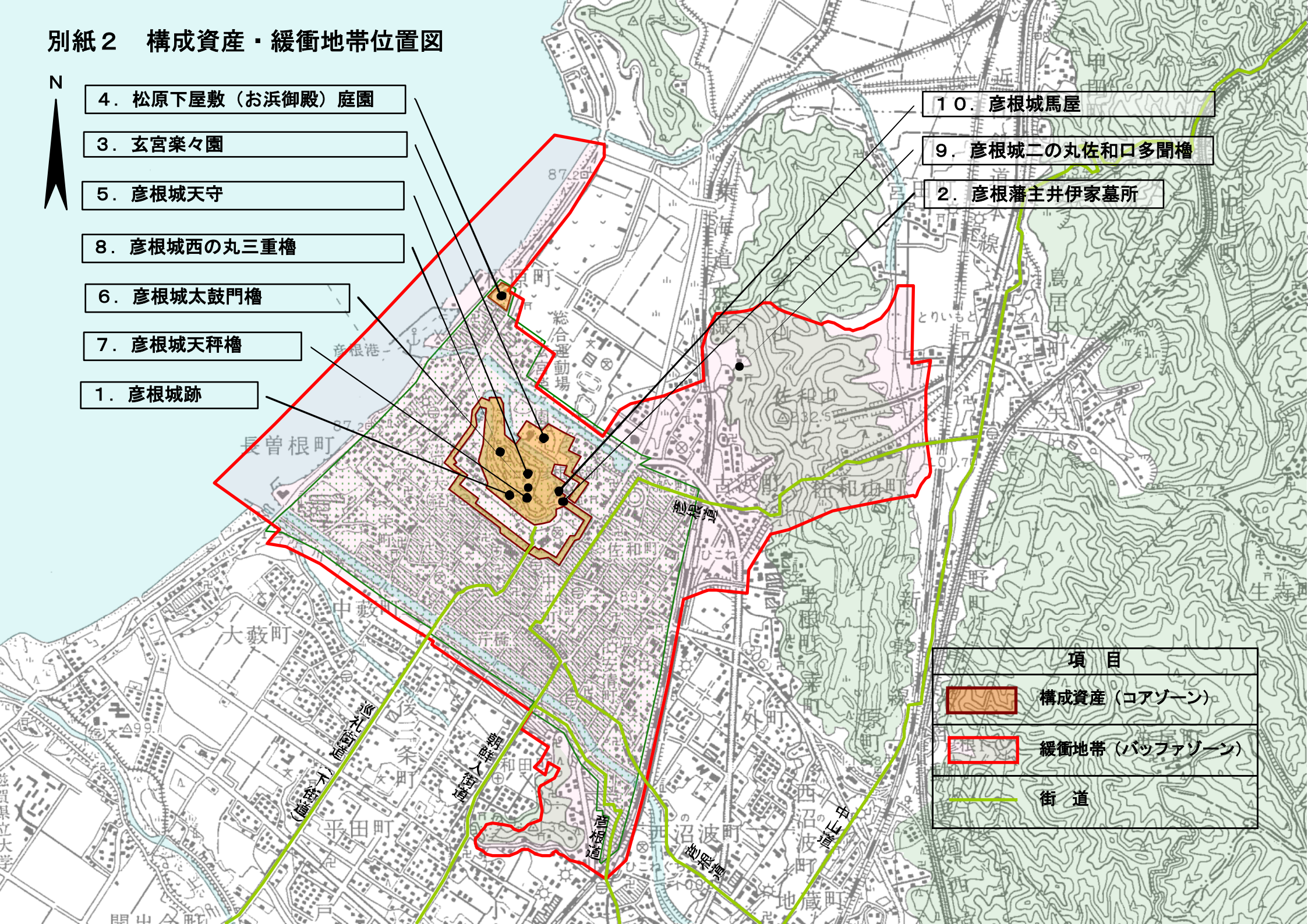
7. 彦根城天秤櫓

1. 彦根城跡

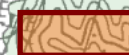
10. 彦根城馬屋

9. 彦根城二の丸佐和口多聞櫓

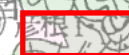
2. 彦根藩主井伊家墓所



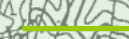
項目



構成資産（コアゾーン）



緩衝地帯（バッファゾーン）



街道

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

とみおかせいしじょう きぬさんぎょういさんぐん
「富岡製糸場と絹産業遺産群」

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

群馬県 いせさき ふじおか とみおか しもにた
群馬県 伊勢崎市、藤岡市、富岡市、下仁田町

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡(sites)

文化的景観の適用はなし

4. 資産の概要

「富岡製糸場と絹産業遺産群」は日本の本州中部にあり、「高品質な生糸の大量生産」の実現に貢献した、養蚕と製糸の技術交流と技術革新を表す、相互依存しあうひとつの資産群を形成している。この集合体は日本の近代化のみならず、アジア、そして世界の絹産業、絹の大衆化に大きな影響を与えた。

「高品質な生糸の大量生産」は製糸技術の革新と、原料となる良質な繭の増産を支えた養蚕技術の革新の双方が伴って成し遂げられた。富岡製糸場は 1872(明治 5)年に政府によって近代西欧の蒸気動力による器械製糸技術を導入して創建された、和洋技術を混交した工場建築を代表する、建築と技術両方の交流を示すものである。また、富岡製糸場には器械製糸から、自動繰糸機の実用化にいたるまでの、製糸の技術革新を伝える建築物、工作物が完全に遺っており、製糸の技術革新を代表するものである。さらに、養蚕の技術革新に重要な役割を果たしたのが、換気を重視した蚕室の革新の原点である田島弥平旧宅、標準養蚕方法の確立と普及をすすめた養蚕教育機関の高山社跡、養蚕多回数化を可能にした蚕種冷蔵技術を体現している荒船風穴である。

これらは、富岡製糸場が中心となり進めた繭品種の改良・統一運動に協力し、製糸と養蚕の連携体制を構築していた。この体制により、良質繭の安定大量供給が実現し、高品質生糸の大量生産のモデルが実現した。そしてこれらが、日本全国の製糸・養蚕施設のモデルとなった。

この結果、日本の生糸生産は 1930 年代には世界市場の 80%を独占するまでに発達した。また、この成功は絹産業の技術開発の中心が、それまでの中国と西欧から日本へと遷移したひとつの証明でもあり、以後は、これら 4 資産はもとより日本で開発された新技術が世界各国へ移転されるようになった。本件遺産群が中心となって成し遂げられた「高品質な生糸の大量生産」によって、より多くの人々が絹製品を入手できるようになり、近代社会の「大量生産・大量消費」という新しい価値観の普及に大きく貢献した。

構成資産候補

富岡製糸場（とみおかせいしじょう：富岡市）

- ・フランスの器械製糸技術を導入した日本初の本格的製糸工場
- ・和洋技術を混交した工場建築の代表
- ・日本の製糸技術開発の最先端として、国内の養蚕・製糸業を世界一の水準に成長させた場
- ・蚕の優良品種の開発とその普及を主導した場

田島弥平旧宅（たじまやへいきゅうたく：伊勢崎市）

- ・換気システムを取り入れた革新的な蚕室構造の開発（近代養蚕農家の原型）
- ・近代的養蚕法「清涼育」の開発、明治初期の日本養蚕を主導した場
- ・蚕種直輸出を通じた海外交流
- ・富岡製糸場が進めた蚕の優良品種の開発とその普及に重要な役割を果たした

高山社跡（たかやましゃあと：藤岡市）

- ・日本の近代養蚕法の標準となる養蚕技術、「清温育」を開発した場
- ・「清温育」実施のための革新的な蚕室構造の開発
- ・養蚕技術を日本全国及び海外に広めた民間養蚕教育機関
- ・富岡製糸場が進めた蚕の優良品種の開発とその普及に重要な役割を果たした

荒船風穴（あらふねふうけつ：下仁田町）

- ・自然に吹き出す冷気を利用し建設された日本最大規模の蚕種貯蔵施設
- ・養蚕多回数化に貢献した近代蚕種貯蔵施設の代表例
- ・富岡製糸場が進めた蚕の優良品種の開発とその普及に重要な役割を果たした

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

（１）暫定一覧表記載から平成２３年５月２６日世界文化遺産特別委員会報告時点（基準日：平成２２年１２月３１日）までの取組・体制整備の状況

【取組状況】

①群馬県世界遺産学術委員会及び国際専門家会議の開催

平成 21 年	7 月	第 1 回学術委員会
	8～9 月	第 2 回学術委員会（構成資産候補現地視察）
	10 月	第 3 回学術委員会
	12 月	第 4 回学術委員会
平成 22 年	2 月	第 1 回国際専門家会議兼第 5 回学術委員会
	5 月	第 6 回学術委員会
	7 月	第 7 回学術委員会
	10 月	第 8 回学術委員会
	11 月	第 2 回国際専門家会議兼第 9 回学術委員会

②国際シンポジウムの開催

平成 19 年 3 月 世界遺産フォーラム（開催地：富岡市）

平成 21 年 2 月 国際シンポジウム（開催地：前橋市）

平成 22 年 11 月 国際シンポジウム（開催地：前橋市）

③関係市町村との合同勉強会開催・包括的保存管理計画策定作業の実施

平成 21 年 5 月 第 1 回合同勉強会（緩衝地帯）

平成 22 年 3 月 第 2 回合同勉強会（緩衝地帯）

10 月 第 3 回合同勉強会（包括的保存管理計画）

④研究発表等

平成 17 年 5 月 TICCIIH 中間会議（名古屋）で富岡製糸場に関する発表。

平成 18 年 1 月 TICCIIH の雑誌『Industrial Patrimony No16』に富岡製糸場に関する論文を掲載。

平成 19 年 6 月 TICCIIH 第 3 回繊維部会（フランス、セダン）で、絹産業遺産群構想を発表。TICCIIH による繊維産業の比較研究レポート案に国際的交流の事例として掲載される。

平成 22 年 8 月 TICCIIH-ICOTEC 共同会議（フィンランド）で富岡製糸場に関するセッションを開催。

平成 22 年 9 月 『Industrial Patrimony No23』が本県の取り組みに関する特集を掲載。

セスト・サン・ジョヴァンニ世界遺産国際会議（イタリア）で世界遺産に関する取り組みを発表。

【体制整備状況】

①－ 1 県・市町村における担当部局の設置

＜群馬県＞ 平成 19 年度 企画部世界遺産推進室設置 職員 9 名

平成 21 年度 企画部世界遺産推室を世界遺産推進課に改編（体制強化） 職員 10 名

＜富岡市＞ 平成 20 年度 世界遺産推進部を廃し、教育委員会に「世界遺産課」、都市建設部都市計画課に「世界遺産まちづくり担当（にぎわい創出）（整備保全）」設置。

①－ 2 連携会議の設置

＜自治体間連絡会議＞

群馬県世界遺産関係市町村長会議（平成 20 年設置、必要に応じて開催）

群馬県世界遺産推進連絡会議（平成 20 年設置、年 2 回開催）

＜部局間連絡会議＞

群馬県企画会議世界遺産登録推進部会（平成 21 年設置、年 2 回開催）

＜県内ボランティア団体の連絡会議＞

シルクカントリーぐんま連絡協議会（平成 19 年設立、年 1 回開催）

県内絹産業遺産の PR 活動等に取り組む 7 団体の連絡協議会。

②専門家／有識者による委員会の設置

群馬県世界遺産学術委員会(平成 21 年設置、開催状況は上記(1)参照)

委員長 岡田保良 国士舘大学教授・国際イコモス執行委員

副委員長 清水慶一 国立科学博物館産業技術史資料情報センター参事

(H23. 2. 20 逝去)

委員 石井寛治 東京大学名誉教授

委員 斎藤英俊 京都女子大学教授

委員 鈴木 淳 東京大学大学院准教授

(2) 平成 23 年 5 月 26 日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成
時点(基準日:平成 24 年 3 月 1 日)までの取組・体制整備の状況

【取組状況】

①群馬県世界遺産学術委員会及び国際専門家会議の開催

平成 23 年 2 月 第 10 回学術委員会

5 月 第 11 回学術委員会

7 月 第 12 回学術委員会

10 月 第 3 回国際専門家会議兼第 13 回学術委員会

平成 24 年 2 月 第 14 回学術委員会

②国際シンポジウムの開催

平成 23 年 10 月 国際シンポジウム (開催地:前橋市)

③関係市町村との合同勉強会開催・包括的保存管理計画策定作業の実施

平成 23 年 3 月 第 1 回包括的保存管理計画作成ワーキング会議

平成 23 年 6 月 第 2 回包括的保存管理計画作成ワーキング会議

平成 23 年 8 月 第 3 回包括的保存管理計画作成ワーキング会議

平成 23 年 12 月 第 4 回包括的保存管理計画作成ワーキング会議

平成 24 年 3 月 第 5 回包括的保存管理計画作成ワーキング会議

④研究発表等

平成 23 年 12 月『Industrial Patrimony No26』に富岡製糸場等に関する
レポート掲載。

【体制整備状況】

①-1 県・市町村における担当部局の設置

〈富岡市〉平成 23 年度 世界遺産まちづくり部を設置し、富岡製糸場課
とまちづくり課を置く。(世界遺産課及び世界遺産
まちづくり担当は廃止。)

他は変更無し

①-2 連携会議の設置

上記(1)のとおり、自治体間連絡会議、部局間連絡会議、県内ボラン
ティア団体の連絡会議、専門家／有識者による委員会を継続。

6. 推薦に向けた課題

(1) 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会が提示した課題

①世界史的観点からの、遺産群の位置付けの明確化

国際専門家会議、国際シンポジウム、TICCIH（国際産業遺産保存委員会）等の国際学会での発表を通じて国内外の研究者の意見を収集した。これらの意見をもとに、学術委員会で検討を重ねてきた。

その結果、本資産群の世界史上の位置づけについては、これまでの「日本の近代化に果たした役割」に重点を置く考え方から、「近代絹産業における世界的な技術交流と技術革新に果たした役割」に重点を置く考え方に変更した。

②資産構成についての検討

学術委員会及び国際専門家会議の議論を経て、H23 年 10 月の国際専門家会議で、富岡製糸場と深い関連を持ち養蚕製糸分野における技術の交流と革新の場である、富岡製糸場、田島弥平旧宅、高山社跡、荒船風穴の4資産とすることが適切であるという結論に至った。

(2) その他の課題

田島弥平旧宅(伊勢崎市)の史跡指定について、平成 24 年 1 月に意見具申書を文化庁に提出。平成 24 年 5 月諮問予定。(下記 13. (2) 参照)。

7. 基準の適用

評価基準 (ii)

富岡製糸場は、高品質な生糸の大量生産を日本で実現するために、政府の主導の下に、近代西欧技術を導入して創建された。この工場は西欧技術の普及に貢献した後も製糸技術開発の先頭に立ち続け、養蚕技術の改良も促進した。その結果生まれた高度な製糸・養蚕技術は、20 世紀になると日本から世界各国へ移転され、現代の世界の絹産業を支えることとなった。本資産群は、こうした相互交流を最も良く示すものである。この交流は、高級繊維絹の大量生産を実現させ、民衆が絹製品を大量消費するという新しい消費文化を人類にもたらした。

評価基準 (iv)

推薦する資産は、19 世紀中期から 20 世紀に「高品質な生糸の大量生産」を実現させた、包括的な技術の集合体の顕著な見本である。本資産群は、その実現を導いた各種の技術革新の主要な舞台である。初期の器械製糸から自動繰糸機の実用化までの製糸技術、及び先進的な蚕の飼育システムの発達を伝える、建築と技術両方の革新を表す建築物・工作物のプロトタイプであり、現在まで完全に遺っている集合体である。こうした技術革新は、絹産業の発展にとって重要な役割を果たしたとともに、産業革命及び世界的な市場経済の拡張にも大きく貢献した。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

本件にかかる各構成資産は、その各々の時代に必要な実業の機能を果たすために当時の技術と資材によって建造されたものであり、後世に復元されたものはほとんどない。また、各時代の技術革新のための機能的改造は、資産の主要な特徴を損なうものではない。修理は本来の形態・意匠、材料・材質、用途、機能の真正性に配慮して行われ、技術や伝統も含め、主要な特徴の真正性が確保されている。

(2) 完全性

「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、近代の養蚕・製糸業分野での技術の国際交流を示す物証であり、かつ、世界の養蚕・製糸業を発展させた主要な技術革新を語るために不可欠な資産で構成されている。この4資産を一つの遺産群ととらえることで、生糸の大量生産がいかなる技術革新によって作り上げられたかが、養蚕、製糸の一連の生産システムの関係性と共に実物史料の集合体として示すことができる。各構成資産の範囲には、その技術交流と技術革新の重要な特徴を伝える建築物・構造物がすべて含まれ、適切に保存されている。

9. 類似資産との比較研究

(1) 国際的な比較研究

①世界遺産との比較

絹生産関連施設を含む世界遺産は、カゼルタ王宮(イタリア)の関連施設内にある絹関係の工房、リヨン歴史地区の絹織物工場、ダーウエント溪谷工場群の絹撚糸工場、白川郷・五箇山の合掌造り集落及びコースとセヴェンヌの地中海農村の文化的景観の中の養蚕農家の五件である。しかしこれらはいずれも「絹」そのものの実用生産を主題とした世界遺産ではない。このため、本件には「絹」を主題とした初めての世界遺産と考えられる。

②世界遺産以外の絹産業遺産の比較

世界遺産に未登録の資産との比較については、TICCIH(国際産業遺産保存委員会)の国際会議等を通じて情報収集を行い、世界遺産暫定一覧表への記載状況も含め世界の繊維産業遺産の概況を調査した。更に、本件資産が世界史上での重要な意義を持つ遺産であることを証明するため、海外コンサルタント(koinetwork)にも委託して調査を行った。更に中国、フランス、イタリアの近代製糸工場の残存状況を調査した結果、本件に匹敵する規模の近代製糸工場は残存していないとの結果を得ている。また、欧州と日本の養蚕農家比較すると、換気を重視する機能の点では共通性があり、近代以降に相互の技術が文献を通じて情報交換されている。しかし、実際の両者の養蚕農家建築は、構造、意匠、材料が全く異なっている。

(2) 国内の類似資産との比較研究

文化庁「国指定文化財等データベース」、各県の『近代化遺産総合調査報告書』及び『近代和風建築総合調査報告書』、『日本の民家調査報告書集成』、農商務省農務局編『蚕業取締成績』(1917(大正6)年)、長野県蚕病予防事務所『長野県風穴調』(1910(明治43)年)、『全国風穴調』(1909(明治42)年、編者・出版者とも不明)をなどの資料を使用して、類似資産の規模、残存状況、歴史的価値を確認した。さらに、長野県については市町村指定文化財についても類似資産の確認を行った。上記の各調査で把握された「近代産業遺産」の中で、19～20世紀の製糸技術発展に関する交流と技術革新といった観点から眺めて、その規模、歴史的価値、残存状況のいずれの点においても富岡製糸場に相当する資産は存在しなかった。また、田島弥平旧宅と高山社跡は他の養蚕農家に比べて、蚕室の構造革新と養蚕方法の普及について、その資産が示す技術革新の内容、歴史的意義の点で傑出しており、荒船風穴は蚕種貯蔵施設として日本最大の風穴であることが証明されている。

10. 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表及び位置図

一覧表 別紙1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図 別紙2 図1のとおり

11. 緩衝地帯（バッファ・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

- ・富岡市：平成20年度景観計画策定 平成21年10月1日条例施行
- ・伊勢崎市：平成19年度景観計画策定 平成20年4月1日条例施行
- ・藤岡市：平成23年度から景観計画策定手続中、平成24年内完成)
- ・下仁田町：平成23年度景観計画策定 平成24年1月条例施行
(景観重点区域以外の範囲は、森林法に基づく保安林に指定)

適用される規制内容

景観法に基づく条例により、建築・工作物の新築、増・改築について、高さや色彩変更等の行為に対する届出を義務づけ、必要に応じて勧告・命令を行うことにより、景観の保全を図っていく。

森林法に基づき指定された保安林については、開墾などの土地の形質の変更や、立木の伐採などの行為に対する規制が設けられており、森林機能の保全を図っていく。

12. 保存管理計画の策定状況

(1) 各構成資産候補に係る保存管理計画

- ・既策定済み：旧富岡製糸場
- ・平成 23 年度完成：荒船風穴、高山社跡
- ・平成 24 年完成予定：田島弥平旧宅

(2) 包括的保存管理計画

- ・平成 21 年度：基礎調査実施
- ・平成 22 年度：詳細調査実施、県・市町実務担当者ワーキンググループ編成、作成に着手。
- ・平成 23 年度：計画原案の完成
- ・平成 24 年：計画原案の改訂・施行予定

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

(1) 推薦書作成準備作業（予定）

- ～平成 22 年度：比較研究・推薦書原案作成
- 平成 23 年度：推薦書原案改訂作業
- 平成 24 年度：推薦書提出
- 平成 25 年度：イコモスによる現地調査
- 平成 26 年度：世界遺産委員会の審議・登録

(2) 推薦書作成に向けた諸条件の整備

未指定資産に対する文化財保護法による保護措置 1 件
田島弥平旧宅（伊勢崎市）

- ～平成 23 年度 基礎調査実施
- 平成 24 年 1 月 史跡指定意見具申
- 平成 24 年 8 月頃 史跡指定(予定)

14. その他

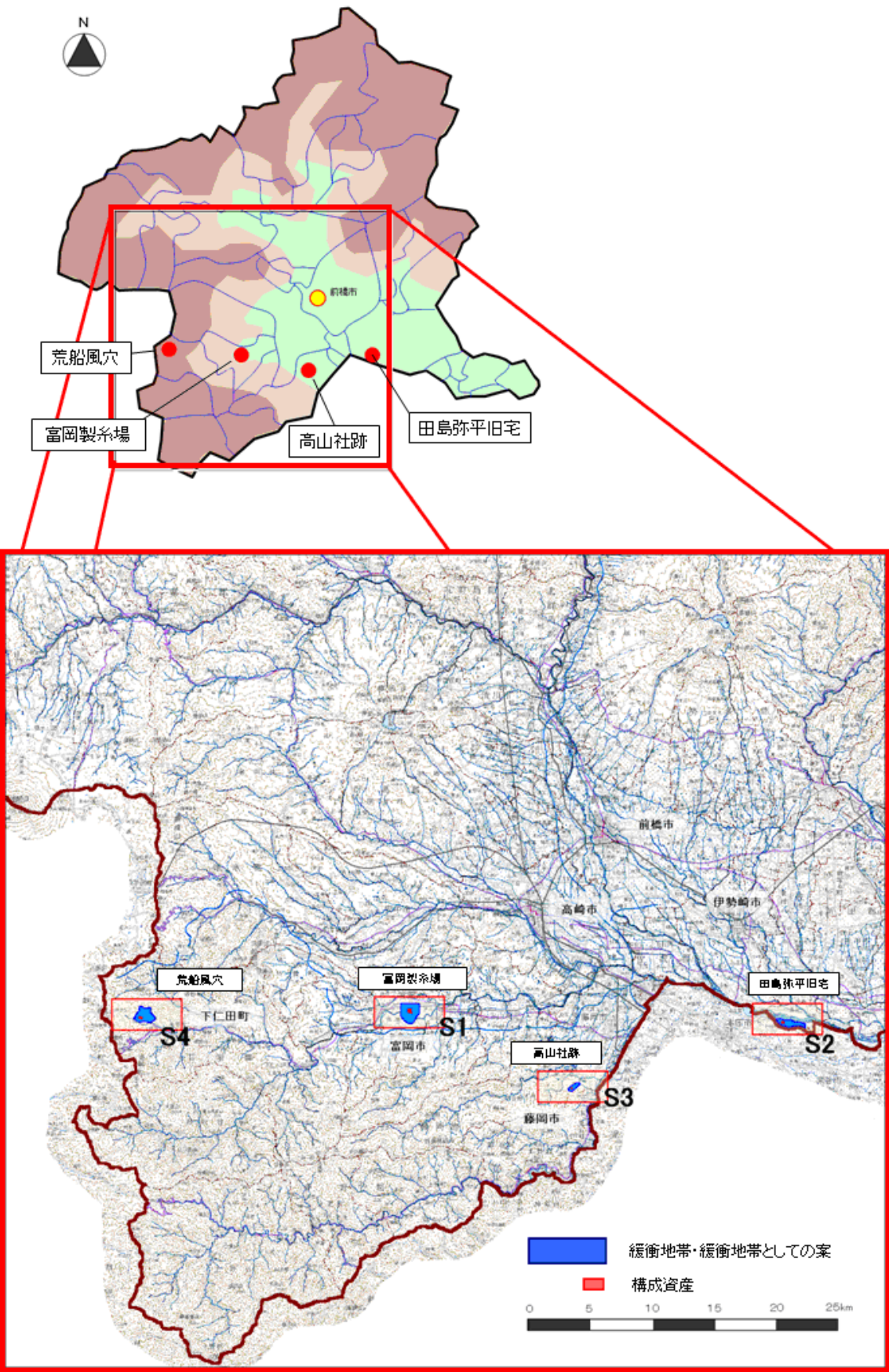
- (1) 資産名称及び各構成資産名称は、推薦書提出までに再検討を行う。

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 富岡製糸場と絹産業遺産群

No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	トミオカヒシジョウ 富岡製糸場	史跡・ 重要文化財		群馬県富岡市		指定名称「旧富 岡製糸場」
2	タジマ ヤヘイ キュウタク 田島弥平旧宅			群馬県伊勢崎市	平成24年度の史跡 指定に向けて準備 中。意見具申書提出 済み。	
3	タカヤマシャアト 高山社跡	史跡		群馬県藤岡市		
4	アラフネフウケツ 荒船風穴	史跡		群馬県下仁田町		指定名称「荒 船・東谷風穴蚕 種貯蔵所跡」

図－1 構成資産位置図



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

あすか ふじわら きゅうと かんれん しさんぐん
「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

ならけん あすかむら さくらいし かしはらし
奈良県 明日香村、桜井市、橿原市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡

4. 資産の概要

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」は、6世紀末から8世紀初めにかけての中国を中心とした東アジア文化圏における政治・文化等の価値観の重要な交流とこれをもとにした律令制等による新たな国家の形成過程をあらわす累代の天皇・皇族の宮殿をはじめそれに附属する苑池などの諸施設、我が国はじめての条坊制による本格的都城やその内外に営まれた諸寺院、当時の有力者の墳墓などの遺跡群であり、地下に重要な遺構・遺物が遺存する我が国の考古学的遺跡を代表するものである。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成23年5月26日世界文化遺産特別委員会報告時点(基準日:平成22年12月31日)までの取組・体制整備の状況
＜これまでの取組＞

平成19年	1月	世界遺産暫定一覧表記載
	10月	登録推進協議会設立(現在まで5回開催)
平成20年	3月	専門委員会設立(現在まで10回開催)
	5月	資産の完全性の確保に関する検討会(3回開催)
	6月	サポート会議設立(5回開催)
	10月	世界遺産講演会(講師:モンペリエ大学パシヨン教授)
	12月	第3回サポート会議
平成21年	1月	「Discovering Asukamura」英字新聞デイリー読売掲載

(計6回連載)

2月	世界遺産慶州歴史遺蹟地区視察
6月	第33回世界遺産委員会参加
9月	イコモス委員ジュリエット・ラムゼー氏「飛鳥・藤原」現地視察 サポート会議主催「世界遺産候補地を歩く」 ウォーキングイベント開催
11月	シンボルマークの決定(公募6月～)
平成22年 2月	「飛鳥・藤原」OUVに関する専門家会議(講師: オーストラリア/リチャード・マッケイ氏) 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」世界遺産国際シ ンポジウム(講師:リチャード・マッケイ氏、朴方龍氏等)
7月	OUV 証明のための類似資産比較研究基礎調査

<体制>

① 登録推進協議会

(会長:知事 副会長:明日香村長、橿原市長、桜井市長 委員:県
及び市村教育長 他関係部課長 事務局:奈良県文化・教育課)
ワーキング会議
(事業内容に関する検討会。県及び市村関係課長により構成)

② 専門委員会

(考古学、古代史、都市史、都市計画・景観、地域づくりに関する学
識者による委員会 7名)

③ サポート会議

(NPO、地域住民を主体とした協働事業の実施 構成:15団体約
50名 事務局:明日香村)

(2) 平成23年5月26日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成
時点(基準日:平成24年3月1日)までの取組・体制整備の状況

<これまでの取組>

平成23年	OUV 証明のための類似資産比較研究調査
平成24年 3月	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群セミナー」 (講師:中村英俊(岩手県教委))

<体制>

① 登録推進協議会

(会長:知事 副会長:明日香村長、橿原市長、桜井市長 委員:県
及び市村教育長 他関係部課長 事務局:奈良県文化・教育課)
ワーキング会議
(事業内容に関する検討会。県及び市村関係課長により構成)

② 専門委員会

(考古学、古代史、都市史、都市計画・景観、地域づくりに関する学

識者による委員会 7名)

③ サポート会議

(NPO、地域住民を主体とした協働事業の実施 構成：15 団体約
50 名 事務局：明日香村)

6. 推薦に向けた課題

< 課題 1 >

「4.資産の概要」で記載した資産のテーマ設定により、評価基準(ii)、(iii)に基づく OUV の証明に関しての東アジア諸国の類似資産との比較検証及び完全性の確保のための資産構成の検討と個々の資産の考古学的知見の充実。



(対応)

平成22年度より「飛鳥・藤原」と同じ文化圏にあった中国、朝鮮半島、ベトナム等の類似資産(暫定一覧表記載資産を含む)を広く網羅的に抽出し、その資産概要や価値基準等の基礎調査を行っている。また平成23年度には、この基礎調査の結果に基づいてさらに類似資産の絞り込んで情報を収集し、比較検討をおこなった。

< 課題 2 >

資産の価値について海外への積極的な情報発信、海外のイコモス関係者等専門家を交えた資産評価の検討。



(対応)

- ・平成22年2月にはオーストラリア及び韓国の専門家を招聘し、専門家会議及び世界遺産国際シンポジウムを開催、また現地視察を行った。
- ・24年度にも国内外の専門家を招聘し、専門家会議や国際シンポジウムを開催する予定である。
- ・「飛鳥・藤原」の歴史的遺産だけでなく、地域の伝統行事などの魅力を外国人来訪者に伝えるため、「DISCOVERING Asuka-Fujiwara」と題した英語の情報誌を発行した。
- ・「飛鳥・藤原」の構成資産にかかる解説板の整備において、海外からの来訪者(専門家、一般旅行者)の理解を図るため、多言語(英語、韓国語、中国語)による表示を行うべく内容の検討を進めている。

< 課題 3 >

地下遺構を主体とする資産の価値が現地で体感できる仕組みづくり。



(対応)

- ・平成22年度より、構成資産に係る解説板の充実を図るため、海外からの来訪者のための多言語の解説、「飛鳥・藤原」のテーマ（東アジアの交流）を表現する「ゆかり」、地下遺構のもつ価値を理解するための遺構図・復元図、及び歴史展示の観点も踏まえた情報等が表示された解説板を「伝飛鳥板蓋宮跡」「川原寺跡」など順次整備していく計画である。
- ・平成23年度より、現実の風景にCGによる宮殿等復元建築物を出現させる最先端のデジタル技術（MR技術）を導入し、新たな展示方法としての活用を検討する。また、CGモデル作成済みの遺跡等でのMR体験イベント（ウォーキングイベント、年2回）を実施していく予定。

<課題4>

世界遺産登録に向けた地元住民の機運の醸成



（対応）

- ・平成24年3月に「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群セミナー―平泉に学ぶ世界遺産登録―」と題したセミナーを開催。岩手県教委の中村英俊氏を招き、講演と、地元の飛鳥・橿原ユネスコ協会相談役（元ユネスコ協会連盟事務局長）、観光協会会長、専門委員会委員長を交えたトークセッションをおこなった。
- ・また、事業の知名度向上のため、23年度事業として様々な啓発グッズを作成し、地元住民の意識向上に努めた。

7. 基準の適用

- （ii）隋、唐による中国の統一国家の誕生に伴い、朝鮮半島の情勢も変わるなど東アジア世界が激動するなかで東アジア文化圏と呼ばれる世界が成立する。

このなかで我が国は外交的には自立を確保しながらこの文化圏に深く含まれ、遣唐使の派遣などにより政治制度としての律令制の導入、仏教の受容や様々な文化・技術等を積極的に摂取した。

このことは、飛鳥・藤原の遺跡群が伝える当時の設計理念、立地計画、構築技術をはじめ古墳に描かれた壁画等のなかに明瞭に示されている。

しかし、中国、朝鮮半島の影響を受けながらも、宮殿特に天皇が居住する建物については日本の伝統的な掘立柱による建築が行われ、宮の構造について朝堂院など儀礼執行空間の拡大が伴う変遷は独自に発展させたものである。また、古墳における前方後円墳、横穴式石室に見る巨石構造、天皇陵としての八角形墳など固有の形態、構造が確認できる。

この様に、「飛鳥・藤原」は東アジア文化圏の交流のなかで価値観を周辺諸国とともに共有しつつ固有の価値観の維持、発展がみられる希有な事

例である。

- (iii) 「飛鳥・藤原」の遺跡群は木造建築の遺構を主体とすることから、地上に可視的な痕跡を残すことが稀な、地下に重要な遺構・遺物が遺存する我が国の考古学的遺跡の価値・特質を代表するものである。

これらは飛鳥・藤原の地がその後再び我が国の政治・経済・宗教の中心地となることがなかったことから、我が国はじめての宮殿・寺院、宮都の関連施設として整備された水時計や工房等施設の遺跡群は歴史の変容を受けず、今なお良好に遺存され、東アジア文化圏を特徴づける律令制による政治制度の確立や仏教の受容による新たな国家（「日本」）の形成過程を明瞭に示している。

さらに、「飛鳥・藤原」の時代に生まれた律令は国家の基本法として以後千年にわたり存続し、官僚制等政治機構の原点として現代日本政治の基層をなし、仏教等の宗教・思想はそれまでの自然物崇拜等に加え現在の日本人が共有する精神態様の基本的素材として、精神文化、生活様式の基盤のひとつとなった。

また、新たな国家形成の過程のなかで、前代の古墳文化が倭国と呼ばれた首長連合の国家体制を象徴する前方後円墳の消滅にはじまる変容と終焉を迎える。「飛鳥・藤原」の多様な形態と構造をもつ古墳群は、今は失われた古墳文化の終末期の有様を明瞭に示す事例である。

- (vi) これまで議論はされつつも適用していなかった評価基準（vi）について、現在、適用に向け議論を進めている。

8. 真実性／完全性の証明

○評価基準（ii）にかかる真実性、完全性の証明について

真実性：東アジア文化圏における意匠の影響や交流の明瞭性が以下の事例のとおり実証されている。

- ・中国の政治統治の思想が反映された宮都遺跡における大極殿の建設、正方位をとる建物配置、都城構造（条坊制）
- ・中国由来の天文思想、四神思想、神仙思想が反映された古墳における立地や壁画、亀形石槽等の石造物、大和三山に囲まれた藤原宮の立地（三山鎮護の思想）。仏教思想が反映された寺院の伽藍配置。
- ・朝鮮半島からもたらされた土木、建築等技術が反映された寺院等の礎石瓦葺建築、版築工法。

完全性：東アジア文化圏における交流が全体として示されているか、資

産構成について現在検討中であるが、物理的にはそれらは地下遺構として良好な状態で保たれている。

○評価基準（iii）にかかる真実性、完全性の証明について

真実性：建築物等の痕跡だけが残る遺構は、土器や瓦及び木簡などの文字資料等豊富な出土遺物とともに精緻な調査が行われ、「日本書紀」等の文献史料の研究も併せ、今は失われた宮殿等建築物の構造、機能、用途等を明確にしている。これにより我が国ではじめて確認された宮殿跡や宮を中心とした付属施設がそれぞれ機能を分掌し全体として宮都の機能を果たした宮都空間が飛鳥にはじめて誕生し、それが本格的な条坊制都城としての藤原京に発展する宮都の形成過程が判明している。また古墳について、多様な石室構造、墳形及び出土遺物である土器による編年により、変容と終焉の過程が明確となっている。

完全性：資産構成については現在検討中であるが、宮とその関連施設である宮都エリア及び古墳による奥津城エリアにより「飛鳥・藤原」の価値を証明する高い考古学的価値を有する地区が現在含まれている。

9. 類似資産との比較研究

○「慶州歴史遺蹟地区」視察

日 程：平成21年2月17日～19日

参加者：木下正史（専門委員会委員長） 他県市村担当者

面談者：慶州市文化財課長、国立慶州文化財研究所長・学芸研究室長

比較検証の概要

- ・ 慶州歴史地区も評価基準(ii)によるものの、提案書にみるかぎり、中国など東アジア文化圏の交流の観点からの普遍的価値の証明はなされていない。
- ・ 慶州は時代毎に特別の要衝の地としての役割を果たしたことから、各時期の文化を重要視し、慶州歴史地区は、三国時代から統一新羅時代のものを中心に高麗時代までの多様な遺跡を含む。6世紀末～8世紀初めの東アジアとの交流とそれに基づく新たな国家形成をテーマとする「飛鳥・藤原」とコンセプトが明らかに相違する。
- ・ 都城理念にも明らかな相違が見られる。日本は中国を規範とす

る 整然とした区画整理がなされた都城「藤原京」を出現させる。慶州も中国に倣ったものではあるが、都城内に既に存在した宮城施設等を前提に後付けの状態で条坊による都市計画を配置したため、坊の規格が不統一で、道路規格も整然とした等級的な格差をもって整備されていない。さらに都城内に統一以前の歴代の陵墓と推定される大規模な古墳群を包含している。

○ 類似資産比較研究基礎調査事業

事業年度：平成 22 年度実施

事業内容：同じ東アジア文化圏にあった中国、朝鮮、ベトナム等の類似の世界遺産（暫定一覧表記載資産含む）との比較研究のための情報収集、文献調査（委託事業）を実施。

登録及び暫定の全資産を対象に要素・キーワード・内容による絞り込みをおこなって、アジア太平洋地域の登録資産 25 件、暫定資産 12 件を抽出し、基礎情報を得た。

○ 類似資産比較研究調査事業

事業年度：平成 23 年度実施

事業内容：平成 22 年度の基礎調査の結果に基づき、下記の登録資産 3 件、暫定資産 2 件に絞り込み、前年度よりも詳細な情報収集をおこない、OUV の検討結果との整合性を図りながら比較検討おこなった。

比較対象：慶州歴史遺蹟地区（韓国）

古代高句麗王国の首都と古墳群（中国）

オルホン溪谷の文化的景観（モンゴル）

平壤の歴史的遺蹟（北朝鮮）

百済歴史遺蹟地区（韓国）

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

一覧表 別紙 1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図 別紙 2 のとおり

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

（別紙 2 位置図参照。ただし、緩衝地帯の範囲については検討中）

・ 古都保存法による規制

古都保存法（昭和 41 年施行）に基づき明日香村の全村域及び橿原市の一部が「歴史的風土特別保存地区」に指定。（明日香村は明日香法（昭和 55 年施行）に基づき、さらに第 1 種と第 2 種に区分）。

住宅新築が基本的に地区指定時に宅地であり、現に存する建築物の建て替えのために行われるものに限定されるなど、建築、土地形質変更等の行為が「歴史的風土」の保存のため厳しく制限される。

- ・ 奈良県風致地区条例による規制

奈良県風致地区条例(昭和 45 年施行)に基づき明日香村の全村域及び桜井市、橿原市の一部が「風致地区」に指定。

建築物の新築等において種別に応じて高さ・建ぺい率・緑地率等の基準や、「風致保全方針」に基づく意匠・形態等の規制が行われるなど建築、土地形質変更等の行為が「周辺の風致と著しく不調和」とならないよう制限される。

- ・ 明日香村景観条例、景観計画による規制

平成 23 年 4 月 1 日に施行。

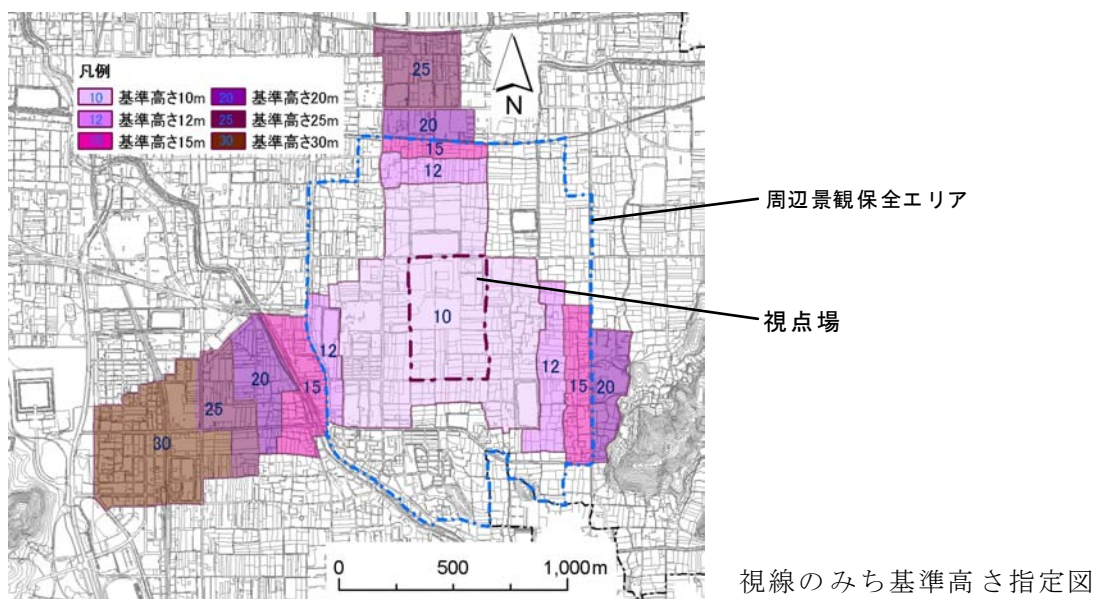
村全域を景観計画区域に指定し、これまでの古都保存法や明日香法、奈良県風致地区条例に加えて、住宅の規模や意匠・形態、屋外の自動販売機などへの新たな基準を追加し、景観の保全のための厳しい規制をおこなう。

- ・ 橿原市景観条例、景観計画による規制

平成 24 年 1 月 1 日に改正。

名勝「大和三山」の景観を保全するため、特別史跡「藤原宮跡」を視点場として「周辺景観保全エリア」と「遠望景観保全エリア」を設定し、建築物等に対して高さや面積・形態・意匠・色彩などに基準を定めて、周辺景観の維持保全を図る。

また、上記エリアのうち、視点場と大和三山の山並みの見え高 1 / 2 の高さを結ぶ範囲を「視線のみち」とし、建築物・工作物の超えてはならない限度の高さの基準を定めている。



12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別資産に係る保存管理計画

① 明日香村

ア 現況：平成16年度に全村を対象にした史跡毎の個別保存管理計画をまとめて、史跡指定地・重要遺跡及びその周辺や周知の遺跡に分類し、保存管理区分や利活用方策も示されている。

イ 課題と対応方針：上記の計画策定から5年以上経過しており、また内容についても追加すべき点もあると考えられることから、24年度中に内容の見直しをおこない、25年度の策定に向けて準備を進めている。

② 橿原市

ア 現況：構成資産に係る個別の保存管理計画は未作成である。

イ 課題と対応方針：保存管理の方針、現状変更の許可及び整備活用の方針は、学識経験者等の指導・助言を得ながら、文化庁の意見調整をおこないつつ、25年度の保存管理計画策定に向け準備を進めている。

③ 桜井市

ア 現況：構成資産に係る個別の保存管理計画は未作成である。

イ 課題と対応方針：保存管理の方針、現状変更の許可及び整備活用の方針は、学識経験者等の指導・助言を得ながら、文化庁の意見調整をおこないつつ、25年度の保存管理計画策定に向け準備を進めている。

(2) 包括的保存管理計画の見込

包括的保存管理計画については資産の構成、バッファゾーンの区域指定方針等の検討と並行して、項目・内容等の検討を進めている。今後、専門委員会など学識者による助言や審議を踏まえ、関係機関と協議しながら策定する方向である。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
登録条件整備	価値証明	類似資産比較研究・発掘調査 →					
	国際的な理解促進	国際シンポジウム・専門家会議・解説板の整備等 →					
	登録審査に向けた情報収集	世界遺産委員会審査状況分析・参加等 →					
	登録機運の醸成	サポート会議等活動（ウォーキングイベントなど） →					
提案手続		文化庁協議	文化庁協議	管理計画 提案書 策定・提案	推薦書 提出	イコモス 現地調査	世界遺産 委員会審査

14. その他

特になし

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群

No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	イシブタイ コフン 石舞台古墳	国指定特別史跡	—	奈良県明日香村	—	
2	タカマツツカコフン 高松塚古墳	国指定特別史跡	—	奈良県明日香村	—	
3	コフン キトラ古墳	国指定特別史跡	—	奈良県明日香村	—	
4	カワラ デラート 川原寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
5	ダイカンダイジ アト 大官大寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
6	アサガオツカコフン 牽牛子塚古墳	国指定史跡	—	奈良県明日香村	平成21・22年度に発掘調査を実施。追加指定・整備を検討中。	
7	ナカオ ヤマコフン 中尾山古墳	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
8	サカフネイシヤセキ 酒船石遺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
9	ジョウシ アト 定林寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
10	アスカ デラート 飛鳥寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
11	タチボラケイダイ 橘寺境内	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
12	イワヤヤマ コフン 岩屋山古墳	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
13	デンアスカ イタガイミヤアト 伝飛鳥板蓋宮跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	平成21年度までに、内郭正殿・外郭北辺を発掘調査。	
14	アスカ ミズオチイセキ 飛鳥水落遺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	平成22年度に発掘調査を実施。	
15	アスカ イナブチキウデンアト 飛鳥稲淵宮殿跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
16	ヤマコフン マルコ山古墳	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
17	アスカ イケコウボウイセキ 飛鳥池工房遺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
18	ヒノクマデラート 檜隈寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	国営公園に伴う発掘調査を周辺で実施中	
19	アスカ キョウトエンチ 飛鳥京跡苑池	国指定史跡・名勝	—	奈良県明日香村	平成22年度から発掘調査を実施。公有化・整備を実施中	
20	オカデラート 岡寺跡	国指定史跡	—	奈良県明日香村	—	
21	ヤマダ デラート 山田寺跡	国指定特別史跡	—	奈良県桜井市	—	
22	フジワラキョウセキ 藤原宮跡	国指定特別史跡	—	奈良県橿原市	—	追加指定あり
23	モトヤクシジ アト 本薬師寺跡	国指定特別史跡	—	奈良県橿原市	—	
24	ウエヤマコフン 植山古墳	国指定史跡	—	奈良県橿原市	—	
25	マルヤマコフン 丸山古墳	国指定史跡	—	奈良県橿原市	—	
26	ショウブイケコフン 菖蒲池古墳	国指定史跡	—	奈良県橿原市	平成20年度から発掘調査を実施。平成25年度国史跡追加指定に向けて準備中。	
27	フジワラキョウセキ 藤原京跡 スザク オオジ アト 朱雀大路跡 サキョウシチジョウチ ニ ボウアト 左京七条一・二坊跡 ウキョウシチジョウチボウアト 右京七条一坊跡	国指定史跡	—	奈良県橿原市	—	H22.11.19 史跡の追加指定及び名称変更 (旧名称 藤原 京朱雀大路跡)
28	ヤマト サンザン 大和三山	国指定名勝	—	奈良県橿原市	—	

凡 例	
	歴史的風土特別保存地区
	第1種風致地区
	第2種風致地区
	第3種風致地区
	第4種風致地区
	第5種風致地区

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ながさき きょうかいぐん きょうかんれんいさん
長崎の教会群とキリスト教関連遺産

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

ながさきけん ながさきし させぼし ひらどし ごとうし みなみしまばらし おじかちょう しんかみごとうちょう
長崎県 長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡（文化的景観の適用 なし）

4. 資産の概要

推薦資産「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、長崎地方にもたらされた 16 世紀及び 19 世紀の西洋文化との出会いのなかで生じた、日本におけるキリスト教の伝播と浸透のプロセスを示す代表的な事例である。

西欧諸国と極東に位置する国「日本」との出会いと文化交流は、16 世紀中期のポルトガル船の来航から始まった。しかし、16 世紀末の伴天連追放令を契機にキリスト教拒絶の動きが激化し、17 世紀前半には日本人の海外渡航及びポルトガル船の来航が禁じられ、港町長崎に築かれた交易拠点でのオランダ・中国との交易が確立していく。日本全国でキリスト教信仰は禁止され激しい弾圧が行われたが、九州西海岸には、19 世紀中期の日本開国までの 2 世紀半にわたり、密かにその信仰を継承した人々がいた。彼らは、開国を機に再来日した外国人宣教師との接触によってキリスト教信仰を公にし、やがて宣教師の指導の下、彼らの集落に禁教時代からの信仰継承を象徴する教会堂等を建設していった。一方、キリスト教の信仰が黙許された後も弾圧下における信仰の形式を継続した人々（いわゆる“かくれキリシタン”）もあり、彼らの集落は、禁教時代から続く聖地や墓地などを伴う独特の様相を今なお留めている。

このように、この推薦資産は日本におけるキリスト教信仰の継続をあらわす代表的な事例であり、それらは考古学的な物証や文化的伝統、歴史的建造物、とりわけ教会群、そして歴史的景観の地区の中に見出すことができる。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

- (1) 暫定一覧表記載から平成23年5月26日世界文化遺産特別委員会報告時点（基準日：平成22年12月31日）までの取組・体制整備の状況

【これまでの取組状況】

①「長崎県世界遺産学術会議」の開催：9回

第1回	H19.12.26	当面の構成資産候補として35資産を選定
第2回	H20.03.24	隣接県の資産の調査結果を検討
第3回	H20.08.03	「平泉」に係るイコモス勧告の検討、海外の類似資産の検討 など
第4回	H20.11.30	適合する評価基準やOUVの明確化 など
第5回	H21.02.08	構成資産候補を29資産へ変更
第6回	H21.07.27	OUVの捉え方の軸を「東西文化の交流と文化的伝統」と決定
第7回	H21.11.15	OUVや評価基準適合の基本的な考え方を整理・合意
第8回	H22.05.23	OUV、評価基準、構成資産の考え方についての熟度を高め、推薦書案作成の着手について合意
第9回	H22.10.15	OUVの証明に必要なかつ十分な資産を想定しながら推薦書案を作成することについて合意

(補足) H21.07.27 に、学術会議委員6名とは別に県世界遺産アドバイザーが2名就任。

② 国際シンポジウム・意見交換会の開催：4回

開催日（開催場所）	主な講師等
H19.02.14（長崎市）	パオラ・ファリーニ氏（ローマ大教授）ほか
H20.03.23（長崎市）	ムニール・ブシュナキ氏（イクロム所長） アブドゥルラスール・ヴァタンドゥスト氏 （イラン国立文化財研究所所長）ほか
H21.03.22（長崎市）	デイス・ブンバル氏（イコモス カナダ事務局長） ユッカ・ヨキレット氏（イコモス アドバイザー）
H22.10.06（長崎市）	ガミニ・ウィジェスリア氏 （イクロム 遺跡部門プロジェクトマネージャー）

③ 専門家による現地視察と意見聴取 (主なもの)

視察日 (視察場所)	専門家
H19. 02. 13 (長崎市外海)	パオラ・ファリーニ教授
H20. 03. 21 (新上五島町、小値賀町)	ブシュナキ所長、ヴァタンドゥスト所長、斎藤・大和 筑波大教授 ほか
H20. 07. 14 (五島市)	岡田 国土舘大教授
H20. 09. 01～02 (新上五島町、小値賀町)	稲葉 筑波大教授
H20. 12. 26 (平戸市、佐世保市黒島)	岡田 国土舘大教授
H21. 02. 02 (長崎市外海)	クリストファー・ヤング氏
H21. 03. 19～21 (下五島、上五島、小値賀、平戸、外海、大浦・西坂)	ユッカ・ヨキレット氏、ディヌ・ブンバル氏
H21. 12. 07 (南島原市)	斎藤 筑波大教授
H22. 03. 22～25 (平戸)	イタリア文化省 (3名) パオラ・ファリーニ ローマ大教授
H22. 08. 18～20 (平戸、外海)	斎藤 京都女子大教授
H22. 10. 05～06 (平戸、長崎)	ガミニ・ウィジェスリア氏、稲葉 筑波大教授
H22. 12. 13 (佐世保市黒島)	山田 首都大学東京教授

④ 一般県民向けの周知・啓発シンポジウムの開催

○周知啓発のシンポジウム

- ・平成 19 年 10 月 7 日～平成 20 年 3 月 25 日にかけて県内 5 会場で実施

○国際シンポジウム

- ・平成 19 年 2 月 14 日 長崎市 (講師：パオラ・ファリーニ氏)
- ・平成 20 年 3 月 23 日 長崎市 (講師：ムニール・ブシュナキ氏、アブドゥルラスール・ヴァタンドゥスト氏)
- ・平成 21 年 3 月 22 日 長崎市 (講師：ユッカ・ヨキレット氏、ディヌ・ブンバル氏)

【体制整備の状況】

県及び市町の連携促進 (各種会議等の開催状況)

○ 世界遺産登録県市町調整会議：28 回 (平成 19 年 4 月～平成 22 年 12 月)

- ・目的：県と関係市町の意見集約・意思統一を図るとともに、各種共同事業等の調整を行う。

○ 長崎県世界遺産登録推進会議：2 回 (平成 19 年 10 月～平成 22 年 12 月)

- ・目的：知事と関係市町長の情報共有や県市町の歩調を合わせた取組促進

第1回 平成19年10月24日（水）

世界遺産登録に向けた推進体制や登録に必要な内容、課題等について、情報の共有や意見交換を行った。

第2回 平成22年7月5日（月）

顕著な普遍的価値や構成資産の検討状況等を確認し、今後の作業スケジュールについて意見交換を行った。その結果、国指定等、様々な課題の解決を前提に、目標として登録に必要な作業をH23年度末までに大方完了させ、H26年の世界遺産登録を目指すことを確認した。

○ 長崎県世界遺産登録推進本部会議：3回（平成19年11月～平成22年12月）

- ・ 目的：世界遺産登録推進を目的として、県庁内関係各部局の緊密な連携を確保（知事が本部長）

（2）平成23年5月26日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成時点（基準日：平成24年3月1日）までの取組・体制整備の状況

【これまでの取組状況】

① 「長崎県世界遺産学術会議」の開催：2回

第10回	H23. 11. 6	構成資産候補を29から14に整理統合。ただし、当初の29資産は、「世界遺産・歴史文化遺産群（仮称）」として一体的に保存・継承することを確認。
第11回	H24. 3. 24	構成資産候補を再整理統合して、12を長崎県内の構成資産として決定。OUV・評価基準適合の考え方は、ほぼ固まる。熊本県天草の資産は様々な課題があり、現段階では資産候補とすることは見送られた。

② 国際シンポジウム・意見交換会の開催：1回

開催日（開催場所）	主な講師等
H23. 11. 17～18 （長崎市）	ユッカ・ヨキレット氏（元イコモスアドバイザー） パオラ・ファリーニ氏（ローマ大教授）

③ 専門家による現地視察と意見聴取（主なもの）

視察日（視察場所）	専門家
H23. 11. 15～16 （黒島、南島原）	ユッカ・ヨキレット氏、 パオラ・ファリーニ氏
H24. 02. 26～27（平戸）	斎藤 京都女子大学教授
H24. 02. 28（天草）	林 長崎総合科学大学教授
H24. 03. 17（天草）	岡田 国士舘大学教授

【体制整備の状況】

① 県及び市町の連携促進（各種会議等の開催状況）

○ 世界遺産登録県市町調整会議： 9回（平成23年1月～）

- ・ 目的：県と関係市町の意見集約・意思統一を図るとともに、各種共同事業等の調整を行う。

○ 長崎県世界遺産登録推進会議： 1回（平成23年1月～）

- ・ 目的：知事と関係市町長の情報共有や県市町の歩調を合わせた取組促進

第3回 平成24年1月11日（月）

構成資産候補を29から14へ再整理することを承認するとともに、29構成資産候補を一体的に保存し、文化財としての観点を踏まえた活用について県・市町が協働して取り組むことを確認した。

また、平成26年の登録を目指して各種登録作業をさらに推進することに加え、県・市町一体となって周知啓発に積極的に取り組み、一層の盛り上がりを図ることが確認された。

第4回 平成24年4月10日（火）（予定）

6. 推薦に向けた課題

（1）文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会提示 共通課題

ア．国内外の同種資産との比較研究を行い、本資産が持つ顕著な普遍的価値を確実に証明すること。

【対応状況】

平成22～23年度にかけて、非ヨーロッパ圏のキリスト教関連遺産や日本国内の教会堂等の類似資産との比較研究を実施し、その結果を推薦書案第3章にとりまとめた。

イ．資産全体の完全性を満たすために、構成資産に過不足がないか否か再確認すること。

【対応状況】

長崎県世界遺産学術会議や専門家会議の開催を通して資産全体の完全性についての検討を進めており、それらを踏まえ、長崎県内の資産については、第11回長崎県世界遺産学術会議（平成24年3月24日開催）において構成資産として12資産が決定された。

ウ．個別の構成資産について、重要文化財及び史跡等への指定又は追加指定、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区への選定又は追加選定を行い、確実な保護の措置を講ずること。

【対応状況】

暫定一覧表への記載後、現在までに以下の構成資産が国の指定・選定を受けた。

○重要文化財への指定（３件）

大野教会堂、江上天主堂、出津教会堂

○重要文化的景観への選定（５件）

平戸島の文化的景観（平戸市）

佐世保市黒島の文化的景観（佐世保市）

小値賀諸島の文化的景観（小値賀町）

五島市久賀島の文化的景観（五島市）

このほか、大浦天主堂境内（史跡）、長崎市外海の石積集落景観、新上五島町崎浦の文化的景観について、平成２４年１月に意見具申・申出済み。

エ．資産の全体を対象とする包括的保存管理計画を定め、一体的な保全を図るべき周辺環境の範囲及びその保全手法、開発・観光等の側面から将来的に想定される資産への負の影響の防止対策、適切な公開・活用等の方針、保存管理の在り方について示すこと。

【対応状況】

平成２２年度から、関係市町ごとに資産の保存と活用の具体的方針や事業計画の策定に着手し、それを踏まえた包括的保存管理計画（暫定版）を平成２３年度に策定した。今後、内容を一層充実させ、その包括的保存管理計画に基づいて適切な資産の保全と適切な公開・活用等を図っていく。

オ．包括的保存管理計画の下に、個別の文化財について保存管理計画（史跡等の保存管理計画、重要文化財の保存活用計画、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区の保存計画）を策定し又は整理すること。

【対応状況】

- ・ 建造物については、国指定重要文化財、県指定有形文化財（建造物）の保存活用計画の策定を終了し、平成２２年１月に文化庁へ提出済み。
- ・ 国指定史跡の保存管理計画のうち、日野江城跡及び原城跡については平成２２年３月に策定を終了。原城跡の整備のための基本計画を平成２３年３月、日野江城跡の整備のための基本構想を平成２４年３月に策定を終了。大浦天主堂境内については、平成２４年９月頃を目標として保存管理計画を策定予定。

- ・重要文化的景観については、平成24年1月申出済の長崎市外海の石積集落景観、新上五島町崎浦の文化的景観は既に策定済み。長崎市外海（大野地区）の文化的景観については、追加申出予定の7月までには策定予定。

（2）国文化審議会提示 個別課題

ア．キリスト教関連資産の文脈の下に評価が可能な隣接県の事例を資産構成に含めることについても、検討することが必要である。

【対応状況】

これまで、熊本県（天草市、苓北町）、福岡県（大刀洗町）、佐賀県（唐津市）の資産について検討を進めてきたが、熊本県天草市の資産（崎津・今富のキリシタン史跡と集落）が構成資産候補となる可能性が高いとされた。しかし、価値の証明や資産範囲の特定、将来にわたる保護管理等に様々な課題があることから、第11回県学術会議においては構成資産候補とすることについては慎重な検討を要するとされた。あわせて、熊本県・天草市に対し、早期に課題解決の見通しを示すよう求められた。

イ．信仰の基盤となった生業・生活の在り方を継承し、その後の時間的経過の中で変容を遂げた集落及び墓地等をはじめ、周辺の農地・海域までも視野に入れつつ、各構成資産の範囲について検討することが必要である。

【対応状況】

平成23～24年度にかけて、構成資産が所在する各地区において、重要文化的景観の保存調査（国補助事業）や集落調査等を通して、潜伏期の有形の要素等の調査を実施中。その調査を通して明らかになった情報（キリシタンの営みの痕跡など）を基に、現在、資産の範囲や緩衝地帯の範囲の特定を行っている。

7. 基準の適用

○ 評価基準（ii）

長崎地方の教会群とキリスト教関連遺跡群は、4世紀に亘る日本と西欧の文化交流を物語る遺産であり、その交流が歴史的景観や教会建築、さらには文化的伝統の、それぞれの独特の様式の発展に大きな影響を及ぼしたことを表している。

16世紀に始まった日本と西洋の交流の影響は、その後の禁教と海禁（いわゆる鎖国）にも関わらず存続し、その結果、長崎地方には聖地を持つ独特の集落景観が形成され、その環境の中に開国後の19世紀後半から教会堂が建設されていった。教会堂の建設では、初期には日本の伝統的な建築技術が用いられたが、その後は海外の技術と材料を用いることにより、日本と西欧の建築技術・様式を融合した

新たな教会建築の体系や発展へとつながっていった。

○ 評価基準 (iii)

長崎地方の歴史的遺跡や禁教時代の聖地を持つ集落景観、離島等に立地する教会群は、約 4 世紀にわたり、幾つもの発展の段階を経るなかで日本的な生活環境、自然環境及び民俗的慣習に独自の形態で順応した宗教的・文化的伝統が形成されたことを物語る稀有な物証である。

250 年以上に亘った政治的な抑圧と宣教師不在の中、長崎地方の僻地において地元のキリシタンたちは、仏教や神道などの伝統的な信仰やそれらを信仰する人々のコミュニティとの関わりを余儀なくされながらも、キリスト教信仰を継承するための生活を営み、そのことが信仰復活の大きな要因となった。

○ 評価基準 (vi)

日本におけるキリスト教の伝播と浸透のプロセスは、16 世紀における国際貿易の繁栄と文化交流の拡大という最初の遭遇から、17 世紀の日本鎖国とキリスト教弾圧、そして 19 世紀のグローバル化の一部としての開国と（キリシタンの）復活という、顕著な普遍的意義を有する出来事と直接関連があった。

大航海時代に世界規模で拡大していった通商ネットワークは、16 世紀半ばの西洋と日本の出会いによってアジアの東端にまで延伸し、それによって日本にもたらされたキリスト教は、日本の歴史に重大な影響を及ぼした 17 世紀の禁教と海禁政策（鎖国政策）の完成に重大な影響を及ぼした。

また、19 世紀の列強諸国のアジア進出、日本の開国、キリスト教信仰の解禁という国内外の大きな動きの中で長崎地方の各地に建てられていった教会群の存在は、日本において信仰の自由が確立されたことを象徴している。

※ 第 11 回長崎県世界遺産学術会議（H24.3）に諮ったものであり、会議結果を踏まえ、今後一層ブラッシュアップ予定。

8. 真実性／完全性の証明

【完全性】

推薦資産には、長崎地方にもたらされた 16 世紀及び 19 世紀の西洋文化との遭遇のなかで生じた、日本におけるキリスト教の伝播と浸透のプロセスを示す一連の要素である歴史的遺跡、景観及び歴史的建造物が、一部取り扱い未定のものもあるが、過不足なく含まれている。

また、個別の構成資産の範囲については、長崎地方のキリシタンの生活・生業のあり方を継承し、その後の時間的経過の中で発展していった集落及び墓地等を要素として含むことを基本として、現在、検討を行っている。

さらに、個々の構成資産の周囲には、視認が可能な山・河川・海などの自然

地形を含む適切な範囲の緩衝地帯を設定し、負の影響を与える可能性のある行為に対して適切な法的規制を行うこととしている。

【真実性】

推薦資産は、所有者をはじめ、国及び地方公共団体によって適切な維持管理が行なわれており、文化資産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。

9. 類似資産との比較研究

平成22～23年度にかけて、非ヨーロッパ圏のキリスト教関連遺産や日本国内の教会堂等の類似資産との比較研究を実施した。

(1) 国内における同種資産との比較と結論

長崎県以外の地域に所在する、重要文化財として指定されている教会堂9件との比較を行った。

1. 函館ハリストス正教会復活聖堂
2. 遺愛学院（旧遺愛女学校）
3. 弘前学院外人宣教師館
4. 鶴岡カトリック教会天主堂
5. 日本ハリストス正教会教団復活大聖堂（ニコライ堂）
6. 豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂
7. 旧日本聖公会京都聖約翰教会堂
8. 同志社（旧英学校、神学校及び波理須理科学学校）
9. 世界平和記念聖堂

長崎の遺産が、16世紀からの4世紀にわたるキリスト教の伝播と浸透のプロセスを代表する遺産である一方で、ここに挙げた国内の教会堂は建築的な観点では重要な価値を有しているものの、いずれも19世紀後期に始まるキリスト教再布教という歴史的文脈のみに属しており、長崎のように16世紀からの継続性を代表するものではない。

(2) 国外における同種資産との比較と結論

構成資産の中にキリスト教に関連する建築物や遺跡を含み、大航海時代における世界規模での異文化交流と非ヨーロッパ文化圏におけるキリスト教の伝播と浸透という世界的文脈の中で成立した遺産23件を比較対象として選定した。

1. 古都オウロ・プレト

2. オリンダ歴史地区
3. グアラニーのイエズス会伝道施設群
4. サルヴァドール・デ・バイア歴史地区
5. ボン・ジェズス・ド・コンゴニャスの聖所
6. ゴアの教会群と修道院群
7. メキシコ・シティ歴史地区とソチミルコ
8. オアハカ歴史地区とモンテ・アルバンの古代遺跡
9. プエブラ歴史地区
10. リマ歴史地区
11. 古都グアナフアトとその銀鉱群
12. チキトスのイエズス会伝道施設群
13. 古都スクレ
14. ラ・サンティシマ・トリニダード・デ・パラナとヘスス・デ・タバランゲのイエズス会伝道施設群
15. フィリピンのバロック様式教会群
16. サカテカス歴史地区
17. ポポカテペトル山腹の16世紀初頭の修道院群
18. コルドバのイエズス会管区とエスタンシアス
19. チロエの教会群
20. ケレタロのシエラ・ゴルダのフランシスコ修道会伝道施設群
21. マカオ歴史地区
22. マラッカとジョージタウン、マラッカ海峡の古都群
23. サン・ミゲルの要塞都市とヘスス・デ・ナサレノ・デ・アトトニルコの聖地

ここに上げた23資産と長崎には、いずれもヨーロッパ文化と非ヨーロッパ文化の接触を起点として形成されていった遺産という共通点がある。しかし比較研究の結果、同じ歴史的文脈の中で生み出された遺産にもかかわらず、長崎における異文化との対話と学習のプロセスはこれらの類似資産とは異なる独特なものであり、そのプロセスの中で成立した長崎の遺産は、他にはない顕著な普遍的価値を有している。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

一覧表：別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表のとおり(12資産ベース)

位置図：別紙2 のとおり(12資産ベース)

※ 第11回県学術会議(H24.3.24開催)で、吉利支丹墓碑が除外され、旧出津救助院が出津教会堂に整理統合された。その結果14資産が12資産となった。

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

◇緩衝地帯の設定状況

構成資産候補の周辺は、景観法に基づく景観条例・景観計画により周辺景観等の保全に努めることとしている。なお、重要文化的景観に選定された地区については、選定範囲を緩衝地帯に活用することについても検討を行っている。

◇景観法に基づく景観条例の制定状況

全ての関係市町において制定済み。

12. 保存管理計画の策定状況

○個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

- ・建造物の保存管理計画の策定にあたっては、県から関係市町に対してモデル案を提示し、市町で策定。構成資産候補のうち国指定重要文化財、県指定有形文化財については策定を終え、平成22年1月に文化庁へ提出済み。
- ・国指定史跡の保存管理計画のうち、日野江城跡及び原城跡については平成22年3月に策定を終了。原城跡の整備のための基本計画を平成23年3月、日野江城跡の整備のための基本構想を平成24年3月に策定を終了。大浦天主堂境内については、24年9月頃を目標として保存管理計画を策定予定。
- ・重要文化的景観については、平成24年1月申出済の長崎市外海の石積集落景観、新上五島町崎浦の文化的景観は既に策定済み。長崎市外海（大野地区）の文化的景観については、追加申出予定の7月までには策定予定。

○包括的保存管理計画に係る保存管理計画の策定状況

- ・平成22年度から、関係市町ごとに資産の保存と活用の具体的方針や事業計画の策定に着手し、それを踏まえた包括的保存管理計画（暫定版）を平成23年度に策定した。今後、内容を一層充実させ、その包括的保存管理計画に基づいて適切な資産の保全と適切な公開・活用等を図っていく。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

区 分			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
世界遺産登録の手続き・推薦書作成			県 OUV明確化、構成資産検討、推薦書案作成・国への提出		ユネスコ提出	イコモス調査	世界遺産委員会		
資産ごとの取り組み	国指定・選定		市町 国指定・選定の推進						
	構成資産の保存・活用	建造物	市町 個別保存管理計画の策定						
		史 跡	市町	個別保存管理計画の策定					
		文化的景観	市町 保存調査・個別保存計画の策定						
	市町 整備活用計画策定・整備実施								
種別保存管理計画の策定			県	種別保存管理計画の策定					
包括的保存管理計画の策定			県	包括的保存管理計画の策定					
修景の実施			県・市町等	修景の検討・実施					
景観条例の制定			市町	景観計画・景観条例等の制定					
バッファゾーンの設定			県	市町	バッファゾーンの設定				

14. その他

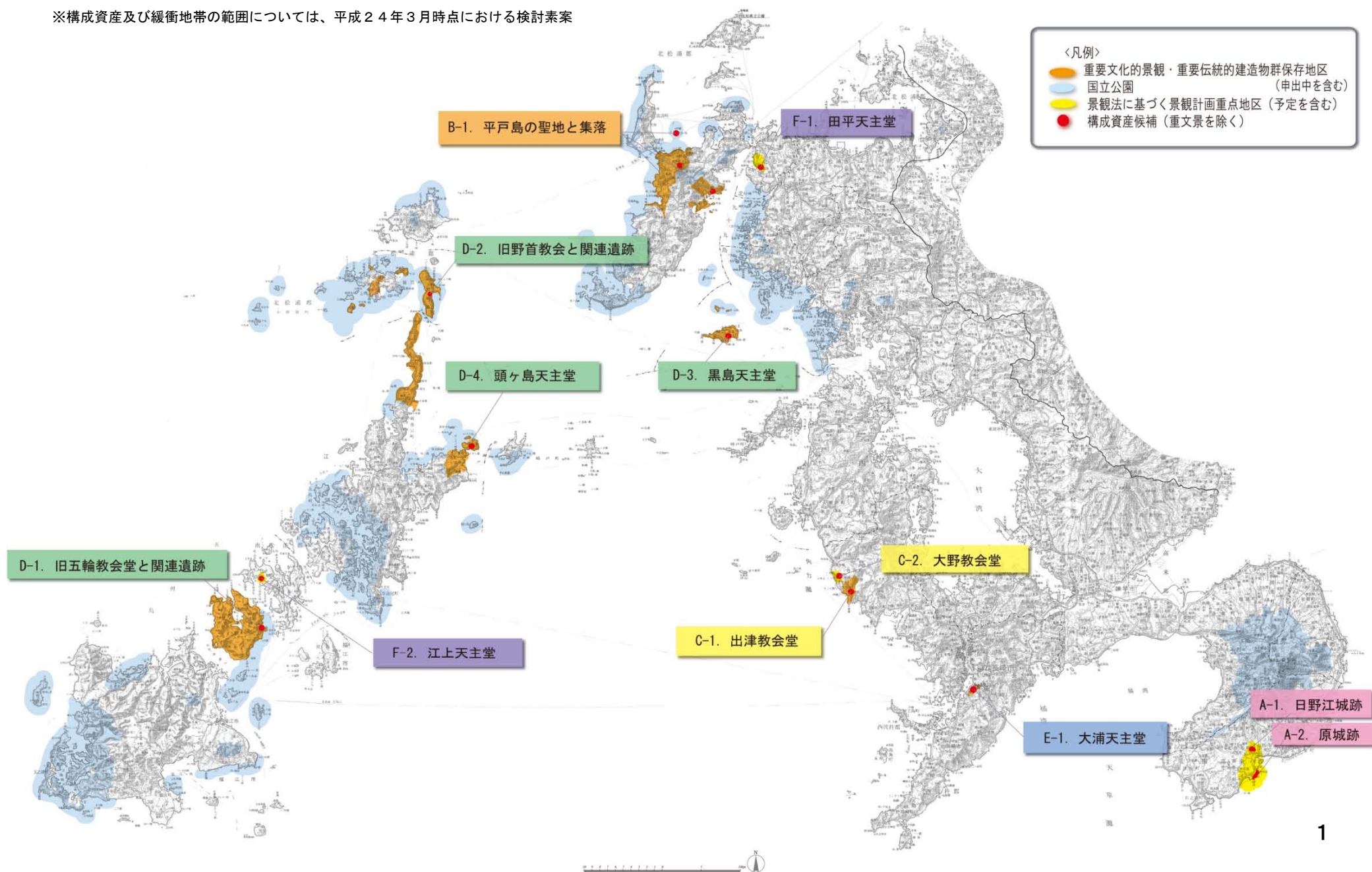
特になし

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 長崎の教会群とキリスト教関連遺産

No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
A-1	ひのえじょうあと 日野江城跡	国指定史跡	—	長崎県南島原市	—	
A-2	はらじょうあと 原城跡	国指定史跡	—	長崎県南島原市	—	
B-1	ひらどじま せいち 平戸島の聖地と しゅうらく 集落	重要文化的景観	—	長崎県平戸市	—	
C-1	し つ きょうかい 出津教会	重要文化財	—	長崎県長崎市	重要文化的景観の選定 に向けて、平成24年1月 に選定申出済み。	
C-2	おおの きょうかいどう 大野教会堂	重要文化財	—	長崎県長崎市	重要文化的景観の選定 に向けて、平成24年7月 に選定申出予定。	
D-1	きゅうごりん きょうかいどう 旧五輪教会堂と かんれんいせき 関連遺跡	重要文化財 重要文化的景観	—	長崎県五島市	—	
D-2	きゅうのくび きょうかい か 旧野首教会と関 んれんいせき 連遺跡	重要文化的景観	長崎県指定有形 文化財	長崎県小値賀町	—	
D-3	くろしま てんしゅうどう 黒島天主堂	重要文化財 重要文化的景観	—	長崎県佐世保市	—	
D-4	かしらがしまてんしゅうどう 頭ヶ島天主堂	重要文化財	—	長崎県新上五島町	重要文化的景観の選定 に向けて、平成24年1月 に選定申出済み。	
E-1	おおうら てんしゅうどう 大浦天主堂	国宝	—	長崎県長崎市	国史跡指定に向けて、平 成24年1月に意見具申済 み。	
F-1	たびら てんしゅうどう 田平天主堂	重要文化財	—	長崎県平戸市	—	
F-2	えがみ てんしゅうどう 江上天主堂	重要文化財	—	長崎県五島市	—	

※構成資産及び緩衝地帯の範囲については、平成24年3月時点における検討素案



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ほっかいどう きたとう ほく ちゅうしん じょうもんいせきぐん
北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

ほっかいどう はこだてし だてし もりまち とうやこちょう
北海道 函館市、伊達市、森町、洞爺湖町

あおもりけん あおもりし はちのへし し そとがはままち しちのへまち
青森県 青森市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町

いわてけん いちのへまち
岩手県 一戸町

あきたけん かづのし きたあきたし
秋田県 鹿角市、北秋田市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

適用種別	遺跡
文化的景観の有無	無

4. 資産の概要

縄文文化は、紀元前1万3千年前に成立し、完新世の温暖湿潤の気候のもと、約1万年間継続した日本列島特有の先史文化である。世界的にもまれな生物多様性に恵まれた特有の生態系に適応・発展し、本格的な農耕と牧畜を選択せず、狩猟・採集・漁労を基盤としながら、自然的秩序から分離独立して人間としての主体性を確立した、人類史の大きな画期である定住生活を達成し、新石器時代の文化としてはきわめて特徴的である。自然を尊重、崇拝するとともに、豊かな有用資源を開発するとともに適切に維持、管理し、過度な消費を自制した、自然と共生する文化である。

北海道・北東北は、日本列島の中で縄文遺跡が濃密に分布しており、縄文時代全般にわたる重要な遺跡が数多く存在するとともに、常に安定した文化圏を形成し、文化的要素においても先進性が認められ、縄文文化の中核的な地域である。特別史跡三内丸山遺跡や特別史跡大湯環状列石をはじめとする一連の構成資産は縄文文化を今に伝える物証であり、成熟した社会組織を具体的に物語る集落跡、当時の生業活動の内容を示す貝塚、祭祀や精神的な活動の拠点となった環状列石、有機質の情報が数多く埋蔵されている低湿地遺跡など、縄文文化の顕著な要素を含んでおり、しかも海岸部、内陸部、湖沼地帯、河川流域、山岳地帯などに立地し、生活文化や生業の在り方など多様な環境に適応し、自然との共生の典型的な姿と縄文文化の変遷を如実に示している。

世界に先駆けて土器が出現したこの地域の縄文文化では、森や海、河川などの

多種多様な豊かな資源を利用するために、利用のための技術や道具類も飛躍的に発達し、特に土器は人類が化学的変化を応用した最初の成果であり、その使用は食料資源の利用を拡大促進させ、生活の安定をもたらした。

集落が出現し、定住化が進むとともに、生活や集落、地域社会を支えるための祭祀や記念物の構築も活発に行われ、社会の成熟が進む一方、組織的な遠方との交流も進み、列島規模での人や物の移動、情報の伝達が積極的行われた。また、精神性の豊かさを示す土偶など縄文文化の特徴である多様な道具類も登場した。定住は文化的ゆとりを生みだし、世界最古とされる漆工芸や日本独自の編組技術を発達させた。

日本列島では、現在でもなお縄文文化に起源や系譜を求めることのできる伝統や文化的要素が数多く認められ、日本のさまざまな産業や技術の発展に影響を与えたものもあり、縄文文化の自然の恵みを利用した食生活は伝統的な日本の食生活の原形とも言える。特に自然との共生は、後の日本固有の自然崇拜思想の源となり、現代日本人の価値観や自然観の形成に大きく影響を与え、日本文化の基層ともなった日本列島の縄文文化は、これまでややもすると西欧を中心に作られてきた新石器文化の概念や人類史初期の発展モデルに、それとは全く別の典型を新しく付け加えることになり、地球上における人類の多様な環境適応の実態を顕著に示すとともに、自然との共生のあり方をあらためて提起するものと考えられる。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成 23 年 5 月 26 日世界文化遺産特別委員会報告時点(基準日：平成 22 年 12 月 31 日)までの取組・体制整備の状況

① 関係自治体共同推進体制

ア 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（4 道県知事、関係自治体の首長、教育長）

〔平成 21 年度〕1 回 推薦目標年度等の決定

イ 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議（4 道県・関係自治体の文化財保護主管課長）

〔平成 21、22 年度〕各年 3 回 推薦書案、保存管理計画等の検討 ほか

ウ 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会（考古学、環境、世界遺産関係の専門家 7 名）

〔平成 21、22 年度〕6 回 推薦コンセプト等の検討・整理 ほか

② 関係自治体の体制整備の状況

〔北海道〕教育委員会の担当部署に専任 1 名増配置（平成 21 年 4 月～）

〔青森県〕教育委員会文化財保護課に「世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム」設置（平成 18 年 4 月～）

〔岩手県〕教育委員会生涯学習文化課の埋蔵文化財担当職 2 名で対応

〔秋田県〕文化財保護室埋蔵文化財・世界遺産登録推進班に組織改正し 1 名増員（平成 21 年 4 月～）

〔関係 12 市町〕教育委員会の文化財保護行政担当部署において担当

③ 関係自治体共同による取組状況

ア 国際的合意形成促進事業実施

〔平成 21 年度〕縄文文化説明会（ロンドン）

〔平成 22 年度〕イコモス考古学遺産管理委員会共同委員長招へいによる構成資産現地視察及び意見交換（青森市）

イ 普及啓発

〔平成 21 年度〕共通リーフレット作成（日・英・仏・中・ハングル版）

（２）平成 23 年 5 月 26 日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成時点（基準日：平成 24 年 3 月 1 日）、までの取組・体制整備の状況

① 関係自治体共同による取組状況

ア 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議 3 回

推薦書案、包括的保存管理計画等の検討・整理

イ 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会 3 回

顕著な普遍的価値、構成資産、プロパティ・緩衝地帯等の検討・整理

ウ 国際的合意形成促進事業の実施

・縄文文化説明会（パリ）

・国際会議：海外専門家 2 名（イコモス考古学遺産管理委員会共同委員長、グアム大学ミクロネシア地域研究センター長）招へいによる構成資産現地視察、意見交換、国際シンポジウム（青森市）

・イカム年次総会での縄文文化に関するプレゼンテーション（パリ）

エ 普及啓発

・構成資産ごとのハンディーサイズリーフレット作成（日英併記）

・国内フォーラム開催 4 回（東京、北海道、岩手県及び秋田県）

6. 推薦に向けた課題

（１）文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会提示の課題

① 主題とする地域について

北海道・北東北を主題とする地域として設定することについては、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会での検討を経て、土器、精神文化に関連する遺物、葬送や祭祀に関連する遺構に共通性を有し一貫してまとまりを持つ地域であること、また、ヒスイ、アスファルトに代表される交流・交易品が早い段階からの流通、大型竪穴建物や漆も早い段階から出現・定着し、さらに、他地域にはない岩偶や石剣など独特な祭祀遺物の存在する地域であることなどから、縄文文化の中でも生活様式や生活技術、精神文化などの面で、先進性や代表性を示す地域であると考えられるとして整理を進めている。

② 構成資産の精査について

現行の構成資産については、4 道県・関係自治体において、調査による遺跡の内容の判明状況や保護措置の状況、顕著な普遍的価値との関連性に関してその現状と課題を再整理し、また、縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会での検討を経て整理した構成資産とすべき遺跡の要件に基づいて精査を進めている。また、専門家委員会から意見のあった地域内の遺跡については、追加の構成資産の対象として、その現状と課題を整理し精査を進めている。

③ 顕著な普遍的価値に関する国際的合意形成について

これまで縄文文化説明会や国際会議の開催、海外専門家会合への職員派遣等に取り組んできたところであり、引き続き国際的合意形成のための取組を進める。

(2) 構成資産の現状に関する個別課題

① 遺跡の内容の判明状況や保護措置について

田小屋野貝塚は、顕著な普遍的価値を説明するに当たり新たに発掘調査が必要であり、平成24年度において史跡指定地内を調査するとしており、その調査結果を待って再精査することとしている。

また、是川石器時代遺跡、亀ヶ岡石器時代遺跡、大平山元Ⅰ遺跡、大湯環状列石については、保護措置の観点から将来の方向性の検討を進める。

② 緩衝地帯の設定について

緩衝地帯については、設定の考え方、緩衝地帯に適用となる法規制について整理し、各構成資産の緩衝地帯の設定作業を進めているが、周囲三方が工業地帯に隣接する長七谷地貝塚についてはその設定方法について更に検討を進める。

7. 基準の適用

評価基準 (iii)、(v) への適合性を中心に、(iv)、(i) の適合の可能性を検討

(iii) 縄文文化は、紀元前1万3千年前に成立し、完新世の温暖湿潤の気候のもと、約1万年間発達、成熟しながら継続した日本列島特有の新石器時代の文化である。世界的にもまれな生物多様性の生態系に適応し、本格的な農耕と牧畜を選択せず、狩猟・採集・漁労を基盤としながら、人類史の大きな画期である定住を達成し、新石器時代の文化としてはきわめて特徴的である。

定住化が進むとともに、集落が出現し、日常生活や集落、地域社会を支えるための儀礼や祭祀、記念物の構築も活発に行われ、社会の成熟が進む一方、遠隔地との組織的、計画的な情報の伝達、物資の流通、交易も進み、列島規模での人や物の移動、情報の伝達が積極的に行われた。また、精神性の豊かさを示す土偶など縄文文化の特徴である多様な道具類も登場した。定住は文化的ゆとりを生みだし、世界最古とされる漆工芸や日本独自の編組技術を発達させた。

特別史跡三内丸山遺跡や特別史跡大湯環状列石をはじめとする一連の構成資産は、成熟した社会を具体的に物語る集落跡、当時の生業活動の内容を示す貝塚、儀礼や祭祀など精神的な活動の拠点となった環状列石、有機質の情報が数多く埋蔵されている低湿地遺跡など、縄文文化の顕著な要素を含み、縄文文化を今に伝える物証である。

(v) 本格的な農耕・牧畜を選択せず、基本的には狩猟・採集・漁労を生業的基盤としながら完全な定住を達成した縄文文化は、農耕民のように耕地のために大規

模な森林の開伐や河川の大幅な改変をすることなく、落葉広葉樹林に代表される豊かな自然環境に適応した。多種多様な有用資源や自然資源を開発するとともに、適切に維持管理し、穏やかに自然と共生していた。四季の明確な日本列島では、季節ごとの有用資源を獲得でき、再生可能、持続可能な生活システムが確立され、ほぼ同質の文化が極めて長期にわたって存続した。

自然との共生の下、有用資源の維持・管理を目的とした動的な植生環境の整備は人為的な生態系である里山を成立させ、食料事情の安定はもちろん各生業の基盤となる空間を形成した。その里山は集落景観と一体のものであり、自然との共生の姿を端的に示すものである。

縄文文化は自然を尊重し、自然と共生した文化であり、きわめてアニミズム的である。この思想はその後の日本列島における自然崇拝の観念、例えばアイヌ文化における送りの思想や、日本の伝統的生活文化とりわけ食文化などにもつながるものであり、現代に生きる我々は持続可能でエコロジカルな生き方を縄文文化に学ぶことができる。

特別史跡三内丸山遺跡や特別史跡大湯環状列石をはじめとする一連の構成資産は、海岸部、内陸部、湖沼地帯、河川流域、山岳地帯などに立地し、生活文化や生業の在り方など多様な立地環境に適応し、自然との共生の典型的な姿とその変遷を如実に示しており、類い希なる証見本であること示している。

(iv) 竪穴建物は縄文文化を代表する建物構造であり、その後も寺院や宮跡などを除き近世初頭まで継続して見られる、日本における日常的な居住のための普遍的な建物構造である。この地域では、縄文時代初期から竪穴建物による集落も確認されている。また、大型竪穴建物はこの地域で成立、発展したもので集落内における公共的な施設の萌芽と見える。さらに掘立柱建物は、縄文時代に出現し、その後の高床構造や大型建物の技術的規範となったものと考えられる。

集落構造では、道路が、墓地、祭祀場、貯蔵施設、宗教施設等の各施設を連結しているとともに、各施設が、同一地点に繰り返し配置されており、土地利用の計画性と規制が見られ、都市計画の初期的様相を呈している。

また、集落では広場を中心として各施設が同心円状に配置されるものもあり、集落内における人間関係が協調的であることを示している。さらに壕や壁などの防御施設が見られず、このことは常に近隣集落と友好かつ安定した協調的な関係が持続していたことを示している。これらは、時代毎の集落及び拠点集落の姿を端的に表すとともに、平和で協調的な縄文社会の本質を具体的に示すものである。

(i) 縄文文化は自然を尊重し、自然と共生した文化であり、新石器時代の文化としては他に例を見ないほど豊かな内容を持っている。

まず、縄文文化に出現した土器は人類が化学的变化を応用した最初の成果であり、自己の意志や目的を具体化した傑作でもある。この地域の縄文文化では世界に先駆けて煮沸用の土器が出現し、森や海、河川などの多種多様の有用資源の利用を飛躍的に広げ、人口の増大、社会の安定化に大きく寄与した。

さらに、目的や用途に応じた様々な器種や器形の開発、巧緻な回転縄文や立体的かつ幾何学的なモチーフによる繊細な装飾文様を発達させ、1万年もの間、他に例を見ないほどの多様性が見られ、造形的にも原始美術の頂点に達した。

縄文文化には、堅穴住居などの日常的な施設とはかけ離れた、規模や構造の記念物が見られる。記念物は、自然礫を利用した環状列石、土を重層的に盛り上げた盛り土、土手、溝などがあり、これらは自然と共生する人々の世界観を具体的に示しており、その構築には多くの時間と労力、技術力を必要とし、そこには世代を超えた継続性と協働する縄文社会をみることができる。

また、環状列石は祭祀や儀礼が行われた聖地であり、構築する土地の選地や形態には二至二分などを意識した人々の世界観、自然観が強く反映している。

さらに、縄文社会が構築した記念物は、周囲の自然環境と調和し人々の審美的な感性も表現されており、縄文社会の創造力、技術力を示す傑作である。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、所在する土地と一体となった地下遺構、記念物、地下に埋蔵されている遺構の表示方法のひとつである復元建物等で構成されている。

地下遺構、記念物については、自然災害や大規模開発等による影響がなく、その顕著な普遍的価値を表す諸要素の真正性は確保されている。復元建物等については、発掘調査の所見や出土品等の科学分析結果を基に、当時と同じ樹種、素材、材料を使用し、意匠についても考古学、民族学、建築史等の専門家による学術的な検討結果を踏まえて、整備された信頼性の高いものである。

さらに、所有者をはじめ関係機関により法令等に基づいた維持管理が行われ、文化資産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。

(2) 完全性

「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、評価基準への適合性の結果として証明される顕著な普遍的価値を表すのに必要な要素である「定住の達成、縄文文化の成立発展を示す物証」であること、「環境に適応した定住生活の顕著な見本」であること、「普遍的な住居構造、都市計画における土地利用の初期的様相を示す顕著な見本」であること、「土器や記念物等は縄文社会の創造力、技術力を示す傑作」であることが、各構成資産の諸要素によって全て表現され、その完全性は確保されている。

また、各構成資産は、これまでの長年の発掘調査研究により、顕著な普遍的価値を表すのに必要な諸要素・過程を完全に代表した適切な範囲が含まれていることは確実である。

さらに、開発や管理放棄による顕著な普遍的価値への負の影響はなく、構成資産及び周辺環境の保全に関する完全性も揺らぎはない。

9. 類似資産との比較研究

(1) 比較検討の視点

- ① 時代、遺跡の種類が類似する資産と比べて、縄文遺跡群の価値や特徴について違いを明らかにし、世界における縄文文化の特徴を明確化すること。
- ② 東アジア地域において、時代、遺跡の種類が類似する資産の中であって、縄文遺跡群が当該地域における代表性を有する資産であることを明らかにすること。
- ③ 日本国内で、北海道・北東北地域の縄文遺跡群が代表性・先進性を有する遺跡群であることを明らかにすること。

(2) 比較検討対象資産（今後更に絞り込む予定）

① 世界遺産記載資産

- ・パフォス〔1980年／キプロス／iii、vi、集落跡、神殿跡〕
- ・チャコ文化〔1987年／アメリカ／iii／集落跡、祭祀遺跡〕
- ・バン・チアンの古代遺跡〔1992年／タイ／iii〕
- ・ボイン溪谷の遺跡群〔1993年／アイルランド／石室墓等〕
- ・スホ克蘭トとその周辺〔1995年／オランダ／iii、v／集落跡等〕
- ・キロキティア〔1998年／キプロス／ii、iii、iv／集落跡〕
- ・オークニー諸島の新石器時代遺跡中心地〔1999年／イギリス／i、ii、iii、iv／環状列石、集落跡〕
- ・クックの初期農耕遺跡〔2008年／パプアニューギニア／iii、iv／農耕遺跡〕
- ・ストーンヘンジ・エーヴベリーと関連する遺跡群〔1986・2008年／イギリス／i、ii、iii／環状列石〕
- ・サラズムの遺跡〔2010年／タジキスタン／ii、iii／集落跡〕
- ・アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群〔2011年／スイス他5か国／iv、v／杭上住居による居住地跡〕
- ・アル・アインの文化的地域〔2011年／アラブ首長国連邦／iii、iv、v／環状墓石群跡、建物跡等〕
- ・サルーム・デルタ〔2011年／セネガル／iii、iv、v／貝塚、墳丘等〕

② 世界遺産暫定一覧表記載資産

- ・良渚遺跡〔2001年／中国／i、ii、iii／集落跡〕
- ・牛川梁遺跡〔2008年／中国／i、ii、iii、iv、vi／祭祀遺構〕
- ・古蜀遺跡、金沙遺跡、古蜀船棺合葬墓、三星堆遺跡〔2008年／中国／i、iii、iv〕

③ 国内

北海道・北東北と東北南部、関東、中部・北陸、東海、西日本、沖縄、南西諸島などの文化圏の特徴との比較検討を進めている。

(3) 「アルプス山脈周辺の先史時代の杭上住居群」現地調査の実施（スイス）

調査時期：平成23年11月

調査内容：評価基準への適合性、構成資産の選定方法、緩衝地帯の設定方法等

10. 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表及び位置図

一覧表：別紙1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図：別紙2 構成資産（コアゾーン・緩衝地帯）の位置図のとおり

1 1. 緩衝地帯（バッファ・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

位置図：別紙 2 構成資産（コア・ゾーン・緩衝地帯）の位置図のとおり

（1）適用される規制の内容

規制の内容	法令名
ア 土地の形質変更等の制限 （開発行為、建築物・工作物の新築等、土地の占用、土石の採取、掘削、立木の伐採 等）	農地振興地域の整備に関する法律（農用地区域） 森林法（保安林、地域森林計画対象民有林） 都市計画法（都市計画区域、用途地域） 景観法、河川法、砂利採取法、道路法、墓地、埋葬等に関する法律
イ その他の行為の制限	森林法（森林に近接している原野等における火入れの禁止）、航空法（制限表面を超える高さの建造物等の設置の制限）
ウ 農地等の権利の移動、転用の制限	農地法

（2）緩衝地帯保護の連携

プロパティの価値が損なわれることがないように、関係法令の許認可権者との連携体制を構築し、包括的保存管理計画の中に位置づける。

1 2. 保存管理計画の策定状況

（1）構成要素に係る保存管理計画の策定状況

策定予定時期	構成資産
平成 24 年 3 月	小牧野遺跡
平成 25 年 3 月	北黄金貝塚、入江・高砂貝塚、三内丸山遺跡、伊勢堂岱遺跡
平成 25 年 6 月	鷲ノ木遺跡、大船遺跡、是川石器時代遺跡、長七谷地貝塚、 亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚、ニッ森貝塚、大平山元Ⅰ遺跡、 御所野遺跡、大湯環状列石

（2）資産全体の包括的保存管理計画の検討状況

包括的保存管理計画の構成、体系、保存管理体制、包括的保存管理計画に盛り込むべき各構成資産の具体的な保存管理計画に関する部分の検討作業を各自治体において進めた。

今後は、全ての遺跡の関係を明確にした上で、資産全体に係る部分の検討作業を進め、平成 24 年 12 月の原案（日本語版）作成を目標に検討作業を集中的に進める。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール（目標）

平成 21 年度	○縄文に関する定義の整理／コンセプトの検討
平成 22 年度	○構成資産とすべき遺跡の基本的な考え方の検討
平成 23 年度	○顕著な普遍的価値の検討 評価基準への適合性／真実性・完全性／類似資産との比較研究 等
平成 24 年度	○構成資産の検討
平成 23 年度	○保護措置の検討 資産の範囲の設定／緩衝地帯の設定 等
平成 24 年度	○保存管理計画の検討 包括保存管理計画の策定／各構成資産の保存管理計画の策定 等
	○世界遺産登録推薦書案の作成
平成 25 年度	○国へ推薦書案を提出／国からユネスコ世界遺産委員会へ推薦書提出
平成 26 年度	○イコモスによる現地調査
平成 27 年度	○ユネスコ世界遺産委員会で審査・登録

14. その他

国際会議開催（調整中）

〔時 期〕平成 24 年 8 月から 9 月までのうちの 9 日間

〔場 所〕北海道札幌市を中心

〔専門家〕海外から 4 名、国内 7 名を招へい

〔概 要〕縄文文化の説明、全構成資産視察、意見交換、国際シンポジウム

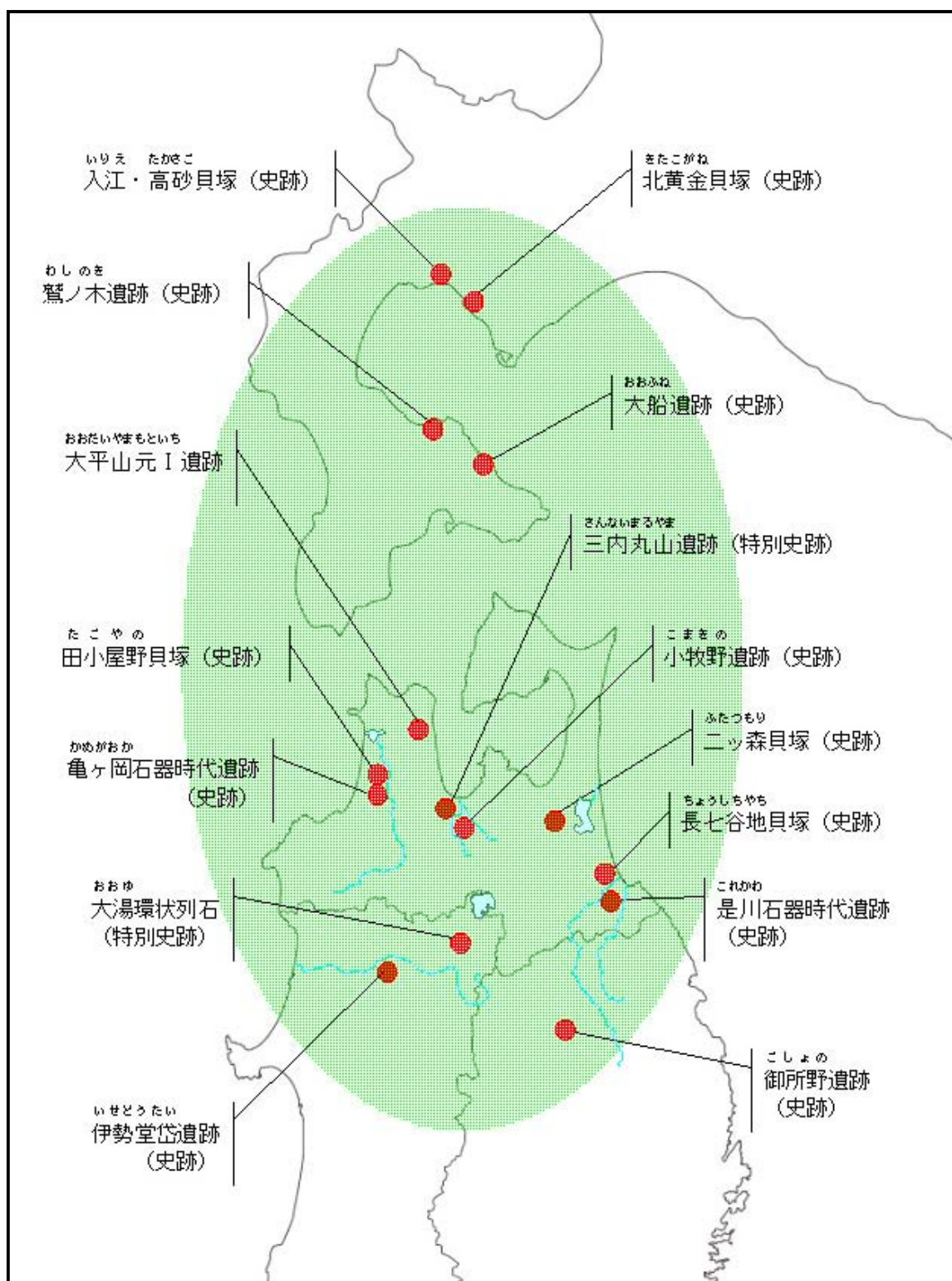
別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群

No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	きたこがねかいづか 北黄金貝塚	国指定史跡		北海道伊達市		
2	いりえ・たかさごかいづか 入江・高砂貝塚	国指定史跡		北海道洞爺湖町		
3	わしのきいせき 鷺ノ木遺跡	国指定史跡		北海道森町		
4	おおふねいせき 大船遺跡	国指定史跡		北海道函館市		
5	さんないまるやまいせき 三内丸山遺跡	国指定特別史跡		青森県青森市		
6	こまきのいせき 小牧野遺跡	国指定史跡		青森県青森市		
7	これかわせつきじだいいせき 是川石器時代遺跡	国指定史跡		青森県八戸市		
8	ちょうしちやちかいづか 長七谷地貝塚	国指定史跡		青森県八戸市		
9	かめがおかせつきじだいいせき 亀ヶ岡石器時代遺跡	国指定史跡		青森県つがる市		
10	たごやのかいづか 田小屋野貝塚	国指定史跡		青森県つがる市		
11	ふたつもりかいづか 二ツ森貝塚	国指定史跡		青森県七戸町		
12	おおだいやまもといちいせき 大平山元Ⅰ遺跡			青森県外ヶ浜町	平成24年度中の国史 跡指定に向けて準備中	
13	ごしよのいせき 御所野遺跡	国指定史跡		岩手県一戸町		
14	おおゆかんじょうれっせき 大湯環状列石	国指定特別史跡		秋田県鹿角市		
15	いせどうたいいせき 伊勢堂岱遺跡	国指定史跡		秋田県北秋田市		

別紙2 構成資産(コア・ゾーン)の位置図



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

きゅうしゅう やまぐち きんたいかさんぎょういさんぐん
九州・山口の近代化産業遺産群

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

ふく おか けん	きたきゅうしゅうし おおむたし なかまし
福岡県	北九州市, 大牟田市, 中間市
さが けん	さがし
佐賀県	佐賀市
なが さき けん	ながさきし
長崎県	長崎市
くま もと けん	あらおし うきし
熊本県	荒尾市, 宇城市
かごしま けん	かごしまし
鹿児島県	鹿児島市
やま ぐち けん	しものせきし はぎし
山口県	下関市, 萩市
いわ て けん	かまいしし
岩手県	釜石市
しず おか けん	いずくにし
静岡県	伊豆の国市

※平成23年2月の専門家委員会できとりまとめられた推薦書案の関係自治体

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物・遺跡・建造物群に該当, 文化的景観の適用…無

4. 資産の概要

「九州・山口の近代化産業遺産群」は, シリアルに構成される資産であり, 1850年から1910年にかけて築かれた近代化産業遺産とその社会的経済的背景を共有する, 同じ歴史的文化的範疇に属する構成資産から成り立っている。

九州・山口地方は, 日本列島の最西端のアジア大陸に最も近接する位置にあり, 古代から海外からの文化と技術の門戸であった。世界に対する日本の窓口としての役割を果たした歴史的・地理的な要素が相俟って, 工業国家日本を語る資産が主に九州・山口の地に集中したのである。

本資産群は, 西洋からの技術を受容する基礎となった幕末の資産群(葦山反射炉, 恵美須ヶ鼻造船所跡, 三重津海軍所跡, 旧集成館等)と鉄鋼, 造船, 石炭鉱業の重工業部門に西洋技術が本格的に移転するプロセスを示す資産群(八幡製鐵所, 長崎造船所, 高島炭坑跡等)からなる。

一連の資産は相互に関連し, 九州・山口地域, 西南雄藩とその後継者に結びつけられる。これら資産が有する顕著で普遍的価値の土台は, 国づくりへの貢献である。これら資産は, 近代工業国家日本の台頭を説明する第一級の歴史的・考古学的証拠である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

- (1) 暫定一覧表記載から平成23年5月26日世界文化遺産特別委員会報告時点(基準日:平成22年12月31日)までの取組・体制整備の状況

(これまでの取組)

平成 20 年 9 月 26 日 世界文化遺産暫定一覧表への記載が決定
平成 21 年 1 月 12 日 世界遺産シンポジウム（鹿児島市）
1 月 13 日 第 1 回専門家委員会（鹿児島市）
2 月 20 日 第 2 回専門家委員会（北九州市）
4 月 26 日 世界遺産シンポジウム（長崎市）
4 月 28 日 第 3 回専門家委員会（長崎市）
9 月 11 日 国内専門家委員会（東京）
10 月 19 日～21 日 第 4 回専門家委員会（東京）
コンセプト及び構成資産に係る提言書の取りまとめ
10 月 22 日 世界遺産シンポジウム（東京）
4 月、6 月、10 月 構成資産候補の境界線調査の実施

(体制整備の状況)

【協議会関係】

平成 20 年 10 月 29 日 世界遺産登録推進協議会の設置
平成 20 年 12 月 22 日 専門家委員会の設置

【関係自治体関係】（平成 21 年 1 月暫定一覧表記載）

平成 19 年 4 月 長 崎 県：世界遺産登録推進室
平成 20 年 4 月 熊 本 県：文化課世界遺産登録推進班(平成 23 年 4 月文化企画課文化・世界遺産推進室)
長 崎 市：世界遺産推進室
平成 20 年 10 月 下 関 市：世界遺産登録準備室(平成 22 年 4 月文化財保護課)
萩 市：世界遺産推進課
平成 20 年 12 月 鹿児島県：世界文化遺産登録推進室(平成 22 年 4 月 世界文化遺産課)
平成 21 年 4 月 福岡 県：世界遺産登録推進室
佐 賀 県：政策監グループ(文化創造・世界遺産推進担当)
山 口 県：社会教育・文化財課(文化財保護班・世界遺産担当)
宇 城 市：文化課世界遺産推進係
佐賀市：歴史まちづくり課(平成 21 年 8 月協議会加入)
鹿児島市：文化課(世界遺産担当)(平成 23 年 4 月 政策企画課)
平成 22 年 4 月 北九州市：世界遺産登録準備室
荒 尾 市：社会教育課世界遺産推進室
大牟田市：世界遺産登録推進室
中 間 市：生涯学習課世界遺産登録推進室
岩 手 県：生涯学習文化課
釜 石 市：橋野高炉跡世界遺産登録推進室

(2) 平成 23 年 5 月 26 日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成
時点(基準日：平成 24 年 3 月 1 日)までの取組・体制整備の状況

(これまでの取組)

平成 23 年 1 月 25 日 国内専門家委員会(東京)
推薦書原案、境界線等について検討

2月16日～18日 第5回専門家委員会（東京）
推薦書原案の取りまとめ
2月20日 世界遺産シンポジウム（福岡市）
9月16日 国内専門家委員会（東京）
11月7日～9日 第6回専門家委員会（東京）
平成24年2月9日～11日 第7回専門家委員会（東京）
構成資産案の検討

（体制整備の状況）

【関係自治体関係】 （平成21年1月暫定一覧表記載）

平成23年4月 伊豆の国市：政策企画課

6. 推薦に向けた課題

I 稼働資産の保護に関する課題

(1) 該当資産

- ・ 八幡製鐵所修繕工場
（福岡県北九州市 所有者：新日本製鐵(株)）
- ・ 八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室
（福岡県中間市 所有者：新日本製鐵(株)）
- ・ 長崎造船所向島第三ドック
（長崎県長崎市 所有者：三菱重工業(株)長崎造船所）
- ・ 長崎造船所旧鋳物工場併設木型場
（長崎県長崎市 所有者：三菱重工業(株)長崎造船所）
- ・ 長崎造船所ハンマーヘッド型起重機
（長崎県長崎市 所有者：三菱重工業(株)長崎造船所）
- ・ 長崎造船所占勝閣
（長崎県長崎市 所有者：三菱重工業(株)長崎造船所）
- ・ 三池港
（福岡県大牟田市 所有者（一部）：(株)三池港物流（旧三井鉱山））
- ・ 橋野高炉跡及び関連資産
（岩手県釜石市 所有者（一部）：日鉄鉱業（株）・国有林地）

(2) 資産が抱える課題

所有者である企業においては、世界遺産登録に伴って、生産活動に支障が生じることを懸念しており、同意に慎重である。

(3) 対応状況

国において、平成23年3月7日、内閣官房を事務局とする「産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁会議」が設置され、12月16日の幹事会において、産業遺産の新たな保全体制や推薦手続等について提案がなされ、平成24年3月23日に開催された同会議第3回において取りまとめが行われたところである。

II 万全の保護措置の検討が必要な資産に関する課題

(1) 該当資産

端島炭坑（長崎市）

(2) 資産が抱える課題

① 主題の時代を明らかにする物証を明確化し、どのような法的保護を図ることが可能か探る必要がある。

② 保存の手法が課題であり、文化財保護法の観点との合致が必要。

(3) 対応状況

端島炭坑等の文化財指定に向けた調査及び検討を行うため、平成 22 年度に国内の専門家による調査検討委員会を設置し、検討中（3 年計画）。

7. 基準の適用

「九州・山口の近代化産業遺産群」は、以下の 3 つの評価基準を満たし、顕著な普遍的価値を有すると考えている。

ii) 人類の価値の重要な交流

「九州・山口の近代化産業遺産群」は1850年から1910年の期間に、産業化が進む西洋諸国と日本の間に起こった技術移転に係る類まれなプロセスや反応を証明する、統一性をもった一連の有形資産である。

iii) 現存する、あるいは既に消滅した文化的伝統に関する希な証拠

「九州・山口の近代化産業遺産群」は、1850 年から 1910 年の産業形成期を具体的に示す例である。この形成期は現在の日本の産業文化の土台であり、工業化への取り組みを示す他に類のない例である。すべての人類文化に共通する普遍的な性質を有するものであり、世界の歴史に不可欠の要素となる。

iv) 人類の重要な歴史を物語る技術的な集合体

「九州・山口の近代化産業遺産群」は人類史における急速な変化を説明する技術的集合体の顕著な例であり、産業化の歴史の年代的・地域的枠組みにおいて普遍的な重要性を有する。これら一連の資産は、相互に関連する起源を持つ近代重工業の遺産の一体的なつながりを示しており、地球規模の技術移転の歴史に、他に類を見ない力強い貢献をする。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産候補は、形態や意匠において良好な状態で保存されており、一連の資産群として人類の発展で重要な段階の一つである日本の工業化初期の価値を示すための真実性が担保されている。

既に国の文化財指定されている遺産については、調査に基づき価値の真実性は確実に伝達されている。未指定の文化財についても真実性は確実に伝達されていると考えられるが、今後の調査の過程において「世界遺産条約履行のための作業指針」第 82 項に示された属性に基づく分析をとおして裏付けを行う。

(2) 完全性

「九州・山口の近代化産業遺産群」は 1850 年から 1910 年に至るまでの相互に関連を有する重工業関連遺産及び社会的経済的背景を示すものとして最も代表的な 9 つのエリアから成り立っている。

各エリアは日本の工業化初期を表す異なる分野の構成資産が混在しており、個々のエリアではなく、各エリアが統合されて初めて構成要素の完全な関係を示唆し、工業国家として日本が台頭したことへの全体の理解へ繋がる。

開発による負の影響については、今後保存管理計画の下で対策を明示することとしているが、利用可能な土地が限定され、開発が集中している日本の産業発展の特異性について、若干の注釈が必要と考えられる。

9. 類似資産との比較研究

(1) 国際比較

① 比較対象資産

- ア) 鉄鋼、造船、石炭鉱業分野の世界遺産一覧表に記載されている産業資産
- イ) アジアにある鉄鋼・造船・石炭鉱業資産で世界遺産一覧表未記載の資産

② 比較の視点

- ア) 産業種の組み合わせ及び対象時期
- イ) 近代化の時期及び手法

③ 結果

本提案は、文化的背景と急激な変化という特徴によって西洋諸国と区別され、産業革命への貢献によってすでに世界遺産一覧表に登録されているヨーロッパの資産を補完するものであり、世界史に類のない、明白かつ驚くべき結果をもたらした技術の導入、移転、開発が行われたことを示す稀有の例であるという結果を得た。

(2) 国内比較

① 比較対象資産

1850-1910 年代の製鉄関連遺産	
〃	石炭関連遺産
〃	造船関連遺産

② 比較の視点

技術史的視点を中心に、組織的視点、人的視点で補足し、遺産・遺構の残存状況により比較

③ 結果

(製鉄)

製鉄関連遺産として、幕末から明治時代にかけての反射炉、高炉、製鉄所等の調査を行い、九州・山口地区以外に釜石市の橋野高炉跡、伊豆の国市の韮山反射炉について、構成資産に含めるべきとの結論を得たため、当該自治体と交渉を行い、当提案の構成資産とすることとした。

(石炭、造船)

石炭及び造船関連遺産について、幕末から明治時代にかけての主な遺産に

ついて調査を行い、当提案の現在の構成資産で必要十分であるとの結論に達した。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

- (1) 一覧表 別紙 1 のとおり
- (2) 位置図 別紙 2 のとおり

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

○位置図 別紙 2 のとおり

○適用される規制の内容

規制名	適用済	適用予定	検討状況
港湾法（北九州市臨港 地区：工業港区）	○		
北九州市都市景観条例	○		
中間市景観条例		○	平成 25 年度施行に向けて作業中
佐賀市景観条例・景観計画		○	H24 年 4 月に施行予定。
福岡県筑後川流域 景観計画（佐賀）	○		
農地法・農振法（佐 賀）	○		
都市計画法（佐賀）	○		
河川法（佐賀）	○		
長崎市景観条例	○		
長崎市伝統的建造 物群保存地区保存 条例	○		
鹿児島市景観条例	○		
関門景観条例	○（一部）		
萩市景観条例	○		
森林法（萩市）	○（一部）		
荒尾市景観条例		○	平成 25 年度施行に向けて検討中
大牟田市景観条例		○	平成 25 年度施行に向けて検討中
港湾法（三池港臨港 地区・港湾区域）	○		
港湾法、自然公園法、 森林法（宇城市）	○		
宇城市景観条例		○	平成 25 年度施行に向けて検討中
都市計画法 （伊豆の国市・市街 化調整区域）	○		

12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

No.	指定名称等	有無	検討状況	策定見込み
1	萩反射炉	無	H23～予定	H24 年度
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	無	H23～予定	H24 年度
3	萩城下町	有		H24 年度改訂
4	大板山たたら製鉄遺跡	無	H23～予定	H24 年度
5	松下村塾	無	H23～予定	H24 年度
6	旧集成館	無	H23～検討中	H24 年度
7	旧集成館機械工場	無	H23～検討中	H24 年度
8	旧鹿児島紡績所技師館	無	H22～検討中	H24 年度
9	祇園之洲砲台跡	無	H24～予定	H24 年度
10	三重津海軍所跡	無	H23～予定	H25 年 5 月
11	橋野高炉跡及び関連施設	有	H23～追加指定	追加指定後 H24 年度
12	小菅修船場跡	無	H23～検討中	H24 年度
13	長崎造船所向島第三ドック	無	期間検討中	(未定)
14	長崎造船所旧鋳物工場併設木型場	無	〃	(未定)
15	長崎造船所ハンマーヘッド型起重機	無	〃	(未定)
16	長崎造船所占勝閣	無	〃	(未定)
17	高島炭坑	無	H22～検討中	H24 年度
18	端島炭坑	無	H22～検討中	H24 年度
19	旧グラバー住宅	無	H23～予定	H24 年度
20	長州藩下関前田台場跡	無	H23～検討中	H24 年度
21	三池炭鉱宮原坑施設	無	H23～検討中	H24 年度
22	三池炭鉱旧万田坑施設	有	H22～H23	H23 年度
23	三池炭鉱専用鉄道敷	無	H23～検討中	H24 年度
24	三池港	無	H23～検討中	H24 年度
25	三角旧港（三角西港）施設	有	H23～検討中	H24 年度
26	八幡製鐵所旧本事務所	無	H23～予定	H24 年度
27	八幡製鐵所修繕工場	無	H23～予定	H24 年度
28	八幡製鐵所旧鍛冶工場	無	H23～予定	H24 年度
29	八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室	無	H23～予定	H24 年度
30	菰山反射炉	無	H23～予定	H24 年度

(2) 資産全体の包括的保存管理計画の策定状況

原案を作成中。策定時期は未定。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

作業内容	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
暫定一覧表記載	○					
資産の国文化財指定	○	○	○	○		
包括的保存管理計画策定		○	○	○		
個別保存管理計画策定		○	○	○		
バッファゾーン検討・設定・条例化		○	○	○		
類似資産との比較研究		○	○			
推薦書原案作成		○	○	○		
推薦書提出					○	
イコモス調査						○

14. その他

特になし

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称

「九州・山口の近代化産業遺産群」

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	はぎはんしゃろ 萩反射炉	国指定史跡	—	山口県萩市	指定済み	
2	えびすがはなぞうせんじょあと 恵美須ヶ鼻造船所跡	未指定	—	山口県萩市	平成21年度、22年度に発掘調査を実施。平成24年度の国史跡指定に向けて準備中。	
3	はぎじょうかまち 萩城下町	国指定史跡・重伝建	—	山口県萩市	指定済み	
4	おおいたやま 大板山たたら製鉄遺跡	—	山口県指定史跡	山口県萩市	平成24年度の国史跡指定に向けて準備中。	
5	しょうかそんじゆく 松下村塾	国指定史跡	—	山口県萩市	指定済み	
6	きゅうしゅうせいがん 旧集成館	国指定史跡	—	鹿児島県鹿児島市	平成22年度に発掘調査を実施。平成24年度の国史跡追加指定に向けて準備中	寺山炭窯跡、関吉の疎水溝含む
7	きゅうしゅうせいがんきかいこうじょう 旧集成館機械工場	国指定史跡・重文	—	鹿児島県鹿児島市	指定済み	
8	きゅうかごしまぼうせきじよざしかん 旧鹿児島紡績所技師館	国指定史跡・重文	—	鹿児島県鹿児島市	平成23年度に発掘調査を実施。平成24年度の国史跡追加指定に向けて準備中。	
9	ぎおんのすほうだいあと 祇園之洲砲台跡	未指定	—	鹿児島県鹿児島市	平成22年度に発掘調査を実施。平成24年度の国史跡指定に向けて準備中。	
10	みえつかいぐんしよあと 三重津海軍所跡	未指定	—	佐賀県佐賀市	平成24年度中の国史跡指定に向けて準備中	
11	はしのこうろあとおよびかんれんせ 橋野高炉跡及び関連施設	一部国指定史跡	—	岩手県釜石市	平成23年度から順次国史跡追加指定に向けて準備中	保護の枠組みについて検討中。
12	こすげしゅうせんばあと 小菅修船場跡	国指定史跡	—	長崎県長崎市	国史跡追加指定に向けて準備中	
13	ながさきぞうせんじよむこうじまだいさん 長崎造船所向島第三ドック	—	—	長崎県長崎市		保護の枠組みについて検討中。
14	ながさきぞうせんじよきゅういものこうじょう 長崎造船所旧鋳物工場 へいせつきがたば 併設木型場	—	—	長崎県長崎市		保護の枠組みについて検討中。
15	ながさきぞうせんじよ 長崎造船所ハンマーヘッド型起重機	登録有形	—	長崎県長崎市		保護の枠組みについて検討中。
16	ながさきぞうせんじよせんしやうかく 長崎造船所占勝閣	—	—	長崎県長崎市		保護の枠組みについて検討中。

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
17	たかしまたんこう 高島炭坑	—	—	長崎県長崎市	平成22年度から3年計画で研究委員会を設置し、検討中	
18	はしまたんこう 端島炭坑	—	—	長崎県長崎市	平成22年度から3年計画で研究委員会を設置し、検討中	
19	きゅう じゅうたく 旧グラバー住宅	重文	—	長崎県長崎市	指定済み	
20	ちようしゅうはんしものせきまえだだいばあと 長州藩下関前田台場跡	国指定史跡	—	山口県下関市	国史跡追加指定に向けて準備中	
21	みいけたんこうみやはらこうしせつ 三池炭鉱宮原坑施設	国指定史跡・重文	—	福岡県大牟田市	平成22年度から発掘調査を実施。国史跡追加指定に向けて準備中。	
22	みいけたんこうきゅうまんだこうしせつ 三池炭鉱旧万田坑施設	国指定史跡・重文	—	熊本県荒尾市	平成23年度に測量調査を実施。平成24年度国史跡追加申請予定。	
23	みいけたんこうせんようてつどうじき 三池炭鉱専用鉄道敷	—	—	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市	平成23年度から測量調査。平成24年度国史跡追加申請予定。	
24	みいけこう 三池港	—	—	福岡県大牟田市	調整中	保護の枠組みについて検討中。
25	みすみきゅうこう(みすみにしこう)しせつ 三角旧港(三角西港)施設	国指定重文	—	熊本県宇城市	重要文化的景観選定の可能性について協議中	
26	やわたせいてつじょきゅうほんじむしょ 八幡製鐵所旧本事務所	—	—	福岡県北九州市		保護の枠組みについて検討中。
27	やわたせいてつじょしゅうぜんこうじょう 八幡製鐵所修繕工場	—	—	福岡県北九州市		保護の枠組みについて検討中。
28	やわたせいてつじょきゅうかじこうじょう 八幡製鐵所旧鍛冶工場	—	—	福岡県北九州市		保護の枠組みについて検討中。
29	やわたせいてつじょおんががわすいげんち 八幡製鐵所遠賀川水源 地ポンプ室	—	—	福岡県中間市		保護の枠組みについて検討中。
30	にらやまはんしゃる 韮山反射炉	国指定史跡	—	静岡県伊豆の国市	指定済み	一部追加について、協議中。

Area 1

- 1 萩反射炉
- 2 恵美須ヶ鼻造船所跡
- 3 萩城下町
- 4 大板山たたら製鉄遺跡
- 5 松下村塾

Area 2

- 6 旧集成館
(寺山炭窯跡, 関吉の疎水溝含む)
- 7 旧集成館機械工場
- 8 旧鹿兒島紡績所技師館
- 9 祇園之洲砲台跡

Area 3

- 10 三重津海軍所跡

Area 4

- 11 橋野高炉跡及び関連施設

Area 5

- 12 小菅修船場跡
- 13 長崎造船所向島第三ドック
- 14 長崎造船所旧鑄物工場併設木型場
- 15 長崎造船所ハンマーヘッド型起重機
- 16 長崎造船所占勝閣
- 17 高島炭坑
- 18 端島炭坑
- 19 旧グラバー住宅

Area 6

- 20 長州藩下関前田台場跡

Area 7

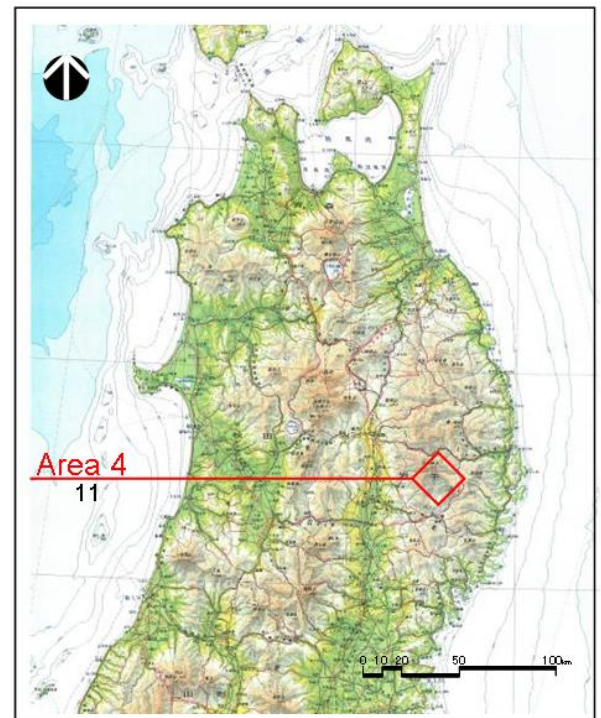
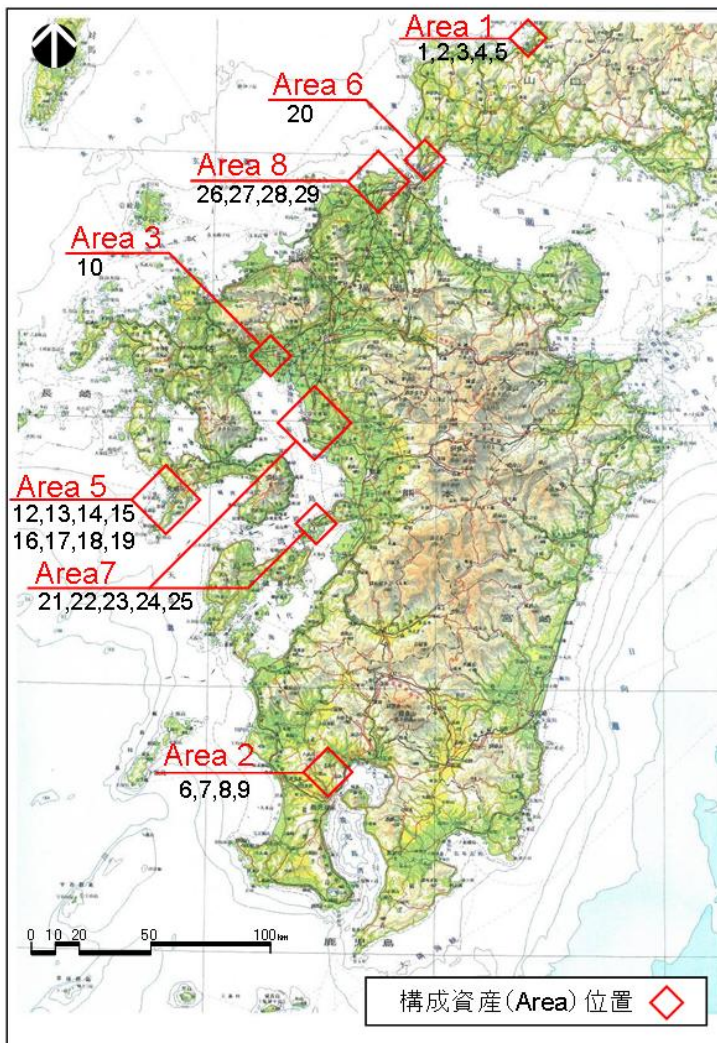
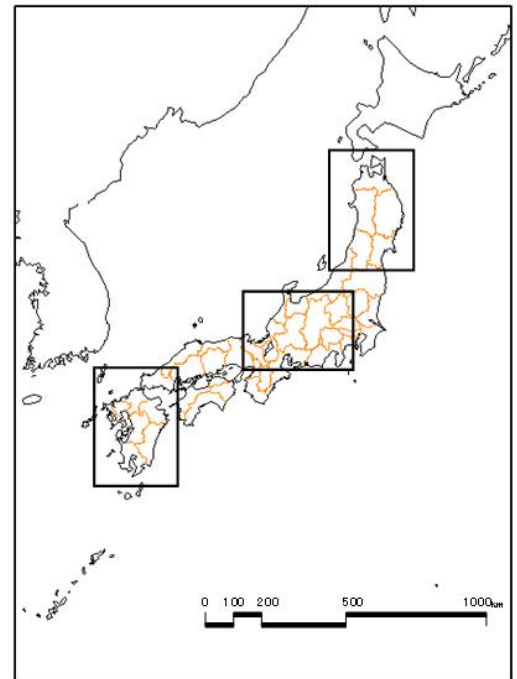
- 21 三池炭鉱宮原坑施設
- 22 三池炭鉱旧万田坑施設
- 23 三池炭鉱専用鉄道敷
- 24 三池港
- 25 三角旧港（三角西港）施設

Area 8

- 26 八幡製鐵所旧本事務所
- 27 八幡製鐵所修繕工場
- 28 八幡製鐵所旧鍛冶工場
- 29 八幡製鐵所遠賀川水源ポンプ室

Area 9

- 30 葦山反射炉



全て平成 24 年 3 月段階における議論のためのたたき台である

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

むなかた おきのしま かんれんいさんぐん
宗像・沖ノ島と関連遺産群

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

ふくおかけん むなかたし ふくつし
福岡県、宗像市、福津市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡、建造物、文化的景観

4. 資産の概要

宗像・沖ノ島と関連遺産群は、航海の安全を願う海への信仰の遺産である。信仰の中心である沖ノ島では、古代王権と宗像氏によってはじめられた対外交流の成功と航海の安全を祈る国家的な祭祀が 500 年間にわたり行われた。沖ノ島は「神宿る島」として今日まで立ち入りが制限され、豊かな自然と遺産が守られている。宗像三女神への信仰は、古代の磐座から三宮の社殿において構成される宗像神社に引き継がれ、葬祭未分化であった古墳時代の自然崇拝から社殿祭祀へと変化した日本固有の信仰における崇拝形態の変遷を示し、1600 年の長きに渡って信仰の跡をたどることのできる、稀有な遺産である。

本遺産は神聖な島として古代において航海の安全に関わる祭祀が行われた沖ノ島、その信仰が社殿祭祀として完成された宗像神社、および沖ノ島の祭祀を執り行い、今日に至る宗像神社の信仰の基礎を築き上げ、その信仰を支え続けた宗像氏の古墳時代の墓域である東郷高塚古墳、津屋崎古墳群、桜京古墳から構成される。また、弥生時代及び古墳時代における古代氏族の活動を示す集落遺跡の田熊石畑遺跡を構成資産候補として検討している。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

- (1) 暫定一覧表記載から平成 23 年 5 月 26 日世界文化遺産特別委員会報告
 時点(基準日:平成 22 年 12 月 31 日)までの取組・体制整備の状況
 平成 21 年 1 月 5 日 暫定リストに記載
 平成 21 年 1 月 24 日 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議設立
 (県・宗像市・福津市、三者による官民一体の組織)

平成 21 年 2 月 28 日 暫定リスト記載記念シンポジウム
 平成 21 年 4 月 1 日 福岡県に世界遺産登録推進室を設置
 宗像市に世界遺産登録推進室を設置
 ※福津市は教育部教育総務課古墳公園建設係が事務所掌
 平成 21 年 6 月 17 日 第 1 回専門家会議
 平成 21 年 6 月 29 日 世界遺産推進会議幹事会
 平成 21 年 7 月 18 日 第 2 回世界遺産推進会議
 (県知事を含む推進会議委員による沖ノ島現地視察)
 平成 21 年 11 月 11 日 第 2 回専門家会議
 平成 22 年 1 月 29～31 日 第 1 回国際専門家会議
 平成 22 年 1 月 31 日 第 2 回国際シンポジウム
 平成 22 年 4 月 27 日 世界遺産推進会議幹事会
 平成 22 年 5 月 30 日 第 3 回世界遺産推進会議
 平成 22 年 6 月 21 日 第 3 回専門家会議
 平成 22 年 10 月 1～4 日 第 2 回国際専門家会議
 平成 22 年 10 月 9～15 日 第 1 回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」展

(2) 平成 23 年 5 月 26 日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成

時点(基準日:平成 24 年 3 月 1 日)までの取組・体制整備の状況

平成 23 年 2 月 11 日 第 2 回国際シンポジウム
 平成 23 年 2 月 12 日 第 4 回専門家会議
 平成 23 年 5 月 18 日 世界遺産推進会議幹事会
 平成 23 年 6 月 5 日 第 4 回世界遺産推進会議
 平成 23 年 7 月 9～11 日 第 5 回専門家会議
 平成 23 年 11 月 1～4 日 第 3 回国際専門家会議
 平成 23 年 11 月 19～23 日 第 2 回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」展
 平成 24 年 2 月 12 日 第 3 回世界遺産シンポジウム
 平成 24 年 2 月 22 日 第 6 回専門家会議

6. 推薦に向けた課題

課題としては、大きく三点が上げられる。1 つ目は、推薦書の骨子を固めることである。現在、本資産のストーリー及びそれにふさわしい構成資産の検討を進めている。2 つ目は、決定した構成資産をもとにバッファゾーンの範囲を決定し、バッファゾーンにかかる規制および保存管理計画の立案・施行を行うことである。最後に、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の知名度を上げる為シンポジウムなど普及啓発活動を行うことも重要である。

このため、福岡県及び宗像市、福津市では、「世界遺産推進会議」を開催し、住民団体等とともに官民一体となった取り組みを行っている。

推薦書の骨子については、専門的な課題について専門家会議及び国際専門家

会議において議論を行い、その内容を推薦書に反映するよう取り組み、早期にコンセプトを固めるとともに、それに沿った構成資産を決定する予定である。

その中で、大島御嶽山遺跡については、宗像神社の中津宮として国史跡「宗像神社境内」へ追加指定を検討する必要から現地調査を行い、その結果を踏まえて文化庁と協議を進めているところである。また、福津市の津屋崎古墳群は、平成22年度の追加指定により全体の約81%の面積が国史跡として指定されることとなったが、保護すべき古墳のうち未指定のものや、一部未指定のものがまだ残されており、これについては早期の国指定及び追加指定を目指して取り組んでいく所存である。

次に構成資産の保存管理については、沖ノ島、大島、宗像本土において、それぞれ状況が異なるため、宗像市、福津市及び福岡県と両市の都市計画・港湾・自然環境部局などの関係部署と連携して、構成資産の保全・活用に向けた調整や、バッファゾーンの範囲、適用法などを検討し、地域住民の理解を得ながら進めることとしている。

最後に、普及啓発活動については、シンポジウムや広報誌やホームページ、パネル展の開催による本遺産群の持つ世界遺産としての価値を発信するこれまでの取り組みのほか、主に地域住民を対象としたシンポジウムの開催等により、世界遺産登録に伴う規制や構成資産を活用した地域振興についての啓発にも努めていく。

7. 基準の適用

- (ii) 国家的祭祀が行われた沖ノ島では、東アジアとの交流を祈る祭祀であり、交流によってもたらされた品も神へ捧げられた。沖ノ島祭祀遺跡は、海外の文化を受容し、独自の文化を作り上げる古代日本の価値観の交流のあり方を示す顕著な例である。
- (iii) 日本と朝鮮半島の間海域に位置する沖ノ島では、対外交流の成就と航海の安全を祈る国家的祭祀が行われた。祭祀形態は4世紀後半から9世紀末まで500年の間に四段階に変遷し、ここで神道の祭祀儀礼の原型が成立する。そしてその信仰は三宮から構成され宗像三女神を祀る宗像神社へ引き継がれる。ここでは自然崇拜から社殿成立までの過程をみることができる。本資産は、神道祭祀の変遷という重要な歴史的段階を物語る無二の存在である。
- (iv) 沖ノ島は、希少な動植物をはぐくむ原始林に覆われ、急峻な島の形とあわせて独特の信仰景観を形成する。また、宗像神社の視覚的軸線にもとづき配置された三宮とその景観は、神話そのものの信仰景観を形成する顕著な見本である。
- (vi) 沖ノ島は今日も神体島として信仰され、禁忌をはじめとする生きた文化的

伝統に守られている。国家的祭祀が行われた古代から変わることなく、遺跡や自然が今日まで残され、その神聖性を保っている。宗像神は、航海安全・交通安全の神として広く信仰されている。

8. 真実性／完全性の証明

1) 「遺跡 (site)」としての真実性

沖ノ島祭祀遺跡の真実性については、1954（昭和 29）年から 1971（昭和 46）年までに 3 次におたる発掘調査が実施され、祭祀が行われた状態のままの遺跡が確認され、4 段階の祭祀形態の変遷が捉えられた。現在も、なお未調査の遺跡が手つかずの状態に残っている。

また、考古遺跡のうち古墳及び古墳群は、測量調査や内容確認調査、文献等によって史跡の構成や年代的な推移などが確認されている。

完全性については、宗像・沖ノ島と関連遺産群は、信仰の遺跡だけでなく、信仰を成立させ支えた氏族の遺跡や古墳を構成資産としている。神社は、沖ノ島で国家的祭祀が行われ、またその信仰が現在に続く文化的伝統であることから、本資産の核となる部分である。古墳については、沖ノ島における祭祀を支えた氏族の墳墓である。一部改変されているものもあるが、田園風景の中に古墳が比較的良好な形で保存されている。以上から本資産は、東アジア最大級の祭祀遺跡を中心とする信仰の資産であり、信仰を成立させその祭祀をとりおこなった氏族の資産で構成される希有な例である。

2) 「建造物群 (groups of buildings)」としての真実性

宗像神社境内には、沖津宮・中津宮・辺津宮に社殿などの建造物が存在する。社殿については、辺津宮本殿および拝殿が国の重要文化財の指定をされている。これらは専門家の指導の下に意匠、材料、技術、位置、環境などの観点から厳密な維持・修理が行われており、それらの真実性は確実に保持されている。

3) 「信仰景観 (religious landscapes)」の真実性

沖ノ島祭祀遺跡は、禁忌によりその存在が長く隠され、守られてきたため、数多くの奉献品や自然環境が手付かずのまま現存し、祭祀が行われた原風景がそのまま残っているといえる。

宗像神社の沖津宮・中津宮・辺津宮の三宮からなる配置は、連続する島嶼間の視覚的軸線に基づいている。宗像三女神の神話そのものの配置が、宗像神への信仰を高めており、希有な信仰景観として挙げられる。

9. 類似資産との比較研究

(1) 平成 21 年度 事務局による比較研究

国内の同種遺産と海神を祭る神社および航海祭祀遺跡との比較研究を行った。

また、同種の世界文化遺産との比較研究を行った。

(2) 平成 22 年度 委託研究

「基礎研究」「国外からの視点」「祭祀考古学」の 3 つテーマに大別して実施。
「基礎研究」では、弥生時代から現代まで通史的に、考古学・歴史学・民俗学の立場から、幅広く学術的な再検討を行った。また、「国外からの視点」を得るため、国外研究者には、祭祀考古学の立場からの検討と、海の祭祀遺跡として沖ノ島祭祀遺跡と同種遺産である韓国竹幕洞遺跡との比較研究を依頼している。さらに、「祭祀考古学」の立場から、本資産の核となる沖ノ島の価値を検討するために、出土遺物を通して祭祀を復元する研究を行った。

- ①「沖ノ島祭祀の成立前史」福岡大学教授 武末 純一
- ②「沖ノ島祭祀遺跡の再検討」福岡大学名誉教授 小田 富士雄
- ③「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」
佐賀大学講師 重藤 輝行
- ④「古代の宗像氏と宗像信仰」福岡教育大学教授 亀井 輝一郎
- ⑤「宗像の島々・小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌」
九州大学大学院教授 服部 英雄
- ⑥「神道史上における沖ノ島の祭祀」國學院大學名誉教授 梶山 林継
- ⑦「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」
大阪府立近つ飛鳥博物館長、国立歴史民俗博物館名誉教授 白石 太一郎
- ⑧「宗像大社の無形民俗文化財」筑紫女学園大学客員教授 森 弘子
- ⑨「宗像大社所蔵文書と宗像大社中・近世史」
宗像大社文化財管理事務局 河窪 奈津子
- ⑩「沖ノ島祭祀遺跡の再検討」
英国・セインズベリー日本藝術研究所副所長 サイモン・ケイナー
- ⑪「竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡」韓国・忠南大学校教授 禹 在柄
- ⑫沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造 國學院大學教授 笹生 衛
- ⑬五世紀における石製祭具と沖ノ島の石材
とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター 篠原 祐一
- ⑭沖ノ島出土銅矛と青銅器祭祀 國學院大學教授 柳田 康雄
- ⑮古代神祇祭祀制度の形成過程と宗像社 國學院大學講師 加瀬 直弥
- ⑯沖ノ島出土のガラス碗 國學院大學名誉教授 梶山 林継
- ⑰韓国における祭祀遺跡・祭祀関連 國學院大學研究員 高 慶秀

(3) 平成 23 年度 委託研究

本資産の本質的な価値である古代祭祀の人類史的価値の立証のため、考古学、歴史学を宗教史の視点から多角的に捉えた研究を、日本・中国・韓国など東アジアの研究者で実施した。また、他の学問領域（文化人類学、民俗学、宗教学）からの客観的な検討を行った。

- ①中国大陸における古代祭祀の研究 中国・社会科学院考古研究所長 王 巍

②朝鮮半島における古代祭祀の研究

韓国・国立中央博物館研究企画部長 兪 炳 夏

③日本における古代祭祀の研究

國學院大學名誉教授 梶山 林継

國學院大學教授 笹生 衛

④祭祀考古学その課題と展望

英国・セインズベリー日本藝術研究所副所長 サイモン・ケイナー

⑤文化人類学からみた沖ノ島

総合地球環境学研究所教授 秋道 智彌

⑥民俗学からみた沖ノ島

國學院大學教授 新谷 尚紀

⑦神道から見た沖ノ島

國學院大學准教授 ノルマン・ヘイヴンズ

⑧国家形成史から見た沖ノ島

広島大学講師 ウェルナー・シュタインハウス

⑨沖ノ島祭祀遺跡の再検討

福岡大学名誉教授 小田 富士雄

⑩神祇信仰の成立からみた沖ノ島

愛知教育大学教授 西宮 秀紀

⑪日本における社殿の成立と宗像神社

建築史塾 Archist 山野 善郎

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

別紙のとおり

11. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

構成資産が確定しておらず、バッファゾーンはまだ線引きできない状況であるが、構成資産をすべて含む形で全域にバッファゾーンを設定する予定。

現在は、福岡県・宗像市・福津市の世界遺産および都市計画担当部局と協議の場を設け、構成資産候補の周辺状況や既存の規制との関係などを検討し、景観法にもとづく景観条例のほか、どのような規制が資産及び地元にとって望ましいか検討している状況である。

12. 保存管理計画の策定状況

・個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

- 1 宗像神社境内 未策定 平成 25 年度予定
- 2 - 1 東郷高塚古墳 未策定 平成 25 年度予定
- 2 - 2 津屋崎古墳群 未策定 平成 25 年度予定
- 2 - 3 桜京古墳 未策定 平成 25 年度予定
- 3 (構成資産候補) 田熊石畑遺跡 未策定 平成 25 年度予定

・包括的保存管理計画

未策定。平成 25 年度策定予定。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- 平成 24 年度 推薦書の骨子作成
宗像市・福津市保存管理計画立案
包括的保存管理計画立案
- 平成 25 年度 推薦書推敲
宗像市・福津市保存管理計画施行
包括的保存管理計画施行
- 平成 26 年度 推薦書の提出

14. その他

- (1) 第 4 回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産シンポジウム（調整中）
1. 日 時 : 平成 24 年 9 月頃
 2. 場 所 : 福岡県内
 3. 内 容 : 世界遺産の保全に係る規制及び資産を活かしたまちづくり
- (2) 第 4 回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際専門家会議（調整中）
1. 日 時 : 平成 25 年 2 月頃
 2. 場 所 : 福岡県内
 3. 内 容 : 資産の保存管理について
 4. 海外専門家（予定） :
イタリア イクロム ガミニ・ウィジャスリヤ
韓 国 ソウル大学名誉教授 任 孝 宰
中 国 中国社会科学院考古研究所所長 王 巍
英 国 イングリッシュ・ヘリテージ クリストファー・ヤング

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称		宗像・沖ノ島と関連遺産群				
No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	宗像神社境内 (むなかたじんじゃけいだい) 沖津宮 (おきつみや) 中津宮 (なかつみや) 沖津宮遥拝所 (おきつみやようはいじょ) 大島御嶽山遺跡 (おおしまたけさんいせき) 辺津宮 (へつみや)	・国指定史跡 (宗像神社境内) ・国指定天然記念物 (沖の島原始林) ・国宝 (沖津宮祭祀遺跡出土品) ・重要文化財建造物 (本殿・拝殿)	・県指定 (沖ノ島自然環境保全地域) ・県指定建造物 (中津宮本殿)	福岡県宗像市	大島御嶽山遺跡は、平成22年度調査、平成24年度国史跡指定に向けて準備中。	
2	東郷高塚古墳 (とうこうたかつかこふん)	・未指定	・都市公園法	福岡県宗像市	平成24年度国指定史跡に向けて準備中	
3	津屋崎古墳群 (つやざきこふんぐん) 勝浦高原古墳群 (かつうらたかはらこふんぐん) 勝浦峯ノ畑古墳 (かつうらみねのはたこふん) 勝浦井ノ浦古墳 (かつうらいのうらこふん) 新原・奴山古墳群 (しんばる・ぬやまこふんぐん) 生家大塚古墳 (ゆくえおおつかこふん) 大石岡ノ谷古墳群 (おおいしおかのたにこふんぐん) 須多田上ノ口古墳 (すだたかみのくちこふん) 宮地嶽古墳 (みやじだけこふん) 手光波切不動古墳 (てびかなみきりふどうこふん) 宮司井手ノ上古墳 (みやじいでのかみ) 手光湯ノ浦古墳群 (てびかゆのうらこふんぐん)	・国指定史跡		福岡県福津市	(全61基のうち12基が要追加指定、8基が一部要追加指定)	
4	桜京古墳 (さくらきょうこふん)	・国指定史跡		福岡県宗像市		
5	田熊石畑遺跡 (たぐまいしはたけいせき)	・国指定史跡		福岡県宗像市		構成資産候補として記載



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。

(承認番号 平 19 総復 第 665 号)

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

きん ちゅうしん さ ど こうざん いさんぐん
「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

にいがたけん さ ど し
新潟県 佐渡市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、建造物群、遺跡 (文化的景観含む)

4. 資産の概要**〇〇UV (顕著な普遍的価値)**

12 世紀ころに成立した今昔物語には、佐渡において砂金が採取された伝説がある。それは西三川のことであると考えられており、遅くとも 15 世紀半ばから西三川では砂金採取が開始された。

佐渡金銀山には、産業革命以前の世界各地で失われた鉱山技術の痕跡が遺存するほか、これらの技術の上に、産業革命以後の技術が導入され変容・発展した跡を明確にみることができ、中世から近代における鉱山技術及び経営システムの各段階を代表する技術の集合体として傑出した類型である。

佐渡金銀山は、600 年以上にわたり鉱山開発が進められ、多くの人々が夢を求めて群がった。長期間にわたる鉱山開発で育まれた文化的伝統の記憶が鉱山遺跡や管理施設の他、集落、まちなみ、都市、寺町等として良好に遺存しており、各段階の文化的伝統を示す、極めて稀な物証である。

以上の理由により、「佐渡金銀山」は顕著な普遍的価値を持つ。

主な構成資産

相川金銀山遺跡、西三川砂金山跡、鶴子銀山跡、新穂銀山跡
相川の鉱山都市景観、西三川の農・山村景観、鶴子の集落景観

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から平成23年5月26日世界文化遺産特別委員会報告時点

(基準日: 平成22年12月31日まで)

取組状況

平成 18 年度から新潟県は佐渡市と共同で佐渡金銀山の世界遺産登録を目指し、それぞれ体制を整え、取り組んできた。佐渡金銀山遺跡の価値付けのため、国史跡指定、重要文化的景観選定に向けた調査委員会を設置し、調査・研究を計画的に進めている。また、国内外の専門家を招聘し、評価や価値付けに関して提言を

受けるなど、登録に向けての指導を受けている。さらに県民・市民の気運醸成のため、展覧会、シンポジウム、講演会、連続講座、現地説明会、出前授業などを実施している。

平成 22 年 6 月の暫定一覧表記載決定を受け、推薦書作成に向けた学術委員会を同年 9 月に設置し、具体的なコンセプト・構成資産の検討を行っている。

専門家視察・指導

平成 21 年度 ○クリストファー・ヤング氏（英イングリッシュ・ヘリテージ世界遺産・国際政策担当責任者）

稲葉信子氏（筑波大学大学院教授）

○レギーネ・マティアス氏（独ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授）

平成 22 年度 ○岡田保良氏（国士舘大学教授）

○マイルズ・オグリソープ氏（英ヒストリック・スコットランド政策責任者・国際産業遺産保存委員会英国代表）

稲葉信子氏（筑波大学大学院教授）

専門家会議

平成 22 年 10 月 稲葉信子氏（筑波大学大学院）、マイルズ・オグリソープ氏、小風秀雅氏（お茶の水女子大学大学院）、篠原修氏（東京大学名誉教授）、本中眞氏（文化庁）

シンポジウム等の開催

平成 22 年

6 月 27 日 シンポジウム「佐渡金銀山の魅力と世界遺産登録に向けて」（250 人）

8 月 13 日 フィンランドにおける TICCIH(国際産業遺産保存委員会)・ICOHTEC(国際技術の歴史委員会)合同会議における佐渡金銀山遺跡についての発表

10 月 17 日 国際シンポジウム「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（240 人）

体制整備

①担当部局の体制

新潟県：教育庁文化行政課世界遺産登録推進室 5 名

佐渡市：世界遺産推進課 10 名（平成 21 年度から市役所内他部署との連携強化を図るため、市長部局に世界遺産推進課を設置）

関係自治体・部局間連携会議の設置等

新潟県：佐渡金銀山世界遺産登録推進連絡会議の設置 関係 14 課

佐渡市：世界遺産登録推進本部会議（平成 22 年 2 月設置）

県市世界遺産関係機関連絡会議（平成 22 年 12 月設置）

新潟県・佐渡市連絡会議の実施（2～3 ヶ月に 1 回開催）

②委員会の設置 新潟県 ○佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会（推薦書作成準備）

（平成 22 年 9 月設置）

佐渡市 ○佐渡金銀山調査専門委員会（平成 17 年設置）

遺跡・建造物調査専門会議
文化的景観調査専門会議
○史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定委員会
(平成 22 年設置)

(2) 暫定一覧表記載から平成23年5月26日世界文化遺産特別委員会報告以降
(基準日:平成24年3月1日まで)

取組状況

専門家指導・視察

平成 23 年 8 月 1 ○学術委員会構成資産候補視察

五味文彦氏 (放送大学教授)、岡田保良氏 (国土舘大学教授)、
鈴木一義氏 (国立科学博物館)、篠原修氏 (東京大学名誉教授)

平成 24 年 2 月○イタリア文化省 4 名

①担当部局の体制

新潟県：教育庁文化行政課世界遺産登録推進室 6 名 (平成 23 年度
1 名増)

佐渡市：世界遺産推進課 10 名

関係自治体・部局間連携会議の設置等

新潟県：佐渡金銀山世界遺産登録推進連絡会議の設置 関係 14 課

佐渡市：世界遺産登録推進本部会議 (年 1 回開催)

県市世界遺産関係機関連絡会議 (不定期)

新潟県・佐渡市連絡会議 (年 2 回開催)

②委員会の設置 新潟県 ○佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会 (推薦書作 成準備)

(平成 22 年 9 月設置、平成 23 年 11 月第 5 回委
員会開催、年 4 回開催)

佐渡市 ○佐渡金銀山調査専門委員会

遺跡・建造物調査専門会議 (年 2 回開催)

文化的景観調査専門会議 (年 4 回開催)

○史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画策定委員会
(年 4 回開催)

○史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画策定委員会
(平成 24 年設置予定)

6. 推薦に向けた課題

平成 20 年 9 月 26 日の世界文化遺産特別委員会では、「石見銀山遺跡とその文
化的景観」との拡大・統合により、顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いと評価
されたが、その後の新潟県及び佐渡市が進めた調査・研究により、平成 22 年 6
月 14 日に、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」という名称で、単独で暫定一覧

表に記載することが適当であるとの結論が出された。今後は、「金山」としての独自性を明らかにし、石見銀山を含むアジアを中心とした同種遺産との比較研究を進め、確実な登録を期する推薦書案を作成することが課題である。

対応状況： 暫定一覧表記載決定を受け、平成 22 年に設置した佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会の指導により、コンセプト・構成資産の検討を行っている。平成 24 年 3 月に予定している専門家による構成資産の現地視察、国際専門家会議を受け、骨子をかためる予定である。

文化審議会からの指摘（平成 20 年 9 月 26 日）

- ・資産の完全性を確保する観点から、主題に直接関係し、採掘技術及び鉱山経営の発展・進化の結果を表す諸要素と、それ以外のものとの厳密な区分を行い、構成資産としての適否について厳密な検証をすることが必要である。

- ・資産の主題を説明する上で必要とされる広大かつ多種多様な個々の諸要素については、国の文化財への指定又は選定の適否を慎重に吟味すること。

対応状況： 市調査専門委員会並びに文化庁担当者等からの指導のもと調査を進め、平成 22 年度に設置した佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会とも協議を進めながら、厳密な検証の下、コンセプトとともに構成資産を確定していく。

- ・景観法に基づく景観計画等により、資産の周辺環境の保全にとって必要な緩衝地帯の範囲を適切に設定し、十分な保全を図ること。

対応状況： 佐渡市は、市全域を対象とする景観計画及び景観条例を制定、平成 22 年 4 月 1 日に施行した。鉱山都市景観等は、重要文化的景観選定後、景観計画の特別区域として周辺環境を含め十分な保全を図ることとしており、さらに、構成資産候補の一部は名勝（特別規制地区）、国定公園区域（第 3 種特別地域）に該当するところもある。緩衝地帯の範囲・規制の種別については、構成資産の区域が確定後、速やかに検討することとしている。

- ・構成資産が多種多様かつ広域に及び、所有者等多岐にわたることから、保存管理等の課題解決に向け、関係者間での合意形成を十分に図れるよう、充実した体制整備について検討すること。

対応状況： 県は世界遺産登録推進室の増員による体制強化、さらには佐渡市への職員派遣などにより、更なる県・市連携を進めている。

平成 22 年度から、県文化行政課、佐渡市、県佐渡地域振興局による県市世界遺産関係機関連絡会議の定期的な開催により、構成資産予定地周辺での開発を調整している。

佐渡市は、市役所内他課との連携強化のため、平成 21 年度から市長部局に世界遺産推進課を設置し、県から課長級職員を招聘するなど体制強化を図っている。また、庁内関係課との情報

交換並びに協議の場として、世界遺産登録推進本部を設置した。さらに、町並み・遺跡の保護を目的とする民間団体やNPOのネットワーク形成も始まっており、市も積極的に関わっている。

7. 基準の適用

基準 ii)

①経済史的観点

●17世紀に入ると、宣教師等の活躍により、佐渡が鉱山として著名であることがヨーロッパにも伝えられた。17世紀後半にオランダ東インド会社を通じて日本の金は輸出され、その多くはインドを介してマドラスに東インド会社の拠点を置くイギリスに流入し、18世紀のヨーロッパの地図においては佐渡に金鉱山が描かれ、知られることともなった。19世紀始めの世界初のイギリスの金本位制確立にも寄与したといえる。

●明治維新直後の輸入超過により我が国より流出した金は1870年代に欧州各国で移行する金本位制の一翼を担ったとも言える。佐渡の金は19世紀を通じて世界の金本位制確立の一翼を担った稀な例である。

②技術の交流（アジアにおける鉱山技術及び鉱山経営システムの価値観の交流への寄与）

●我が国の近世において佐渡は最重要鉱山であり、中世から近代に至るまで、各時代で国内外の最新鉱山技術を取り入れて鉱山経営システムを発展させてきた。それらは国内各地の鉱山へも伝播し、近世日本の貴金属生産を支えるとともに、明治時代以降には東アジアにおける鉱山開発にも大きく寄与するなど、鉱山技術の交流過程を顕著に示している。

●近代東アジアにおいて日本の金生産は重要な位置を占め、佐渡金銀山は重要な役割を担った。特に国際的緊張の中にあった1930年代は浮遊選鉱を応用した選鉱技術で金の増産が図られるとともにその技術は国内外へ影響を及ぼした。

基準 iii)

中世から近代に至る600年以上の長きにわたって我が国の中心的な金銀山として栄えた佐渡島には、鉱山の繁栄に夢を求めて群がる人々による鉱山文化が形成された。

近世においては250年以上にわたり江戸幕府が、重要鉱山のあった直轄領の佐渡に奉行を直接派遣して統治させ、小判所も設置された。近代に入ると明治政府による官営から民間に払い下げられるなかで経営管理は変化していった。こうした経営の変化や産出量の変化などにより、時に緩やかに時に劇的に人々の生活は変化していった。鉱山文化の記憶は、各段階の鉱山遺跡や管理施設の他、集落、まちなみ、都市、寺町等の鉱山を支えた人々の日々の生活にかかわる遺跡に物証として残り、さらには独特な伝統的行事を含めて豊富な鉱山絵巻や絵図・記録類としてとどめられている。

我が国最大級の金銀山における人々の生活文化の痕跡の数々は、世界的にも稀

な鉱山に関する文化的伝統の物証である。

基準iv)

さらに 16 世紀から 17 世紀初頭にかけての日本では、鉱山における技術の受容・開発が行われ、佐渡では、西三川の大規模な砂金流し、鶴子の露頭掘り群、相川の道遊の割戸・坑道群、製錬技術の遺構を残す遺跡群等によってこの段階の多様な技術を網羅している。これらは、様々な技術が佐渡に並存していたことを示し、ヨーロッパにおいてはすでに失われた産業革命以前の鉱山技術であり、佐渡に遺存する遺跡群や絵巻等の史料は、世界の鉱山史を埋める、ミッシングリンク（失われたつながり）を証明するものである。

佐渡金銀山は 16 世紀～17 世紀初頭の技術を基礎としながら変容・発展してきたが、江戸時代末期から明治時代初期（1860 年代～1870 年代）に産業革命から大きな影響を受け、さかんに西洋技術を導入し、さらなる変容・発展が見られた。昭和 10 年代（1930 年代後半）大増産運動による施設拡充は発展した技術の結実点であり、大立堅坑の櫓・粗砕場・貯鉱舎・浮遊選鉱場・シックナー等の施設群はその表象であり、この時期に佐渡金銀山最高の産金量を記録した。

このように佐渡金銀山は 600 年に渡る各時代の遺構が、佐渡という 1 つの島の中に良好に遺存している、世界的にも稀有な例であり、中世から近代における鉱山技術及び経営システムの各段階を代表する技術の集合体として傑出した類型である。

8. 真実性／完全性の証明

ア)「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」においては、考古学的研究や文献史料に基づく歴史考証等によって、鉱山技術及び鉱山経営手法に関わる文化的伝統の特質が明示されているのみならず、採掘に関する遺構・遺物が良好な状態で保存されており、その真実性は十分に保持されている。

イ)佐渡鉱山の遺産群には、一連の鉱山技術及び鉱山経営手法に関わる文化的伝統の物証が余すところなく含まれ、資産の完全性は十分に確保されている。

9. 類似資産との比較研究

(1) 比較の視点

① アジアにおける鉱山遺跡との比較研究

- ・ 佐渡金銀山の長期性・継続性に匹敵するものの有無
- ・ 採掘技術・経営手法の比較研究
- ・ 遺跡等の物証の遺存状況と絵図等の記録類の有無
- ・ 貨幣製造の有無と金及び貨幣が与えた影響

② 世界の金鉱山との比較研究

(2) 比較対象資産

- ① 平成 19 年度一石見銀山、ランメルスベルク鉱山（ドイツ）、コーンウォール鉱山（英国）

- ② 平成 20 年度—生野銀山、多田銀銅山（兵庫県）、別子銅山（愛媛県）
 - ③ 平成 21 年度—院内銀山（秋田県）、半田銀山（福島県）、延沢銀山（山形県）
 - ④ 平成 22 年度—山ヶ野金山、串木野金山（鹿児島県）
ファールン銅山（スウェーデン）、
 - ⑤ 平成 23 年度—レーロース銅山（ノルウェー）、タンカバーラ黄金博物館（フィンランド）
金瓜石鉱山（台湾）、招遠金鉱区（中国）
美利河砂金採掘跡、鴻之舞金山（北海道）、湯之奥金山（山梨県）、井川砂金採掘跡（静岡県）、かんな流し遺構（砂鉄採取遺構）（島根県各地）
- 今後の予定地： ラス・メドゥラス金山（スペイン）、コラル鉱山（インド）、
韓国の金銀山遺跡等、銅緑山（中国湖北省）、銅陵の古銅山遺跡（中国安徽省）
鯛尾金山、足尾銅山（国内）

＊ 平成 24 年度から、既世界遺産、島根県石見銀山遺跡との共同研究開始予定（平成 23 年 11 月打合せ済み）。

10. 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表及び位置図

一覧表 別紙 1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図 別紙 2 のとおり

11. 緩衝地帯（バッファー・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

＊緩衝地帯の範囲については検討中

(1) 緩衝地帯の範囲の設定

構成資産の一部が国文化財指定及び選定の準備中であるため、指定及び選定区域確定後、速やかに緩衝地帯の範囲の検討と設定を実施する。

(2) 法律による規制

構成資産の周囲について、石切場群は文化財保護法に基づく名勝（特別規制地区）指定区域、また、鶴子銀山跡が自然公園法に基づく国定公園区域（第 3 種特別地域）に該当し、さらに、西三川集落・鶴子集落一帯及び西三川砂金山跡・鶴子銀山跡・新穂銀山跡が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地等に定められていることから、緩衝地帯における土地の形質などの変更行為が厳しく規制される。

(3) 条例による規制

佐渡市では、平成 22 年 4 月 1 日に施行した景観条例及び景観計画に基づき、市全域を景観計画区域として良好な景観の保全を図ることとしており、緩衝地帯での景観などに対する変更行為が規制される。

12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別構成資産に係る保存管理計画

① 策定済み

史跡佐渡金山遺跡〔平成 6 年度策定〕

＊策定済みである佐渡金山遺跡保存管理計画の見直し、近年追加指定された吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡、近代鉱山遺跡・鶴子銀山跡も含めた保存管理計画を平成 22～23 年度に策定中である。

② 未策定

上記以外の遺跡については史跡指定後、平成 26 年度に策定予定である。また、重要文化的景観については選定申出時に保存計画を作成する。

(2) 資産全体の包括的保存管理計画

包括的保存管理計画については、関係機関及び民間組織等と連携を図りながら、資産範囲の確定後、資産個々の特性と相互の関連性に基づき策定する。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

別紙 3 のとおり

14. その他

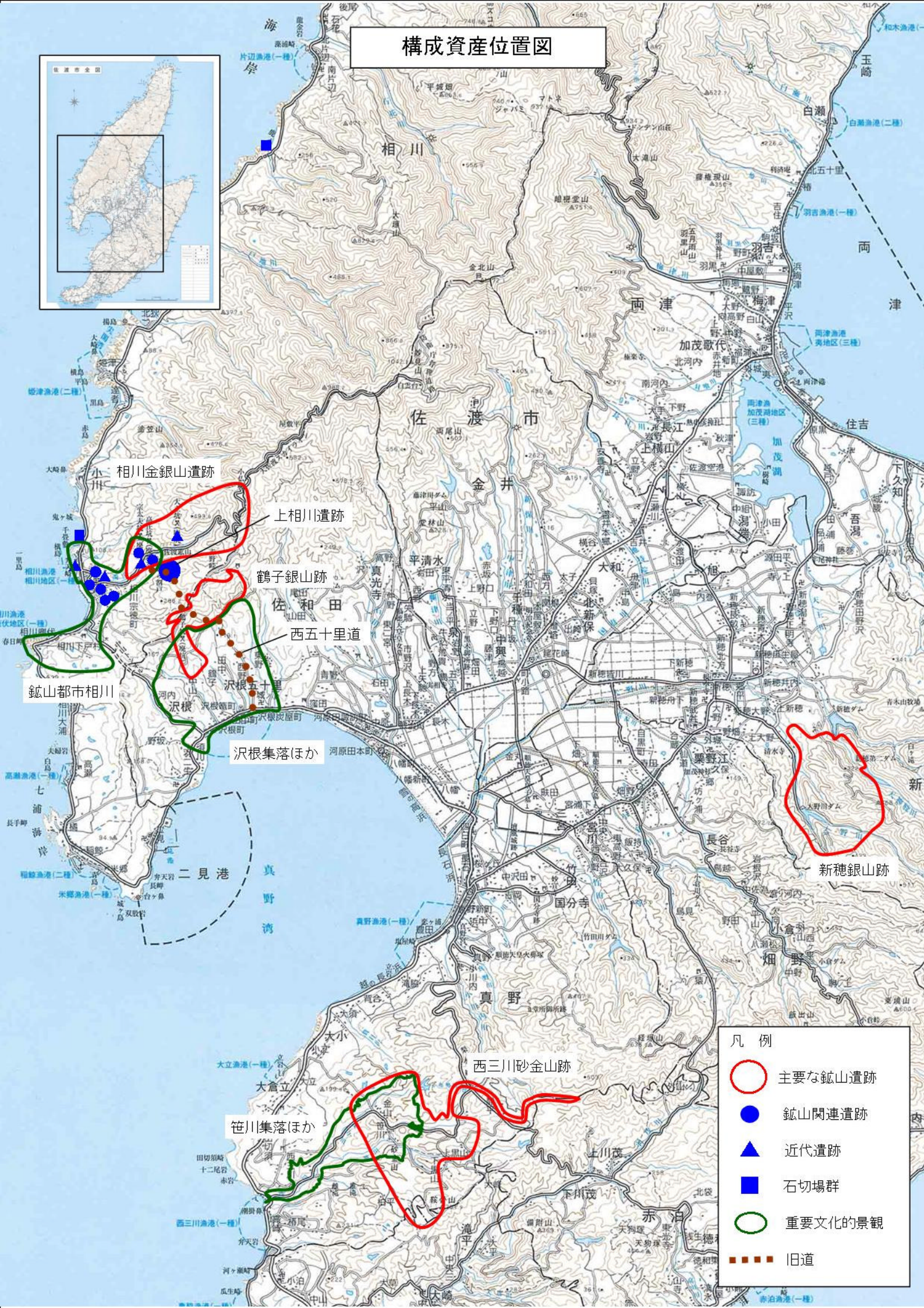
平成 24 年 3 月に国際シンポジウムを開催する予定

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群

No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
1	あいかわきんぎんざん 相川金銀山	国指定史跡		新潟県佐渡市		
2	かみあいかわいせき 上相川遺跡	—	—	新潟県佐渡市	平成17年～19年調査実施 平成25年度の国史跡指定に 向けて準備中	
3	きんだいこうざんいせき 近代鉱山遺跡	国指定史跡		新潟県佐渡市		
4	ふきあげかいがんにしきりば 吹上海岸石切場 あと	国指定史跡		新潟県佐渡市		
5	かたべ か の うら かいが 片辺・鹿野浦海岸 いしきりば あと 石切場跡	国指定史跡	—	新潟県佐渡市		
6	つるし きんざんあと 鶴子銀山跡	国指定史跡		新潟県佐渡市		
7	にしみかわ さきん ざんあと 西三川砂金山跡	—	—	新潟県佐渡市	平成21～24年調査予定 平成25年度の国史跡指定に 向けて準備中	
8	にいば きんざんあと 新穂銀山跡	—	—	新潟県佐渡市	平成20～24年調査予定 平成26年度の国史跡指定に 向けて準備中	
9	さど にしみかわ さき 佐渡西三川の砂 んざん ゆらい のうざん 金山由来の農山 そんけいかん 村景観	国選定重要文化的 景観	—	新潟県佐渡市		
10	あいかわ こうざんとし 相川の鉱山都市 けいかん 景観	—	—	新潟県佐渡市	平成21年～調査中 平成25年度の重要文化的景 観選定に向けて準備中	
11	つるし しゅうらくけいかん 鶴子の集落景観 さわね しゅうらく (沢根集落ほか)	—	—	新潟県佐渡市	平成21年～調査中 平成26年度の重要文化的景 観選定に向けて準備中	

構成資産位置図



別紙3

平成22年度以降の目標と施策(予定)

	年度	22	23	24	25	26	27
推薦書作成	目標	暫定リスト記載	コンセプト・構成資産の検討(海外鉱山比較研究)	コンセプトの確定(海外鉱山比較研究)	推薦書案作成(海外鉱山比較研究)	推薦書案作成	推薦書案を国へ提出
	施策	学術委員会設置 海外専門家招聘 調査委託(海外へ与えた影響)	学術委員会 国際専門家会議 海外調査	学術委員会 国際専門家会議 海外調査	推薦書起草委員会 学術委員会 国際会議 海外調査	推薦書起草委員会 学術委員会 国際会議	推薦書起草委員会 学術委員会 国際会議
						→	
普及啓発	目標	県民の気運醸成					→
	施策	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等	国際シンポジウム 講演会等
国文化財指定	目標	鶴子銀山跡	片辺・鹿野浦海岸 石切場跡、 西三川の重要文化的 景観		上相川遺跡、西三 川砂金山跡 相川の重要文化的 景観	新穂銀山跡、 鶴子の重要文化的 景観	
	施策	調査及び 報告書刊行				→	
保存管理・整備	目標	佐渡金銀山保存管理計画Ⅰ策定(H23指定史跡まで)	→	整備基本 計画策定	整備実施 計画策定	佐渡金銀山保存管理計画Ⅱ策定(H26国指定史跡まで)、包括的保存管理計画策定	保存管理・整備
	施策	保存管理計画策定 委員会設置		整備基本計画策定 委員会設置			

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

も ず ふるいち こふんぐん
百舌鳥・古市古墳群

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

おおさかふ さかいし はびきのし ふじいでらし
大阪府 堺市、羽曳野市、藤井寺市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡

4. 資産の概要

百舌鳥・古市古墳群は、4世紀後半から6世紀前半に営まれた、墳丘長 486m の仁徳天皇陵古墳(周濠を含めた全長は 840m)、墳丘長 425m の応神天皇陵古墳や履中天皇陵古墳などの巨大古墳をはじめ、さまざまな規模・墳形の 82 基の古墳からなる古墳群である。

本資産を構成する多数の古墳は、それぞれ規模や墳形に格差を有しつつ、日本の古墳文化において独自に発展した独創的な造形物である前方後円墳を頂点として階層的に築造されており、当時の社会を反映するモニュメントとして、さらには、人類の国家形成過程の多様性を考える上での資料として、学術的価値は極めて高い。

また、約 1500～1600 年前に築造された古墳が現代まで良好に残されていることは、高度な土木技術の存在に加え、古墳を守り継承してきた地域住民の理解と協力が大きな役割を果たしてきたことを示している。

本資産は、独特な墳墓の築造に膨大なエネルギーを集中した古墳文化を代表する遺産であり、日本において他に類をみない独自の文化が存在していたことを物語る遺産として、人類共通の普遍的価値をもつ。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

- (1) 暫定一覧表記載(平成 22 年 11 月 22 日)から平成 23 年 5 月 26 日世界文化遺産特別委員会報告時点(基準日:平成 22 年 12 月 31 日)までの取組・体制整備の状況

【取組み】**(普及事業等)**

- シンポジウム:世界遺産暫定一覧表掲載記念シンポジウム(H22.11)
- 展 示:「百舌鳥古墳群ーその出土品から探る」(堺市博物館 H22 特別企画展)
パネル展示(堺・羽曳野・藤井寺各市、H22)
発掘企画展 2010 世界遺産をめざして!(藤井寺市、H22.12)

- 講 座：市民向け講座等（堺市・羽曳野市・藤井寺市、H22）
市民との協働による古墳周辺の清掃活動やウォークラリー
（堺市・羽曳野市・藤井寺市、H22）
- その他：古市古墳群解説書の発刊（羽曳野市・藤井寺市、H22）
百舌鳥古墳群写真映像資料作成（堺市）
古市古墳群 PR 映像の作成 Vol. 1・2（藤井寺市）

（調査・研究）

- ・東アジアとの類似資産比較研究（府市合同事業、H22）
- ・規模・構造解明のための発掘調査を実施（堺市・羽曳野市・藤井寺市）

- （２）平成 23 年 5 月 26 日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成時点
（基準日：平成 24 年 3 月 1 日）までの取組・体制整備の状況

【取り組み】

（会議等）

- 第 1 回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（H23. 5）
- 第 1 回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議 幹事会（H23. 5）
- 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議
 - ・第 1 回 学術検討・条件整備部会（H23. 6）
 - ・第 2 回 学術検討・条件整備部会（H23. 12）
 - ・第 3 回 学術検討・条件整備部会（H24. 2）
- 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議
 - ・専門部会 考古学専門委員会（H23. 7）
 - ・第 10 回 専門部会（H23. 8）
 - ・第 7 回 有識者会議（H24. 3）
 - ・第 11 回 専門部会（H24. 3）
- 「百舌鳥・古市古墳群」国際専門家会議（H24. 1. 13～14）
 - ・海外から、マーティン・カーヴァー ヨーク大学名誉教授、朴天秀 慶北
大学校教授、王巍 中国社会科学院考古研究所所長を招聘し、国内専門家
及び有識者会議委員を交えて、百舌鳥・古市古墳群の価値等について議論。

（普及事業等）

- シンポジウム：「世界遺産・平泉に学ぶ―世界遺産と都市―」（H23. 10）
「世界文化遺産登録推進国際シンポジウム」（H24. 1）
- 展示：御堂筋 kappo2011 での古代衣装体験、パネル展示（H23. 10）
区民まつり等でのパネル展示（堺市）
市民ギャラリー及び峰塚公園管理棟での展示（羽曳野市、H23）
峯ヶ塚古墳後円部発掘調査二十周年・特別展示（羽曳野市、H24. 3）
市役所ロビー展示（藤井寺市）
藤井寺市を世界遺産のまちへ「緑と歴史の回廊」展
（藤井寺市、H23. 7～H24. 3）
- 講座：世界遺産講演会（堺市、H23. 12、H24. 2）

公民館歴史講座及び市民大学での世界遺産関連連続講座（羽曳野市）
世界遺産関連文化財講座（藤井寺市）

○その他：市民との協働による古墳周辺の清掃活動やウォークラリー
（堺市・羽曳野市・藤井寺市）

古市古墳群 PR 映像の作成 Vol. 3・4（藤井寺市）

世界遺産学習副読本作成と世界遺産学習の実施（藤井寺市）

（調査・研究）

○百舌鳥・古市古墳群の航空レーザ測量

○百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値の証明のための類似資産比較研究基礎調査

○古墳の規模、構造解明のため、孫太夫山古墳・銅亀山古墳（百舌鳥古墳群）の発掘調査

（史跡公有化）

○史跡古市古墳群応神天皇陵古墳外濠外堤の一部（347.86 m²）公有化
（羽曳野市、H23）

○史跡古市古墳群古室山古墳の一部（787.64 m²）公有化（藤井寺市、H23）

【体制整備の状況】

①都道府県及び市町村における担当部局の設置、関係自治体・部局間連携会議の設置等

（関係自治体、部局間連携会議）

○百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を設置（H23.5）

（会長：知事、本部長：堺市長、副本部長：羽曳野・藤井寺両市長）

○古市古墳群世界文化遺産登録推進連絡会議を設置（羽曳野市・藤井寺市 H21.11）

（会長：藤井寺市教育委員会事務局教育部長、副会長：羽曳野市市長公室政策推進課世界文化遺産推進室長 [H23 年度時点]）

○羽曳野市議会に古市古墳群世界文化遺産登録特別委員会を設置（H24.2）

（担当部局）

○堺市文化観光局世界文化遺産推進室（H23.4）

○羽曳野市市長公室政策推進課世界文化遺産推進室（H23.4）

○古市古墳群世界文化遺産登録推進庁内連絡会議を設置（羽曳野市、H23.4）

（会長：市長公室政策推進課世界文化遺産推進室長、副会長：教育委員会事務局生涯学習室社会教育課歴史文化推進室長）

6. 推薦に向けた課題

（第20回世界文化遺産特別委員会で示された第1WGの主な意見）

- ① OUV の説明の仕方（特に形態と規模に基づく古墳群の社会的意味の説明、古墳の墳丘周辺の関連施設の有無）、構成資産の取捨選択
- ② 世界遺産として記載された場合の保存管理体制

- ③ 推薦する際の名称
④ バッファゾーンの扱いについて

上記の課題に対し、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議、専門部会、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議の学術検討・条件整備部会、部会ワーキング等において検討を進めている。

とくに、課題①の構成資産の取捨選択、それに伴う顕著な普遍的価値の証明に関する作業、コンセプト等に関する考え方などについて、現在文化庁と協議中。また、来年度は課題②、③、④に関する検討作業も深め、推薦書案作成を実施していく。

7. 基準の適用

- ・該当する登録基準 (ii) (iii) (iv)
 - (ii) 3世紀後半～6世紀末の古墳時代のうち、4世紀後半から6世紀前半に日本の各地において造営された数多の古墳群は、百舌鳥・古市古墳群を模範として築造され、この時代の古墳造営に関わる規範が形成される上で重要な基礎を成した。
したがって、百舌鳥・古市古墳群は、この時代の日本列島における首長層の古墳造営に係る価値観の交流を表している。
 - (iii) 4世紀後半～6世紀前半の百舌鳥・古市古墳群は、古墳の巨大化の頂点に位置し、巨大古墳の周囲に中小の多様な古墳を配置することで政治的・社会的支配の実態を反映する独特の文化的伝統がこの時代の日本列島に存在したことを明示している。
したがって、百舌鳥・古市古墳群は、この時代の古墳造営に関わる文化的伝統の類い希なる物証である。
 - (iv) 百舌鳥・古市古墳群は、3世紀後半～6世紀末の日本の国家形成過程における首長層の政治権力を背景として造営された巨大記念工作物である。それは、世界最大の面積を誇る仁徳天皇陵古墳のみならず、前方後円墳、円墳・方墳など多様な規模・形態・意匠を持つ一群の古墳を含む。
したがって、百舌鳥・古市古墳群は、3世紀後半～6世紀末における日本の政治・社会構造を反映する古墳群の中でも傑出した存在であり、典型的・代表的な事例である。

8. 真実性／完全性の証明

百舌鳥・古市古墳群は、古墳についての考古学的研究や文献史料によって、古墳の築造年代や当時の文化の特徴が明らかにされ、各古墳の墳丘が良好な状態で保存され、その真実性は十分に保持されている。

百舌鳥・古市古墳群は、5世紀代の日本各地の古墳の模範となった巨大古墳及び中・小規模の古墳の典型例が含まれており、資産の完全性は十分に保持されている。

9. 類似資産との比較研究

○百舌鳥・古市古墳群が墳墓遺産であることを踏まえ、東アジアの類似資産について、平成 21・22 年度に下記のような項目で比較研究を実施した。

【比較の視点】

- ・墳墓の形態、規模、構造、副葬品
- ・群構成のあり方とその立地
- ・築造年代
- ・社会構造との関連性
- ・造墓思想
- ・資産の動向や保存管理の状況 等

【比較の資産】

- ・慶州歴史地域（韓国）
- ・高敞、和順、江華の支石墓群（韓国）
- ・朝鮮王朝の王墓群（韓国）
- ・高句麗古墳群（北朝鮮）
- ・古代高句麗王国の首都と古墳群（中国）
- ・明・清朝の皇帝陵墓群（中国）
- ・秦の始皇陵（中国）

○また、平成 23 年度は、類似資産比較研究基礎調査（世界遺産リスト及び暫定リスト等から比較検討すべき類似資産を抽出する作業）を委託事業で実施中。

【おもな比較の視点】

①墳墓と社会

- ・社会構造との関連性
- ・偉大な人物を記念するモニュメント
- ・都市部にある古墳群
- ・群構成のあり方
- ・祭祀の対象として今も継続している遺産であるか

②墳墓の形状や物理的特徴からわかること

- ・墳墓本体への装飾など、墓の外部を飾る文化があるか
- ・文化交流として価値があるか。何が交流を示す根拠になっているか。
- ・棺の位置
- ・構造・築造技術
- ・特殊な形状のプロトタイプとなった古代の構造物 等

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

別紙 1 及び別紙 2 のとおり

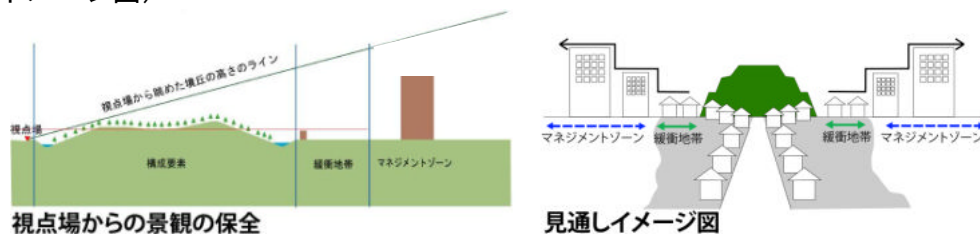
11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市の 4 自治体共同で組織する百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議では、有識者会議や専門家等による現地

視察・意見交換を行いつつ、次の方向で検討中である。

- ・「周辺の都市環境と古墳群との調和の持続」を基本理念とする
- ・自然地形、歴史的環境、市街地景観の観点からの検討
- ・巨大古墳と中小古墳に分類し、異なった緩衝地帯の取扱いについて検討
- ・緩衝地帯の周囲に、資産と都市部との円滑な接続を図る区域として、古墳と共生するまちづくりを行うためのマネジメントゾーンの設置を検討

(イメージ図)



緩衝地帯	
範 囲	○緩衝地帯保全の3つの観点から範囲を検討 ・自然地形の観点 ・歴史的環境の観点 ・市街地景観の観点
方向性	○下記の要素の保護により、資産を保全 ・古墳群築造の前提となった自然地形 ・古墳群と共にある歴史的環境 ・古墳群を取り巻く市街地景観
内 容	○都市計画法、都市公園法等で高さ等を規制。以下の手法等を想定。 ・風致地区（既存） ・都市計画公園（既存） ・第一種低層住居専用地域（既存） ・景観地区の指定 ・景観条例の制定又は改正 ・屋外広告物の規制、誘導

12. 保存管理計画の策定状況

【個別保存管理計画】

○百舌鳥古墳群

平成 21 年度 基本構想策定資料（保存・管理）の作成
平成 24 年度 保存管理計画の検討*

○古市古墳群

平成 24 年度 保存管理計画の検討*
平成 25 年度 保存管理計画の策定*

【包括的保存管理計画】

平成 25 年度策定*

*未指定古墳の国史跡指定および追加指定を想定しつつ、作業を進めていく

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

年次目標	作業項目
平成24年度	・構成資産の国史跡指定及び追加指定作業の実施 ・国史跡の買い上げ事業の実施 ・類似資産比較研究に基づく顕著な普遍的価値の精査 ・国際専門家会議の開催 ・緩衝地帯の検討 ・保存管理計画の検討 ・包括的保存管理計画の検討 ・推薦書原案作成
平成25年度	・構成資産の国史跡指定及び追加指定の意見具申 ・国史跡の買い上げ事業の実施 ・保存管理計画の策定 ・包括的保存管理計画の策定 ・景観条例制定（藤井寺市） ・緩衝地帯の設定 ・推薦書案作成 ・推薦書案提出
平成27年度	・世界遺産登録（最短の場合）

14. その他

- 平成24年度に国際専門家会議、国際シンポジウムを開催予定（調整中）
百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事業で実施を検討中。
- ・名称・場所：未定
 - ・時期：平成24年11月中旬から12月頃（予定）
 - ・内容：緩衝地帯のあり方、資産の保存管理、構成資産の顕著な普遍的価値、等について

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称

百舌鳥・古市古墳群

No.	構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置 状況	所在地	指定にむけた 準備状況	備考
M1	にんとくてんのうりようこふん 仁徳天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M2	りちゆうてんのうりようこふん 履中天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成20年度 確認調査(堤・第2濠)を実施。	
M3	にさんざいこふん ニサンザイ古墳 (東百舌鳥陵墓参考地)	国 陵墓	—	大阪府堺市	昭和51年度から数次の発掘調査(第2濠)を実施。平成20年度 地中レーダー探査(第2濠)を実施。	
M4	ごびょうやまこふん 御廟山古墳 (百舌鳥陵墓参考地)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成20年度 確認調査(墳裾・周濠)を実施。	
M5	ちのおかこふん 乳岡古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成21年度 地中レーダー探査を実施。	
M6	はんぜいてんのうりようこふん 反正天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M7	いたすけこふん いたすけ古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市		
M8	ながやまこふん 永山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M9	ながつかこふん 長塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成16年度から発掘調査を実施。地中レーダー探査を平成21年実施(墳丘)。	
M10	まるほやまこふん 丸保山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓 ・指定史跡	—	大阪府堺市		
M11	ごびょうおもてづかこふん 御廟表塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成20年度地中レーダー探査を実施。平成24年度に発掘調査を実施予定。	
M12	ぜにつかこふん 銭塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成21年 仮整備実施。	
M13	じょうのやまこふん 定の山古墳	—	—	大阪府堺市	平成20年度 地中レーダー探査(墳丘・周濠)を実施。	
M14	たつさやまこふん 竜佐山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成19・20年度 地中レーダー探査、確認調査(周濠外)を実施。	
M15	おさめづかこふん 収塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成13年度から数次にわたり発掘調査を、平成19・20年度 地中レーダー探査、確認調査(周濠外)を実施。	
M16	まごだゆうやまこふん 孫太夫山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成19年度 地中レーダー探査、確認調査(周濠外)を実施。平成23年度に発掘調査を実施。	
M17	はたづかこふん 旗塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成19・20年度 地中レーダー探査(周濠)、確認調査(墳丘・周濠)を実施。	
M18	もんじゅづかこふん 文珠塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成15年度から発掘調査を実施。平成21年度 地中レーダー探査を実施。	
M19	かぶとづかこふん かぶと塚古墳	—	—	大阪府堺市		

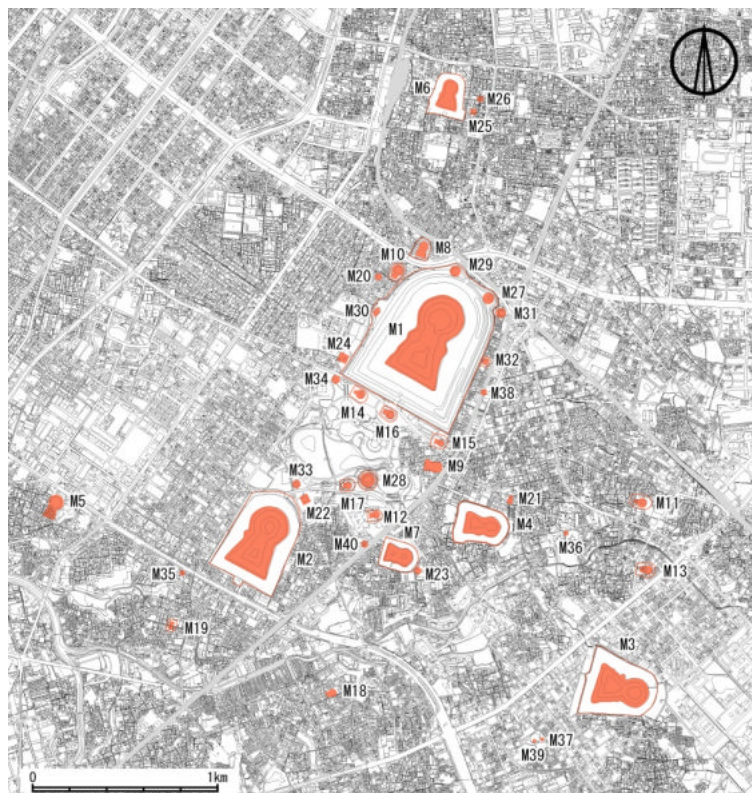
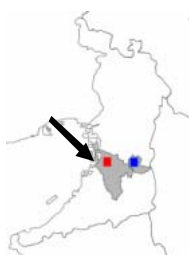
M20	こもやまづかこふん 菰山塚古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M21	もずやまこふん 万代山古墳	—	—	大阪府堺市	平成21年度 地中レーダー探査(墳丘)を実施。	
M22	てらやまみなみやまこふん 寺山南山古墳	—	—	大阪府堺市	平成12・20・22年度に発掘調査(墳丘・周濠)を実施。	
M23	ぜんえもんやまこふん 善右エ門山古墳	—	—	大阪府堺市	平成11年度から発掘調査を実施。	
M24	どうがめやまこふん 銅亀山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成23年度発掘調査。平成24年度も継続調査を実施予定。	
M25	すずやまこふん 鈴山古墳 (反正天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M26	てんのうこふん 天王古墳 (反正天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M27	だいあんじやまこふん 大安寺山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M28	ぐわしょうぼうこふん グワショウ坊古墳	—	—	大阪府堺市	平成19・20年度 地中レーダー探査(周濠外)、確認調査(墳丘・周濠)を実施。	
M29	ちややまこふん 茶山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M30	ひのたにこふん 樋の谷古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M31	げんえもんやまこふん 源右衛門山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M32	つかまわりこふん 塚廻古墳	国 指定史跡	—	大阪府堺市	平成21年度から地中レーダー探査を実施。	
M33	しちかんのんこふん 七観音古墳	—	—	大阪府堺市		
M34	きつねやまこふん 狐山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市	平成20年度 地中レーダー探査(周濠)、確認調査(周濠)を実施。	
M35	きょうどうこふん 経堂古墳 (履中天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府堺市		
M36	ちんじゆやまづかこふん 鎮守山塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成9年度から発掘調査を実施。平成24年度に発掘調査を実施予定。	
M37	どんちゃんやま2ごうふん ドンチャン山2号墳	—	—	大阪府堺市	平成21年度 確認調査(墳丘)を実施。	
M38	かがみづかこふん 鏡塚古墳	—	—	大阪府堺市	平成6・7年度に発掘調査を実施。	
M39	しょうらくじやまこふん 正楽寺山古墳	—	—	大阪府堺市	平成21年度 確認調査(墳丘)を実施。	
M40	ひがしうえのしばちよう1ごうふん 東上野芝町1号墳	—	—	大阪府堺市		

F1	おうじんてんのうりようこふん 応神天皇陵古墳	国 陵墓 ・指定史跡	—	大阪府羽曳野市	平成19年度に範囲確認調査を実施。平成22年度に史跡古市古墳群(応神天皇陵古墳外濠外堤)で追加指定。	
F2	なかつひめこうごりようこふん 仲姫皇后陵古墳 (仲津山古墳)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
F3	ちゅうあいてんのうりようこふん 仲哀天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
F4	いんぎょうてんのうりようこふん 允恭天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
F5	はかやまこふん 墓山古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓 ・指定史跡	—	大阪府羽曳野市		
F6	つどうしろやまこふん 津堂城山古墳 (藤井寺陵墓参考地)	国 陵墓 ・指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F7	やまとたけるのみことはくちようりようこふん 日本武尊白鳥陵古墳	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F8	のなかみやまこふん 野中宮山古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
F9	こむろやまこふん 古室山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F10	にんけんでんのうりようこふん 仁賢天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F11	あんかんでんのうりようこふん 安閑天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F12	せいねいてんのうりようこふん 清寧天皇陵古墳	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F13	ふたつづかこふん 二ツ塚古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F14	おおとりづかこふん 大鳥塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F15	はざみやまこふん はざみ山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F16	みねがつかこふん 峯ヶ塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府羽曳野市	平成25年度に範囲確認調査を実施予定。	
F17	かすがやまだこうごりようこふん 春日山田皇女陵古墳 (高屋八幡山古墳)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F18	はちづかこふん 鉢塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F19	いなりづかこふん 稲荷塚古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
F20	こしらがやまこふん 小白髪山古墳 (清寧天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F21	むこうはかやまこふん 向墓山古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F22	じょうがんじやまこふん 浄元寺山古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	

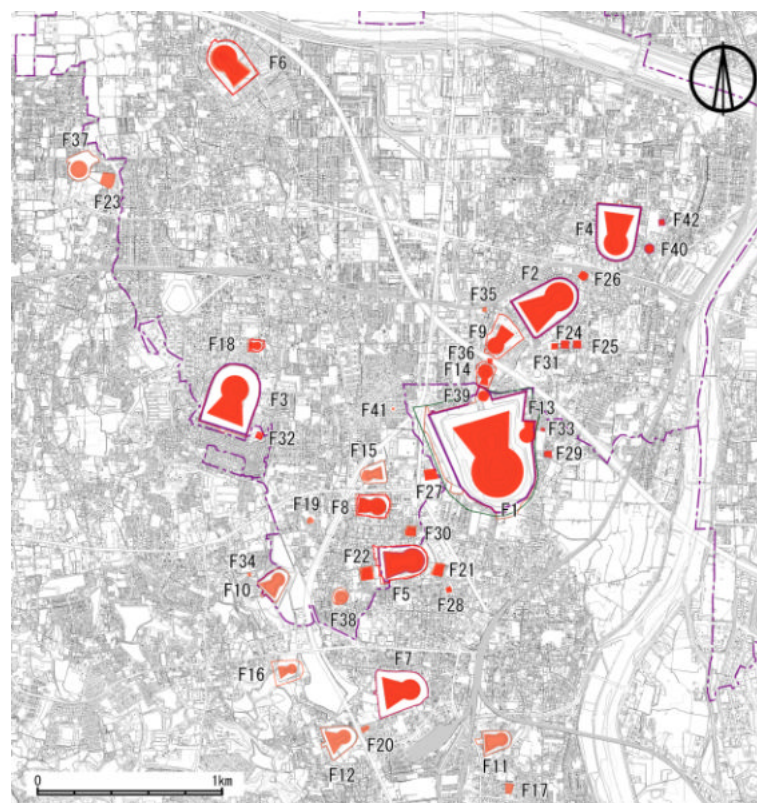
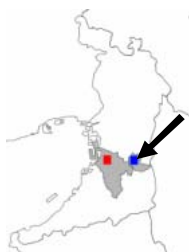
F23	ゆうりゃくてんのうりようこふん 雄略天皇陵古墳 しまいずみひらつかこふん (島泉平塚古墳)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
F24	なかやまづかこふん 中山塚古墳 (仲姫皇后陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
F25	やしまづかこふん 八島塚古墳 (仲姫皇后陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
F26	なべづかこふん 鍋塚古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F27	ひがしやまこふん 東山古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
F28	にしうまづかこふん 西馬塚古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F29	くりづかこふん 栗塚古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F30	のなかこふん 野中古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F31	すけたやまこふん 助太山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F32	わりづかこふん 割塚古墳	—	府指定史跡	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
F33	ひがしうまづかこふん 東馬塚古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F34	のうえこふん 野々上古墳 (仁賢天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
F35	まつかわづかこふん 松川塚古墳	—	—	大阪府藤井寺市	平成23年度指定同意協議開始。	
F36	せきめんやまこふん 赤面山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F37	ゆうりゃくてんのうりようこふん 雄略天皇陵古墳 しまいずみまるやまこふん (島泉丸山古墳)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F38	あおやまこふん 青山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F39	こんだまるやまこふん 誉田丸山古墳 (応神天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府羽曳野市		
F40	みやのみなみづかこふん 宮の南塚古墳 (允恭天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		
F41	ばんしよやまこふん 蕃所山古墳	国 指定史跡	—	大阪府藤井寺市		
F42	いぬいづかこふん 衣縫塚古墳 (允恭天皇陵古墳陪冢)	国 陵墓	—	大阪府藤井寺市		

別紙2 構成資産（コア・ゾーン）の位置図

資産名称 百舌鳥・古市古墳群



百舌鳥古墳群



古市古墳群

「ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献-」の
世界遺産推薦について

1. 名 称

ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献-
(L'œuvre architecturale de Le Corbusier
-Une contribution exceptionnelle au Mouvement Moderne-)

(旧名称 ル・コルビュジエの建築と都市計画
L'œuvre architecturale et urbaine de Le Corbusier)

2. 概 要

ル・コルビュジエ (Le Corbusier, 1887~1965) は、パリを拠点に活躍した建築家・都市計画家。建築・都市計画のみならず絵画、彫刻、家具などの制作にも取り組み、小住宅から国連ビルの原案まで幅広い創作活動を展開した。合理的、機能的で明晰なデザイン原理を絵画、建築、都市等において追求し、20 世紀の建築、都市計画に大きな影響を与えた。本推薦は、世界各地に所在する彼の建築・都市計画作品のうち、6 カ国に所在する 19 の資産について、一括して世界遺産に登録しようとするものである。

3. 遺産の種別

文化遺産 記念工作物、建造物群

4. 構成資産

別紙参照

5. 価値

以下に示すとおり、本資産は世界遺産の登録基準の i)、ii)、vi) の観点から評価が可能である。

i) ル・コルビュジエの建築作品は、人間の創造的才能を示す傑作である。

ル・コルビュジエの作品群は、20 世紀の新たな問題を探り、これに対する前例の無い答えを見出したものである。彼の比類無き創意は住宅から都市計画まで幅広く見られ、形態、空間、色彩のみならず、技法やそこでどのように生活するかといった面にも現れている。彼の作品群は、独創的な創造物であるに留まらず、世界中の建築作品が採用する解決策を先取りしたものである。

ii) ル・コルビュジエの建築作品は、近代建築の発展に重大な影響を与えたある期間を物語るものである。

ル・コルビュジエの作品群は、「近代建築運動」と呼ばれる 20 世紀における建築の主流をなす手法の、誕生と発展を物語るものである。この運動の下、世界中の都市景観がその形態、材料、技術の各側面において大きく変容した。ル・コルビュジエは、20 世紀初頭から 1960 年代半ばまでこの運動にきわめて重要な貢献をしただけでなく、その死後も著書等を通じて影響を与え続けている。

vi) ル・コルビュジエの建築作品は、顕著な普遍的価値を有する思想、芸術的作品と関連がある。

ル・コルビュジエの作品群は、20 世紀を特徴づけ、本質的な普遍性を有する近代主義に直接的な関連性がある。インターナショナルスタイルと機能主義を含むこの思想は、20 世紀の建築に大きな影響を与え、その居住環境や建築についての人々の

思考様式を一変させ、今日でも全ての建築家が共有する文化的な土台をなしている。

6. 経緯

平成19年 9月 フランス文化・コミュニケーション省から共同推薦の依頼

同月 「国立西洋美術館（本館）」を暫定一覧表に記載

20年 2月 6カ国（フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・日本・アルゼンチン）により世界遺産に推薦

10月 イコモスによる現地調査

21年 5月 イコモス勧告（「登録延期」の勧告）

6月 第33回世界遺産委員会（セビリア）における審査
（「情報照会」の決議）

23年 1月 ユネスコ世界遺産センターへ情報照会対応文書を提出

5月 イコモス勧告

6月 第35回世界遺産委員会（パリ）において、「記載延期」勧告

24年 2月 「20世紀建築と世界遺産」シンポジウム開催（東京）

3月 前回委員会勧告に基づき、推薦国と ICOMOS の会合を実施（パリ）

7. 第35回世界遺産委員会（パリ）での審議結果

<要旨>

「記載延期」。

<主な審議内容のポイント>

- 複数の大陸にまたがる6カ国が協力して、「国境を越えたシリアル・ノミネーション」（複数国に所在する連続例のある資産の推薦）を行ったことは非常に有意義である。
- フランスの3つの資産について個別の推薦を行ってはどうかという点については、6カ国を代表してフランスが引き続き、多様性のある広い考え方で推薦を行いたいと表明した。
- シリアル・ノミネーションの考え方を問う重要な推薦であり、「不記載」として議論を終わらせてしまうべきではなく、「記載延期」として委員会での議論を続けるべきとされた。
- 推薦国による緩衝地帯の明確化や、資産が所在する自治体間のネットワークの構築、恒常的な会合の設置への努力について賞賛がなされた。

国立西洋美術館について

1. 概要

国立西洋美術館本館は、日本に所在する唯一のル・コルビュジェ設計による建築である。

実業家・松方幸次郎の美術品コレクション（絵画、彫刻等）のうち、パリに保管され、第二次世界大戦後にフランス政府に押収されたものについては、1953 年、その大半が日本国政府へ寄贈されることとなった。寄贈に当たっては、西洋美術の変遷が学術的に日本人に伝わるような新美術館の建設が条件とされ、国立西洋美術館本館は、この条件を満たすために日本国政府が上野恩賜公園内に建設したものである。

設計者にはル・コルビュジェが選ばれ、建設にあたっては、ル・コルビュジェの下で学んだ前川國男、坂倉準三、吉阪隆正が設計補助ならびに現場監理を行っている。着工は 1958 年 3 月、竣工は 1959 年 3 月である。

国立西洋美術館は、陸屋根、正方形の平面形状、らせん状の回廊、展示品の増加に伴い渦が大きくなるように増床できる平面計画等、ル・コルビュジェによる「限りなく成長する美術館 (Musée à croissance illimitée)」の構想をよく現した作品として評価されている。ピロティー、屋上庭園、斜路、自然光を利用した照明計画等、ル・コルビュジェに特徴的な設計要素を随所に見せる点でも貴重であり、20 世紀を代表する世界的建築家のル・コルビュジェの代表作品として、顕著な普遍的価値を有している。

2. 遺産の種別

文化遺産のうち、記念工作物

3. 所在地

東京都台東区上野公園 7-7

(正面)



(展示室)

